

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（令和7・8年度）報告書

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/196/mext_00001.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

調査研究協力者会議等（初等中等教育）

>

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（令和7・8年度）

> 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（令和7・8年度）報告書

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（令和7・8年度）報告書

「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（令和7・8年度）」の報告がまとまりましたので、公表します。

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（令和7・8年度）報告書（概要）(PDF:195KB)

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（令和7・8年度）報告書 (PDF:545KB)

【参考資料】外国人児童生徒等の教育の充実に関する現状と課題について (PDF:6.5MB)

お問合せ先

総合教育政策局国際教育課

電話番号：03-5253-4111（代表）（内線2035）

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

現状と課題

- ◆ **日本語指導が必要な児童生徒が急増**(9年間で約2倍の8.5万人) ◆ **不就学の可能性**のある外国人の子供も依然として多い(9千人)
- ◆ 日本語指導が必要だが**特別な配慮に基づく指導を受けていない**児童生徒も約1万人存在
- ◆ **全国的に集住化・散在化が同時に進行**するとともに、支援が必要な児童生徒の**母語も多様化**
- ◆ 日本語指導に係る人材確保・支援体制・知見の蓄積などの面で**地方公共団体間の格差も存在**

基本的な考え方

- ◆ 個人として、また社会の一員として、**自立して生きる力**を育む
- ◆ 教育の**質の確保**と**学校現場の負担軽減**を**両立**する
- ◆ 全国的な取組の水準向上に向け、**国がより主導的な役割を果たす**
- ◆ **広域的な取組**により学校現場を支える

主な取組

小学校就学前・来日直後の取組

- ・ **プレスクール・プレクラス(初期日本語指導等)のモデル構築と全国展開** ※本報告書では、「プレスクール」は主に学齢期以前の外国人幼児に対する支援を行う取組、「プレクラス」は主に学齢期の外国人児童生徒に対する初期日本語指導等の支援を行う取組と記載
- ・ **就学の促進**に向けた部局間連携と実態把握の推進
- ・ 幼児教育施設での指導の工夫、地域日本語教室への親子参加、**小学校への確実な引継ぎ**を推進

指導内容の深化・充実

- ・ **強みを生かし**ながら、**教育課程全体**を通じ、社会に参画するための資質・能力を育成するという基本的な考え方を、次期学習指導要領等で明示
- ・ **ガイドライン**を策定し具体的な指導内容・方法を提示
- ・ **特別の教育課程**の活用や**個別の指導計画**の作成を推進
- ・ **生成AIの活用**による**多言語対応**や散在地域等での**オンライン活用**の効果的な方法の提示

指導体制の確保・充実

- ・ 指導体制に関する**基本的なモデルづくり**
- ・ **日本語指導補助者及び母語支援員**の配置をはじめ、**地方自治体の取組への支援の強化**
- ・ **登録日本語教員**等の積極的な活用
(特別の教育課程等での活用、「日本語教育機関認定法ポータル」を活用した任用)
- ・ **アドバイザーの派遣**による伴奏支援の充実

教師等の指導力の向上に向けた養成・採用・研修

- ・ 教員養成段階における、外国人児童生徒等の教育に関する**内容の充実**を検討(中央教育審議会)
- ・ 日本語指導の**専門性を有する者の採用促進**
- ・ 教職員支援機構等の**研修の普及**

外国人児童生徒等の進学・就職機会の確保

- ・ 高等学校入学者選抜における**特別定員枠**の設定や、**受検での配慮**を収集・周知
- ・ **キャリア支援等に関する実践ガイド**の取組方法や事例を普及

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議
報告書

令和8年6月

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議

目次

はじめに.....	2
I 総論	
1. 現状と課題.....	3
2. 基本的な考え方.....	4
II 各論	
1. 小学校就学前・来日直後の取組について.....	6
2. 小・中・高等学校段階での取組と支援策.....	9
2-1 指導内容の深化・充実について.....	9
2-2 指導体制の確保・充実について.....	14
2-3 教師等の指導力の向上に向けた養成・採用・研修について.....	19
3. 進学・就職へのきめ細かい支援の促進について.....	23
参考資料.....	26

はじめに

- 我が国に在留する外国人の増加に伴い、学校に在籍する外国人児童生徒も急激に増加し、公立学校に在籍する外国人児童生徒は約15.1万人（令和7年度）となっている。加えて、日本語指導が必要な児童生徒¹も増加しており、文部科学省が令和7年度に実施した「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」（以下「受入状況等調査」という。）では、約8.5万人と過去最高の人数となっている²。
- これまで、令和3年1月の中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」や、令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画において、外国人児童生徒等の教育の重要性が指摘されてきた。また、令和7年9月に改定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」においても、外国人の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講ずることが示されている。
- さらに、令和7年11月、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、新たに関係閣僚会議が設置され、今年1月に「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）が取りまとめられた。
- こうした状況の中、本有識者会議では、少子高齢化、人口減少時代における我が国において、外国人児童生徒等を含めた全ての子供に質の高い学びを提供できるよう、関係者からのヒアリングを交えつつ13回にわたり議論を重ねてきた。この度、その成果を取りまとめ、国、地方公共団体、学校、その他の関係者が今後取り組むべき施策の具体的な方向性について以下のとおり提言を行うものである。
- 今後、本報告書を踏まえつつ、地方公共団体、学校、その他の関係者において、外国人児童生徒等に対する教育への取組が着実に推進されることを期待する。
- 国においては、本報告書に盛り込まれた内容について、地方公共団体、学校、その他の関係者に対する周知を図るとともに、関係省庁が緊密に連携しつつ、スピード感を持って関係施策に取り組んでいくことを求める。

¹ 日本語指導が必要な児童生徒の中には日本国籍の子供も存在する。このため、本報告書ではこれらを総称して「外国人児童生徒等」と呼ぶ。

² 外国人の子供については、国際人権規約や児童の権利に関する条約を踏まえ、義務教育諸学校への入学を希望する場合は、無償で受入れている。

国際人権規約：1966年の国連総会において採択され、1976年に発効。日本は1979年に批准。世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。このうち、社会権規約において、教育に関する権利が定められている。

児童の権利条約：1989年の国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定している。

I 総論

I. 現状と課題

- 受入状況等調査の結果では、日本語指導が必要な児童生徒はこの9年間で約2倍に急増しているが、日本語指導が必要と判断された児童生徒のうち、約1割が学校において特別な配慮に基づく指導を受けていない。また、義務教育段階において、特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒のうち、特別の教育課程³による指導を受けている児童生徒は約8割に留まっており、その実施状況は令和5年度から令和7年度にかけて概ね横ばいで推移している。
- また、文部科学省が令和7年度に実施した「外国人の子供の就学状況等調査」（以下「就学状況等調査」という。）によると、約9千人が不就学の可能性があることが示されている⁴。「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（令和2年7月1日。以下「就学促進等の指針」という。）を踏まえた教育委員会等の取組により、その割合は近年減少傾向にあるものの、依然として一定の不就学の子供が存在している。
- また、大都市圏を中心に外国人児童生徒等が集住する地域がある一方、学校に数人程度のみ在籍する、いわゆる散在地域も増加している。外国人児童生徒等が日常的に使用している言語については、従前から多くを占める中国語やポルトガル語、フィリピン語以外にも様々な言語⁵が使用されており、母語の多様化が進んでいる。こうした現状の詳細は、「II 各論」で取り扱う。
- これまで、国は、日本語指導が必要な児童生徒に関する特別の教育課程の制度化、日本語指導に必要な教員定数の改善、日本語指導補助者等の配置や就学促進等を行う地方公共団体に対する補助事業等に取り組んできた。これらを受けて、外国人児童生徒等を学校につなぐ仕組みや就学後の支援の取組は一定程度進んできていると考えられる。
- しかし、これらの取組が追い付かないほどに、外国人児童生徒等は増加している。さらに、今後、在留外国人の一層の増加とそれに伴う外国人児童生徒等の増加も想定する必要がある。加えて、散在化の進行や母語の多様化により、集住地域で確立してきた指導モデルだけでは対応が困難となることや、学校現場だけの対応では限界があること等も認識すべきである。こうした現状や将来を見据え、これまでの延長線のみならず、新たな解決策を含め総合的な対応を検討し、提示する必要がある。

³ 平成 26(2014)年1月に学校教育法施行規則を改正し、外国人児童生徒等の在籍学級以外の教室で行われる指導について、特別の教育課程を編成・実施することができるよう制度を整備した(同年4月1日施行)。また、高等学校等(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)についても、同様に制度を整備(令和4年3月に公布・令和5年4月1日施行)。

⁴ 就学状況等調査によると、令和7(2025)年度の不就学の可能性のある子供の数は 9,153 人。令和元(2019)年度は、19,420 人であり、6 年間で 10,267 人減少している。

⁵ インドネシア語、ウルドゥ語、タイ語、ネパール語、ベンガル語等

2. 基本的な考え方

(1) 個人として、また社会の一員として、自立して生きる力を育む

- 外国人児童生徒等は、将来にわたり日本社会を構成する一員となる可能性のある存在であり、個人としてその能力を存分に開花させるとともに、社会の構成員として自立し責任を果たしていくことができるよう、日本語能力をはじめ、必要な資質・能力を身に付けていくことが求められる。詳細については、「2-1 指導内容の深化・充実について」で取り扱う。
- 外国人児童生徒等が、将来、責任ある日本社会の一員として生活を営むことができるよう、国及び地方公共団体において必要な環境整備を行うことは、日本社会にとって極めて重要な基盤的投資⁶と言える。むしろ、外国人児童生徒等の不就学や学習の遅れ、学校生活への不適応等の状態を放置することは、孤立や分断を生み、将来的な社会的負担の増大につながるおそれがある。
- 支援に当たっては、支援を必要とする子供の差異を「弱み」としてのみ捉えるのではなく、そうした子供たちが持つ「長所・強み」に着目し、その可能性を引き出し、力を発揮できるようにしていくという視点（エンパワメント）が大切⁷である。特に、外国人児童生徒等が有する多言語・多文化の経験や背景についても、それを強みとして捉え、生かしていくことが重要である。日本人の子供にとっても、学齢期から様々な背景や母語等を有する子供とともに学習する機会を持つことは、多様な価値観や文化的背景を理解し、資質・能力を高めることにつながる。また、在籍学級における外国人児童生徒等にとって効果的な指導は、全ての子供にとっても有効であるという視点や、学校における多様性の包摂を進めるという視点を持つことは重要である。
- 全ての子供に対する教育の保障は、社会の統合を支える基盤である。国や地方公共団体、学校、保護者、地域の関係団体等、子供に関わる全ての者がこれを念頭に置きつつ、共生社会の実現に向け、外国人児童生徒等を含めた全ての子供を支えていくことが求められる。

(2) 全国的な取組の水準向上に向け、国がより主導的な役割を果たす

- 外国人児童生徒等の教育において、国の果たす役割は極めて重要である。外国人児童生徒等の教育は、一部の地方公共団体や学校のみでなく、全国の地方公共団体と学校現場にとって、年々大きな課題となっている。また、支援人材が不足している地域も多く、教育支援の格差につながっているとの指摘も多い。これらに鑑みれば、これまでの各学校や地方公共団体における取組の成果や課題を土台に、国において外国人児童生徒等の教育に関する取組の基本的な方向性を示し、全国的な教育水準の向上を図ることが必要である。例えば、「プレクラス」のモデルづくり、効果的・効率的な指導内容・方法に関する具体的なガイドラインの提示、効果的な指導体制の明確化、専門性を有する人材の養成・研修等において、国が主導的な役割を果たすことが有効と考えられる。

⁶ 「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議意見書」（令和8年1月14日）p.4

⁷ 第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日 閣議決定）p.16

(3) 教育の質の確保と学校現場の負担軽減を両立する

- 学校現場における持続可能な体制を整備し、教育の質の確保と負担軽減を図ることが必要である。今後、更なる外国人児童生徒等の増加により、学校の教育活動全体に過度な負担が生じれば、全体として教育の質の低下につながるおそれがある。こうした事態を防ぎ、教育の質の確保と学校現場の負担軽減を両立する観点から、必要な指導体制の整備や指導力の向上に関する取組等を進めていくことが重要である。

(4) 広域的な取組により学校現場を支える

- さらに、広域的な取組により学校現場を支える体制を構築していくことが必要である。全国で外国人児童生徒等の集住化と散在化が同時に進行する現状を踏まえると、学校のみでの取組では限界があり、知見を広域的に展開し、受入れ経験の少ない教育委員会や学校も含め支援していくことが必要になる。そのため、広域の地方公共団体である都道府県教育委員会がハブとなり、域内の市町村や学校現場に対する知見や先進事例に関する情報の提供、研修の実施、日本語指導補助者や母語支援員等の専門人材の確保及び市町村への派遣、多様な機関との連携構築に関する支援を行うなど、広域的な取組を進めていくことが求められる。
- 以上の基本的な考え方を踏まえつつ、「Ⅱ各論」において、1. 小学校就学前・来日直後の取組、2. 小・中・高等学校段階の取組、3. 進学・就職への取組の順に沿って、具体的な取組を記載する。

Ⅱ 各論

Ⅰ. 小学校就学前・来日直後の取組について

（現状と課題）

- 幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼児教育施設」という。）における外国人の幼児や海外から帰国した幼児等も増加しており、その受入れ及び小学校教育への円滑な接続については課題がある。例えば、幼児が特に支障なく生活を送っているように見えても、他の幼児の様子を見て行動しているだけで日本語の理解に課題がある場合もある。また、学齢期以前の幼児の保護者に対する十分な情報提供や支援も重要である。
- 学齢期以前の幼児や保護者を対象として、入学後の円滑な学校生活につなげるための支援を行う取組であるプレスクール⁸に取り組む地方公共団体も出てきているが、依然として一部に留まる。また、その実施主体についても、教育委員会や首長部局など、状況も様々である。
- さらに、来日直後などに、学齢期の外国人児童生徒等が、学校生活や教科学習等に移行していくために必要な、初期の日本語等を学ぶことを主な目的として、地方公共団体を中心に実施されているプレクラスは、外国人児童生徒等の学校生活への円滑な適応を促進する上で重要な役割を果たしている。さらに、外国人児童生徒等の緊張を和らげ、安心感を与えるとともに、受入れに十分な知見を有していない学校や教師にとっても、その負担を軽減するなどの効果が期待され、実施する地方公共団体も増えつつある。一方で、現状においては参照可能なモデルが確立されておらず、教育課程における扱いや、体制、指導内容、実施期間、対象者等も地方公共団体によって多様である。
- また、散在地域や、初めて外国人児童生徒等を受入れる地域、さらには交通アクセスの利便性が低い地域等においては、小学校就学前・来日直後の支援について、十分な整備や検討が進んでいるとは言い難い状況である。

（取組の方向性と具体的な施策）

【幼児教育施設等における取組】

- 幼児教育施設においては、幼児の発達を踏まえ、外国人幼児等が安心して自己を発揮できる環境の下、日常的な関わりや言葉掛けにおいて、日本語の力を育む視点を持ち、一人一人の実態に応じた指導の工夫を行うことを重視すべきである。また、こうした工夫は、他の幼児にとっても言葉を豊かに育むことにつながる観点から重要であるとともに、言葉を用いて考える力の基礎の育成等も必要である。こうした幼児教育施設における指導の工夫等については、引き続き中央教育審議会に

⁸ 「プレスクール」「プレクラス」については、法令等における定義がなく、各地で様々な名称・形態で取り組まれているところであるが、本報告書では、主に学齢期以前の外国人幼児を対象として、入学後の円滑な学校生活につなげるための支援を行う取組を「プレスクール」、主に学齢期の外国人児童生徒を対象として、学校就学前や就学後初期段階に、円滑な学校生活につなげるための初期日本語指導等の支援を行う取組を「プレクラス」として記載する。

おける次期学習指導要領等に向けた審議の中で検討を行う必要がある。

- 加えて、国は、地方公共団体及び幼児教育施設に対して、小学校就学に向けた相談等で得られた情報や要録等を小学校に引き継ぐよう周知する、地域の日本語教室等に親子で参加することを促す、指導の参考となる資料や動画等について一覧性のある分かりやすい形で情報提供するなどの対応を行うべきである。
- 小学校へ引き継ぐ情報としては、例えば、言語の発達に関する事項や習得状況、日本語の理解度等に関する配慮事項、子供が円滑に学校生活を送る上で必要な日本語に関する支援などが考えられる。なお、引き継ぐ内容や方法については、個人情報適切な取扱いと保護に十分留意するとともに、小学校においては、引き継いだ情報に過度にとらわれるのではなく、入学後の子供の様子の観察等も交えつつ、総合的に子供の理解を深めるための情報の一つとして扱うことが必要である。

【就学促進のための方策】

- 外国籍の子供の就学促進に向けて、教育委員会が首長部局（住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等）と連携し、就学状況の把握や就学案内等の取組を推進することが重要である。そのため、国は補助事業⁹を充実させるとともに、就学状況等調査等を活用し、それらの子供たちの実態把握に努め、引き続き、就学促進に関する好事例の収集や周知に努めるべきである。

【プレスクール（主に学齢期以前の外国人幼児に対する支援を行う取組）】

- 学齢期以前の幼児やその保護者を対象としたプレスクールについて、地方公共団体の取組が更に進むよう、引き続き、優良事例や補助事業¹⁰等の積極的な活用について周知・啓発を行う。

【プレクラス（主に学齢期の外国人児童生徒に対する初期日本語指導等の支援を行う取組）】

- プレクラスについては、学校生活への円滑な適応、語彙力の着実な向上や初期の日本語指導のみならず、来日直後初めての日本の学校生活に不安な外国人児童生徒等にとって、安心できる居場所としても機能している。このような取組と併せて、就学案内等を丁寧に行うことで、不就学の児童生徒がなくなる地方公共団体も見られる。
- 本有識者会議の議論においても、プレクラスは子供たちの日本語力を伸ばすことに関して、非常に効果的であったと前向きに評価する意見が示された。また、プレクラスにおける学習の中で、子供たちの特性や強み、家庭状況を把握することが重要であるとの意見や、専門性を持ってプレクラスで指導するためには、指導経験や専門性を有する人材を配置する必要があるとの意見、登録日本語教員がその専門性を活かしてプレクラスで活躍できるよう、必要な知識を習得するための研修等の機会を確保すべきであるといった意見もあった。このように、プレクラスは、外国人児童生徒等の実態把握や保護者・関係機関との連携を通じて、円滑な就学と継続

⁹ 外国人の子供の就学促進事業。

¹⁰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業。

的な支援につなげる役割も期待できる。さらに、プレクラスを教育課程内で行う場合は、学校の教育活動として位置付けられるため教科学習との連動が図りやすい・継続的かつ安定的に実施しやすい・各学校の居場所づくりや教師間の連携、在籍学級との連携が図りやすいなどのメリットがあるとの意見や、教育課程外で行う場合は、初期支援に特化しやすい・学校の負担を軽減しやすい・来日時期や日本語の習得度合い等に応じて集中的な支援を実施しやすいといった意見も示されており、学校教育との接続を意識した設計が重要である。

- 「総合的対応策」¹¹でも、プレスクールやプレクラスについて、方策を検討・提示することや抜本的な強化を図ること、地域の実情に応じた全国展開を図ることが盛り込まれているところである。
- 今後、各地域の実情に応じたプレクラス等の全国展開に向け、国が主導的な役割を果たしつつ、プレクラス等のモデルをつくり、財源の確保も含め、取組を推進する必要がある。なお、プレクラス等については、現状の取組において、教育課程内と外のいずれで行うかや、体制や指導内容、実施期間、対象者、教材、通学方法への対応、終日実施した場合の昼食の扱い、保護者への支援等は様々である。今後、こうした論点を整理し、学校への円滑な接続の在り方などについて十分に検討し、基本的な考え方を整理し、地域の実情に応じて弾力的かつ柔軟な運用が可能な複数のモデルを構築する必要がある。
- また、プレクラス等を実施した場合でも、学校で児童生徒の状況に応じた日本語指導を引き続き行い、教科指導等を通じて資質・能力の育成につなげていくことが必要である。このため、地域の実情に応じた日本語指導体制を、見通しを持って計画的かつ効率的に整備する際の参考となるよう、国において基本的な考え方や目安を示す必要がある。この点については「2-2指導体制の確保・充実について」で後述する。

¹¹以下、該当箇所抜粋。

iii 速やかに実施する施策

- ・外国人の子供が日本の学校教育を受ける前に、日本語や学習習慣の習得を目的とする地域における「プレスクール（仮称）」（初期支援）の方策を検討・提示する。〔文部科学省〕《施策番号 173》
- ・外国人の子供が適切に教育を受けられるよう、令和9年度から、初期支援（「プレスクール（仮称）」）の抜本的な強化を図る。〔文部科学省〕《施策番号 177》

iv 今後の課題

- ・地域の実情や各地域の教育の取組状況等を把握した上で、全国的に教育水準の維持・向上を図る。例えば、プレスクールや学校におけるプレクラス（初期指導）の地域の実情に応じた全国展開（略）を実施する。〔文部科学省〕《施策番号 179》

2. 小・中・高等学校段階での取組と支援策

2-1 指導内容の深化・充実について

(現状と課題)

- これまで国においては、来日直後の学校生活への適応から在籍学級の授業への参加までを視野に入れた基本的な指導内容・指導方法を、「日本語指導プログラム」¹²として提示するとともに、日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加するための力の育成を目指した JSL カリキュラム¹³を示し、学校現場ではこれらも踏まえ、工夫を重ねて指導が行われてきた。しかし、以下のような課題が指摘されている。
- 基本的な考え方に関する課題としては、以下の点が挙げられる。
 - ・ 児童生徒の語彙・文法・文字等に関する「できないこと」に指導者の意識が焦点化され、それらの指導に偏ってしまう実態もあること
 - ・ 教科の内容を理解し考える力、自分の考えを表現する力、他者と協働する力、多文化・多言語の経験を生かして学ぶ力などの資質・能力の育成までを視野に入れた教育の重要性が十分に伝わっていないことまた、外国人児童生徒等が有する多言語・多文化の経験や、母語による学習経験等を、指導に当たり効果的に生かす視点が十分浸透していないとの指摘もある。
- 指導・支援の具体に関する課題としては、以下の点が挙げられる。
 - ・ 初期段階の指導・支援の具体や、教科指導等において、各教科の内容の概念的な理解を図りながら、資質・能力を育む発達段階に応じた指導内容・指導方法を分かりやすく示せていない
 - ・ 子供の言語発達と日本語習得状況をアセスメントする「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし（以下「ことばの力のものさし」という。）」¹⁴の活用が道半ばで、アセスメントを踏まえた指導上の工夫が明確でない
 - ・ 在籍学級における教育課程と特別の教育課程それぞれの役割分担や連携方策が明確でない
 - ・ 日本語指導担当教師など一部の者のみが担うと認識されがちで、担任や教科担当、支援員の各々が実践可能な日本語指導の方法が十分示せていない
 - ・ 受入れ経験の少ない教師が担当する場合でも実施可能な指導内容・方法が十分示せていない
 - ・ 生成 AI やオンラインを含む ICT の効果的な活用や、母語も活用した指導・支援方法、教科の学習に必要な語彙や表現等（いわゆる学習言語¹⁵）に配慮した指導の方法が明確でない

¹² 文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引 改訂版」（平成31年（2019）3月改訂）に各プログラムの概略が示されている。

¹³ JSL (Japanese as a Second Language) とは、第二言語としての日本語を指す。文部科学省において、平成15（2003）年7月に小学校編を、平成19（2007）年3月に中学校編を公表した。

¹⁴ 令和7（2025）年4月に文部科学省が公表した、義務教育段階から高等学校段階までの外国人児童生徒等のことばの力を多角的かつ包括的に捉えるための評価の枠組み。

¹⁵ 本有識者会議において、学習言語について具体的に何を指すかに関しては異なる見解が存在すると、学習言語という概念そのものを批判する研究者もいることについて指摘されている。

- 外国人児童生徒等の指導に当たっては、在籍学級担任と日本語指導担当教師等が連携し、日本語指導を含む教育課程全体を通じて児童生徒の資質・能力を育成することが重要である。併せて、学校全体として多様性を尊重し、外国人児童生徒等に限らず、誰もが安心して参加しやすい学習環境を形成していく視点が重要である。しかし、先述のように、在籍学級における教育課程と日本語指導のための特別の教育課程の連携方策や、それぞれの場で実践可能な具体的な指導の内容・方法がこれまで十分示されていたとは言い難い。JSL カリキュラムについても、現場で実践が重ねられる一方で、十分に根付いていないとの指摘や、担当者の力量への依存度が大きく、専門性を有する者がいない場合は実施が難しいとの指摘も見られる。
- また、児童生徒に日本語指導を行う際には、それぞれの児童生徒の状況を把握し、個々に適した指導を行うことが重要である。しかしながら、受入状況等調査によると、日本語指導が必要な児童生徒の判断に際して、「DLA¹⁶や類似の日本語能力測定方法により、判定している」と回答した学校は約24%に留まっている。
- 特別の教育課程を実施する場合、日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校は、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこととされている。
- しかしながら、日本語指導が必要な児童生徒のうち個別の指導計画を作成している割合は、約70%に留まる。また、「個別の指導計画」については、日本語指導担当教師を中心に作成・活用されてきた一方で、在籍学級における学習との連携が十分図られず、学校全体で児童生徒の状況を共有しながら支援することにつながっていない場合があるとの指摘がある。
- 各学校では、日本語指導が必要な児童生徒のほか、障害のある児童生徒や不登校児童生徒への支援等のために、「個別の指導計画」や「児童生徒理解・支援シート」等が作成・活用されており、それぞれの計画等で相互に重複する記載があったり、計画等を相互に連携して機能させることが困難であったりするといった課題もある。
- 「個別の指導計画」等の扱いについては、次期学習指導要領に向けて、教師の過度な負担・負担感を生じさせず、児童生徒をできる限り包括的に支援し、教育の質の向上につなげるために、これらの計画等を一つの電子ファイルで一体的に運用することができる様式（「2階シート」（仮称））を国として示し、「2階」¹⁷における複数の特例に重複しても俯瞰的に当該児童生徒への支援ができるよう改善すべく、

¹⁶ 外国人児童生徒等のことばの力を対話を通して捉えるアセスメントツール。（DLA: Dialogic Language Assessment）文部科学省は、平成26（2014）年1月に「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」を発行。令和7（2025）年4月には、「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等の対話型アセスメント DLA」として改訂している。

¹⁷ 中央教育審議会における検討では、便宜的に、学校として編成する共通の教育課程を「1階」、個々の児童生徒に着目した特別の教育課程を「2階」として表記している。

中央教育審議会において議論が進められている。先述の課題を改善するためにも、「2階シート」（仮称）により、日本語指導を含む支援を学校全体で共有し、在籍学級での学びとも関連付けながら、切れ目のない支援につなげることが期待される。

（取組の方向性と具体的な施策）

【外国人児童生徒等の教育の基本的な在り方】

- 外国人児童生徒等への教育は、児童生徒一人一人が有する多言語・多文化の経験や学習の背景を踏まえながら、学校教育全体を通して、主体的に学び、多様な他者と協働しながら社会に参画するための資質・能力を育成する営みとして捉えることが重要である。その中で、日本語能力の習得は、外国人児童生徒等が自己実現を図るとともに、将来、自立的に社会生活を送るために不可欠のものである。
- このような、「単に日本語能力の補充として捉えるのではなく、教育課程全体を通じ、日々の学習や、多様な人々との個性を生かした協働に必要な資質・能力を育成する」という外国人児童生徒等の教育の在り方に関する基本的な考え方を、学習指導要領総則等にも記載していく方向で検討することが必要である。併せて、特別の教育課程に係る学校教育法施行規則や告示についても、このような基本的な考え方に照らして改めて検討することが必要であり、詳細については、法令的観点等から国において検討することが望ましい。

また、現在、学習指導要領総則では「海外から帰国した児童生徒など」「日本語の習得に困難のある児童生徒」という2つの分類で記述されているが、単に日本語能力の補充として捉えるのではなく、積極的な意識を持って教師が取り組むことができるよう、分類の仕方も含め、適切な記載を検討すべきである。

【具体的な指導・支援の在り方について（ガイドライン等）】

- どの教師が担当する場合でも、全国において一定水準以上の日本語指導が実施されることが重要である。外国人児童生徒等に対する教育に初めて携わる教師を含め、全ての教師や支援員等が連携して指導を実施することができるよう、国は指導内容・方法等をガイドラインとして具体的に示す¹⁸ことが求められる。その際、在籍学級と特別の教育課程それぞれの場での指導の具体や連携方策を示すことが重要である。また、生成 AI やオンラインを含むデジタル技術の効果的な活用方法、学習言語への配慮、外国人児童生徒等の母語での学習経験や知識・理解の活用方策などにも留意する必要がある。
- ガイドラインにおいては、初期段階における指導について、学習項目やトピック型の授業シラバスを明示することにより、教師が指導の見通しを持ちやすくし、より質の高い指導につなげていくことなどが期待される。また、プレクラス等で初期日本語指導を実施した場合において、入学後も在籍学級と特別の教育課程における指導・支援を連携させながら継続的に実施されるものであることを、明確に示すことも必要である。併せて、日本語と教科を統合した学習を推進する観点から、JSL カリキュラムの活用方法についても、簡潔で分かりやすく示すことが期待される。

¹⁸ 文部科学省において、高等学校については、令和5（2023）年3月に「高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン」を公表した。

- 児童生徒の多様な言語・文化的背景、発達段階等を把握した上で個々の実態に応じた指導の充実を図ることが重要である。ガイドラインにおいては、学校が、「ことばの力のものさし」等を用いて児童生徒の言語発達や日本語習得の状況を的確に把握した上で指導できるよう、指導方法等について、分かりやすく示すべきである¹⁹。なお、障害のある外国人児童生徒等への対応に当たっては、教育制度や文化的背景が異なることにも留意し、本人及び保護者に丁寧に説明し十分な理解を得ながら、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を丁寧に把握・整理し、必要な支援について総合的な観点から判断することが重要であることに留意すべきである。
- 夜間中学については、令和7年度に、日本語指導に関する既存の資料を夜間中学で活用する際の留意点等を整理した「夜間中学における日本語指導ガイドライン」が作成されたことから、これらを周知することが重要である。

【個別の指導計画】

- 外国人児童生徒等の教育に関する「個別の指導計画」については、先述の次期学習指導要領に向けた検討に留意しつつ、まず現在の参考様式の活用状況や課題について、現場の声を把握した上で、文部科学省が作成した「ことばの力のものさし」を踏まえたものとする、プレスクール・プレクラス等におけるアセスメント結果を引き継ぐ、来日前までの教科学習の実施状況を記載するとともに、本人及び保護者の希望や将来の目標等を記載できるようにするなど、改善に向けて、実務的な検討を進めることが必要である。
- その際、各学校段階を通じて必要な情報を引き継いでいくこと、様々な特例が重複しても包括的かつ効果的に支援ができるよう留意すること、関係者間で検討し、共通理解を図り、シートを作成するまでのプロセスが重要であること、在籍学級と特別の教育課程の接続が円滑になり学校全体での共有が進むよう留意すること、作成する教員の負担も考慮した簡素な様式とすること等が必要である。

【生成 AI やオンラインを含むデジタル技術の活用】

- 外国人児童生徒等が増加し、全国の多くの学校で指導が必要になる中、デジタル技術の効果的な活用は一層重要である。先述のガイドラインにおいて、生成 AI やオンラインを含むデジタル技術の効果的な活用方法についても示すことが必要である。その際、発達段階や活用方法により効果が異なることや、対面指導と組み合わせること、児童生徒が主体的に取り組めるよう工夫すること等が重要との声も踏まえつつ、具体化していくことが望ましい。

また、ポータルサイト「かすたねっと」²⁰に掲載されている教材の充実や機能面の改善、活用の促進を図るべきである。

¹⁹ 「ことばの力のものさし」等を用いて指導をするに当たっては、高等学校卒業時までに、高等教育機関への進学や就職時に求められる「日本語教育の参照枠」（令和3年10月文化審議会国語分科会）における B2 相当レベルの日本語能力を身に付けることを意識して対応することが重要。

²⁰ 各都道府県・市町村教育委員会等が作成・公開している、多言語による文書や日本語指導・教科指導のための教材等を文部科学省が収集し、登録した情報検索サイトを指す。

- 加えて、対面でのアセスメントが難しい散在地域等においてもアセスメントができるよう、文部科学省で「オンライン・アセスメントマニュアル」²¹を作成しているが、国はその一層の周知に取り組むべきである。
- なお、文部科学省において、「学びの充実など生成 AI の活用を通じた教育課題の解決・教育 DX の加速事業」として、外国人児童生徒等の教育や多言語化の支援を含め生成 AI の活用に関する実証研究が行われている。生成 AI は技術の進展も早く、急速に社会実装が進んでいるところであり、このような実証的な取組を通じ、成果・課題の検証を進め今後も事例を蓄積するとともに、補助事業等を通じて事例普及に向けた取組を進めていくことが必要である²²。

²¹ 令和7(2025)年4月に文部科学省が公表した「多文化多言語の子ども「ことばの力」をはかるオンライン・アセスメントマニュアル」を指す。

²² 令和6(2024)年度補正予算において実証研究事業を実施し、「ことばの力のものさし」や、個別の指導計画案等のデータを活用し、生成 AI が教員向け「見取と指導のアドバイスシート」の一部を生成する可能性について検証を行った。

2-2 指導体制の確保・充実について

（現状と課題）

- これまでの調査から、日本語指導が必要とされているものの特別な配慮に基づく指導を受けられていない児童生徒が一定数いることが明らかとなっている。理由について、教育委員会からは、以下のような回答が多く寄せられている。
 - ・ 年度途中からの転入であったため、学校体制として日本語指導担当教師を配置できなかった
 - ・ 日本語指導補助員を1名配置しているが、1名では対応できない状況にある
 - ・ 日本語指導の専門性を持った指導者がいない
 - ・ 在籍校に日本語指導の体制が整っていないため、日本語指導教室設置校への指定学校変更を勧めているが、保護者の送迎が基本となるため転校が難しい全国的に専門的な人材の確保・配置に困難を抱える実態が浮き彫りとなっており、指導体制の整備・充実は急務である。
- また、先述したとおり、外国人児童生徒等の受入れが急激に増加している集住地域と、地域内に外国人が少数のみ居住する散在地域があり、日本語指導に必要な教師の基礎定数化²³をしている現状でも、特に集住地域では、なお指導体制が逼迫している。また、散在地域では、学校として支援経験の蓄積が乏しいこと、そもそも地域内に専門性を有した支援人材が不足していること等の理由から、教育の質の確保が難しく、教育支援の地域格差が生まれている現状があると指摘されている²⁴。
- 「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」（平成28年6月）²⁵で、「「拠点校」等を中心とした指導体制の構築」について4つの類型（教師の拠点校、児童生徒の拠点校、指導ノウハウの拠点機能、支援人材の拠点機能）が示された。

また、「外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）」（令和2年3月）²⁶において、学校における日本語指導の体制構築について、「特に散在地域においては、外国人児童生徒等が1～2名在籍する学校が点在するような状況が想定されることから、複数地方公共団体による広域的な対応の実施や教育委員会の主導による教師・支援員等の配置の工夫、ICTの活用等を通じ、適切な指導体制の構築を図ることが望ましい」とされている。
- 地方公共団体への個別の支援として、国においては、令和元年度に「外国人児童生徒等教育アドバイザリーボード」を設置し、地方公共団体からの要請による外国

²³ 平成29（2017）年3月に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「義務標準法」という。）を改正し、それまで加配定数であった日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための教員定数を令和8年度までの10年間で計画的に基礎定数化した。

²⁴ 令和6（2024）年度文部科学省委託事業「児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究」参照。

²⁵ 「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」（平成27（2015）年11月設置）。

²⁶ 「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」（令和元（2019）年5月設置）。

人児童生徒等教育アドバイザー²⁷（以下「アドバイザー」という。）の派遣を通じて、地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築や、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上を支援してきた²⁸。

- しかしながら、これまで、学校における指導体制については、目安となる考え方やモデルが示されておらず、各地方公共団体・学校現場の判断に委ねられている。支援に取り組んでいる地方公共団体においても、単一の基礎自治体のみの取組に止まっているケースが多い。

その結果、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する場合に、どのような体制を構築すべきか等について、地方公共団体間・学校間で対応に大きな差が生じている。また、受入れ経験の少ない地方公共団体・学校にとっては、どのような体制を構築するかモデルづくりから検討することになる。これらの実態を踏まえると、学校や地方公共団体にとって参考となる共通の基本モデルの構築が重要な課題と考えられる。

- また、学校において、日本語指導に専門性を有する者が限られることと、日本語指導担当教師の異動により、それまで当該教師が研修や実践的経験を通して蓄積してきた日本語指導等に関するノウハウ等が引き継がれないこと等により、外国人児童生徒等の教育に関する持続的な校内体制の構築に至らないという声もある。
- なお、児童生徒を含む帯同外国人に対する生活支援等については、主に各地方公共団体の首長部局で行われているが、児童生徒・保護者と近い立場にいる教師が、自発的に、あるいはやむを得ず対応するケースもあり、結果として学校現場の負担になっているケースもある。また、学校教育活動の効果的な実施のためには、学校と保護者が円滑にコミュニケーションをとれることが不可欠であり、そのためには教育委員会、首長部局、地域日本語教育担当部局、福祉部局、NPO 等との連携の下で進める必要がある。

（取組の方向性と具体的な施策）

【指導体制の基本モデルの策定】

- 先述のように、これまで外国人児童生徒等の教育については、各学校・地方公共団体において、国の支援も踏まえながら様々な取組や工夫が行われてきた。一方で、外国人児童生徒等の人数や在籍の状況に応じて、
 - ・ 日本語指導担当教師、日本語指導補助者、母語支援員、教科担任、在籍学級担任等が、どのような役割分担・人数構成でチームとして対応し、
 - ・ 先述のプレクラスや特別の教育課程も含め、学校の教育活動においてどのような体制で指導・支援を行うことが効果的であるのか、
 - ・ 散在地域における指導体制の在り方や、ICT を活用した遠隔指導と対面指導をどのように組み合わせることが望ましいのか、といった点について、全国の学校や地方公共団体が参考にできる基本モデルは示されておらず、各学校現場の努力に委ねられている状態である。

²⁷ 文部科学省が委嘱し、教育委員会等への助言や研修等を実施。

²⁸ 令和7（2025）年度は、29 の地方公共団体等に派遣を実施。

- 国は、地方公共団体が集住・散在地域いずれにおいても、地域の実情に応じた指導体制を、見通しを持って計画的かつ効果的に整備する際の参考となるよう、平成28年6月の報告書にある「拠点」に係る4つの類型を更に発展させ、学校における日本語指導体制の構築に関する基本的な考え方や目安を示すべきである。その上で、最終的には、在籍学級担任、管理職、日本語指導担当教師、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、日本語指導補助者、母語支援員等が連携しながら、学校全体で支える体制を構築することが重要である。なお、その際、画一的な基準を示すのではなく、各学校・地域の実情や児童生徒の多様な実態や文化的背景、地域特性を踏まえ、柔軟な運用が可能となる内容とすることが重要である。
- 必要な人材や支援を適時適切に確保するためには、都道府県や複数市町村、知見のある地域の中核となる民間団体、大学等が、お互いに責任を持ちつつ連携し、広域的な観点から人材・支援のコーディネート機能を発揮することなども有効である。専門人材が不足する散在地域において、都道府県がコーディネーターを域内の市町村に派遣し、各学校の体制づくりを後押ししている事例や、研修の実施等により都道府県内の指導の水準を向上に取り組む事例²⁹もある。地域の登録日本語教員を活用していくことや、デジタル技術等を活用し、ノウハウを持つ集住地域の取組を散在地域の支援に効果的に活かしていくことも、体制の充実にとって重要である。
こうした都道府県等が広域的に支援を行う「拠点」を整備する取組を、国が後押ししていくことが重要である。
- また、散在地域の教育委員会等が、各々の取組について情報交換し、好事例について学び合う機会を設ける取組がある³⁰が、情報や知見、人材に限りがある散在地域にとって有意義である。こうした取組が継続的かつ全国的なものとなるよう、広域でのネットワークの構築について、関係機関と連携して国が取り組むべきである。

【特別の教育課程とそれを支える教師等の指導体制】

- 日本語指導が必要な児童生徒等に対する特別の教育課程は、学校生活に適應するために必要な日本語能力の向上や、在籍学級において日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力の養成を正規の教育課程に位置付けて行うものである。日本語能力の不足による学習機会の喪失を防ぐとともに、児童生徒等が有する多言語・多文化の経験や学習の背景を尊重し、それらを教育活動に生かしながら、授業や学校生活への円滑な参加を支え、主体的に学ぶ力を育成する上で有効な取組である。
- 実際に特別の教育課程を実施している地方公共団体からは、該当児童生徒の日本語理解が向上し、多くの児童生徒が「学校に来るのが楽しい」「授業が分かるので楽しい」と答えるなど、適切な支援が日本語能力の向上や学校生活の充実に

²⁹ 本有識者会議第4回【資料2】平田委員発表資料。

³⁰ 文部科学省委託事業「児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究」（令和5年度～6年度）において、散在地域教育委員会会議を実施。

つながる等の効果が報告されている。しかし、これらの教育効果がある一方で、地方公共団体においては、日本語指導を担う教師の必要性が増しているものの、配置が追いついておらず、また、専門性を有する人材の確保も困難な状況となっており、引き続き指導体制の在り方を検討していく必要がある。さらに、日本語指導補助者等についても、地方公共団体の取組を効果的に推進するため、一層の配置の充実を図る必要がある。

【日本語指導補助者等】

- 「総合的対応策」では、地方公共団体が速やかに実施する施策について、「令和8年度から、日本語指導補助者等への支援の拡充等、地方公共団体への財政支援等を拡充する。」と盛り込まれている。国の補助事業についても財源の確保を含め、抜本的な拡充を図る必要がある。
- そのためにも、先述のとおり、地方公共団体が、各学校における日本語指導体制を、地域の実情も踏まえつつ、見通しを持って計画的かつ効率的に整備する際の参考となるよう、基本的な考え方や目安を示す必要がある。また、日本語指導補助者及び母語支援員の役割や求められる専門性、効果的な参画方法等も示す必要がある。こうした措置を講じた上で、日本語指導補助者及び母語支援員について、学校における職として法令上の位置付けを明確にすることも含め、外国人児童生徒等の教育の質の向上につながる人材確保策を検討していくべきである。

【登録日本語教員等の積極的な活用】

- 指導体制の充実に当たっては、その前提として、日本語指導に一定の専門性を有する人材を確保することが必要である。このため、令和6年度に創設された国家資格である「登録日本語教員」³¹をはじめ、日本語指導の専門性を有する者の知見が適切に発揮されるよう、後述する点に留意しつつ、学校における活用を推進すべきである。このことは、「総合的対応策」に記載された、登録日本語教員が有する日本語指導に関する専門性が適切な社会的評価を受ける環境を整備し、処遇の改善を推進する上でも有効と考えられる。

具体的には、登録日本語教員等を特別非常勤講師や日本語指導補助者として活用することが考えられる。その際、教育職員免許法施行規則等の関係法令の改正を要する可能性があること、現在中央教育審議会において検討が進められている教師の養成・研修・採用の在り方に関する議論も踏まえることに留意が必要である。

また、登録日本語教員等の日本語指導に専門性を有する外部人材の活用に当たっては、こうした人材が必ずしも児童生徒の教育に専門性を有するとは限らないことに留意が必要である。そのため、運用に当たっては在籍学級担任等との連携や、児童生徒の教育において求められる資質・能力を向上することなどが必要であり、子供への理解が進み、発達段階に応じた指導が可能となるよう、外部人材に対する動画教材の活用や研修の充実などを計画的に進める必要がある³²。なお、登録

³¹ 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）に基づき創設された国家資格で、文部科学大臣の登録を受け、認定日本語教育機関において日本語教育を行う教員をいう。

³² 例えば、令和4（2022）年度に公益社団法人日本語教育学会が文化庁委託「日本語教育人材の研修プログラム普及事業」において作成したプラットフォーム「ひまわり」の活用等が考えられる。

日本語教員と教員免許については「2-3教師等の指導力の向上に向けた養成・採用・研修について」で取り扱う。

- また、登録日本語教員の活用のためには、任用する都道府県・市町村教育委員会が、どの地域や学校種等に勤務可能な者がいるかについて、把握できることが重要である。この点については、文部科学省が運営する「日本語教育機関認定法ポータル」³³に、希望勤務地・希望勤務機関・希望雇用形態・日本語教育に関する経験（教育課程編成・クラス担任・進路指導等）等の情報が掲載されているところであり、国において、登録日本語教員が円滑に任用されるよう積極的に周知すべきである。

【アドバイザーの戦略的な派遣】

- 初めて外国人児童生徒等を受入れる地域など体制が整備されていない地域や新たな指導体制を立ち上げる地域については、個別に重点的な支援を行うことが重要である。そのため、国はアドバイザーの派遣をより一層充実させ、体制の整っていない地方公共団体に対し、単発ではなく継続的に関与（伴走支援）することにより、現状分析や課題整理、支援体制の構築・改善に向けた指導・助言を行い、持続可能な体制づくりを支援することが必要である。

【首長部局との効果的な連携】

- 児童生徒・保護者への学習面以外の支援や、保護者との日本語によるコミュニケーションをめぐる学校現場の負担を軽減し、学校と家庭が円滑に連携して教育活動を実施するためには、首長部局における必要な財政措置、保護者が通う地域の日本語教室の運営支援³⁴など、首長部局と教育委員会との効果的な連携が重要である。

³³ 文部科学省が日本語教育機関認定法に基づき、認定日本語教育機関の情報公開を行うとともに、登録日本語教員に関する情報提供や各種手続のための公式ポータルサイト。

³⁴ 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（前出）p.38、39

2-3 教師等の指導力の向上に向けた養成・採用・研修について

（現状と課題）

- 外国人児童生徒等に対する教育を担う教師等の資質・能力の向上を図るため、文部科学省において指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラム³⁵を開発し、周知を行ってきた。
- 現行の教員養成課程においては、外国人児童生徒等教育に関する内容は、普通免許状の取得に当たって修得を要する単位のうち、「教育の基礎的理解に関する科目」の「各科目に含めることが必要な事項」の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の一部として教育職員免許法施行規則に位置付けられている。
- また、これまで、「教職課程コアカリキュラム」で、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の「(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」として、母国語の問題等により特別な教育的ニーズのある子供への対応について定めたほか、先述のモデルプログラムを定め、大学に対して、教師や支援者に必要な資質・能力を具体的に示し、学ぶべき内容を示してきた。
- 全国的に外国人児童生徒等が増加している現状を踏まえると、各大学の教員養成課程における外国人児童生徒等の教育に関する内容の一層の充実を望む声もある。その一方で、日本語指導に関する科目を必修として履修する時間的余裕がない学生も多いという点や、現在は科目のうち「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に位置付けているものの、特別支援に詳しい者と外国人児童生徒等への支援に詳しい者は異なるなど、指導しづらいといった点も指摘されている。
- 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループでは、今後の教職課程や教員免許制度の在り方について、免許状取得に必要な事項として共通で学ぶべき内容の再構造化・体系化、学びの最適化を目指したコアカリキュラムの見直し等に向けた議論が行われている。
- また、研修については外国人児童生徒等の教育に携わる教師等が、基礎的な知識を学べるようにするため、文部科学省において研修用動画コンテンツ³⁶を令和2年度に作成し、文部科学省ホームページやポータルサイト「かすたねっと」において公開している。
- 外国人児童生徒等の増加により、初めて外国人児童生徒等を受け持つ教師も増加しているため、各地方公共団体において研修の場を整えることが一層重要となっ

³⁵ 文部科学省委託「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）により開発。

³⁶ 外国人児童生徒等の受入れ、支援体制づくりや日本語指導の具体的な指導方法など、5つの研修用動画を作成。

ているが、実施状況は十分とはいえない³⁷。加えて、教師と日本語指導補助者や母語支援員とが連携して取り組むためには、日本語指導補助者や母語支援員に対する研修も必要である。さらに、各地方公共団体の支援体制の構築を図るためには、教育委員会の指導主事等の指導力を強化することが求められる。

○ 教師の採用について、国は「教師の採用等の改善に係る取組について（通知）」（令和5年1月10日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）において、学校現場における今日的な教育課題に対応した特定分野に強みや専門性を持った人材の採用に努めることや、日本語教育に関する学習歴・資格、指導に従事した経験等や専門性を考慮した一部試験免除や特別の選考などの実施を求めている。

○ しかしながら、「令和7年度（令和6年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況等」の調査結果によると、公立学校教員採用選考試験において日本語指導の資格など専門性がある者について加点するなどの確保策を講じている教育委員会は、2府県に留まっている。

（取組の方向性と具体的な施策）

【教員養成】

○ 外国人児童生徒等が増加している状況においては、外国人児童生徒等の教育について、全ての教師が一定の知識を学修しておくことが重要である。養成段階においては、多文化共生・包摂の視点を身に付けるとともに、必要に応じて日本語指導や言語発達支援等に関する専門知識についても学ぶことができるようにすることが望ましい。

○ 本有識者会議の議論も踏まえつつ、このような点について、教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループでは、「共通で学ぶべき内容」として、現行の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」ではなく、「幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂」として位置づけられる方向で検討が進められている。併せて、専門的な学習に基づく「強み専門性」の一環として、外国人児童生徒等の教育についても、専門科目を通じて修得する方向が「中間まとめ」³⁸に盛り込まれている。

○ 今後、コアカリキュラム等も含めた、より具体的な検討が中央教育審議会において進むことになるが、①教師となる者の全てが学ぶ基礎的な内容、②「強み専門性」として学ぶ応用的内容、③教師としての経験を積んだ者が更に専門性を高めるための内容を分けて具体化していくことが期待される。

その際、子供の日本語習得や言語発達の特性、多様な文化的背景等を踏まえた指導・支援の在り方について留意しながら、具体化していくことが望ましい。なお、「強み専門性」において、子供に対する日本語指導の具体的な方法、個別の指導計画の作成等の内容を含めることや、多くの大学が開設できるよう、カリキュラムの

³⁷ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和7年度）」。

³⁸ 中央教育審議会教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）」（令和8（2026）年1月19日）。

考え方や例などを情報提供することなどが期待される。併せて、教員養成大学等において外国人児童生徒等教育や日本語教育を専門とする教員の確保・配置を進め、継続的に養成を担う体制を整備することが望ましい。

- さらに、教員養成大学が登録日本語教員養成課程を併設している例もある。今後の日本語指導に関する人材育成という観点からは、こうした登録日本語教員の資格と、教員免許状の両方を持つ人材を養成していくことが期待される³⁹。

【採用】

- 外国人児童生徒等に対する教育を担う人材の確保は今後ますます重要性が増すものと考えられる。そのため、大学で日本語教育や多文化共生等に関する専門的な教育を受けた者や、登録日本語教員や日本語指導補助者等、日本語指導の経験を積んだ者の採用が進むよう、国は好事例を都道府県等に提供するとともに、都道府県等は教員採用選考において考慮することを検討すべきである。なお、都道府県教育委員会等において、日本語指導経験を積んだ人材を戦略的に配置・育成し、教育委員会内で外国人児童生徒等教育の知見が中長期的に蓄積されていくことも重要である。

【研修成果の戦略的普及】

- 独立行政法人教職員支援機構（NITS）においては、これまでも「外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修」を実施しているところであるが、日本語指導が必要な児童生徒等の散在化等が進行している状況を踏まえると、今後研修参加者の研修成果を一層広めることが重要である。
そのため、同研修について、各都道府県教育委員会の積極的な関与の下、研修参加者が研修講師となって同研修の成果を市町村教育委員会や学校現場に展開し、日本語指導に関する知見を域内に広く浸透させていくことや、一部の研修プログラムのオンデマンド化など、研修内容の普及に向けた仕組みの強化を図るべきである。また、研修参加者の参加後の校内外での取組について集約・分析し、研修成果を効果的に広める方策を検討すべきである。

【研修パッケージ・Plant の活用】

- 文部科学省がこれまで作成した研修動画コンテンツについて、各地方公共団体での活用が一層進むよう、コンテンツを全国教員研修プラットフォーム「Plant」に集約し、国が主催する指導主事会議等の場で積極的に周知を図るべきである。その際、日本語指導担当としての経験が浅い教師や、初めて日本語指導補助者・母語支援員等となる外部人材に対する研修パッケージを体系的に分かりやすく示すことが求められる。

【アドバイザーの活用】

- 地方公共団体等において、モデルプログラムを活用した研修がより促進されるよ

³⁹ 中央教育審議会教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（二次まとめ）」等では「強み専門性」に係る内容の学習には20単位を充てる案が提示されている。大学等における登録日本語教員の養成課程及び実践研修は、合計26単位以上である。なお登録日本語教員資格取得のためにはこれに加えて、日本語教員試験の応用試験の合格が必要である。

う、外国人児童生徒等教育アドバイザーを研修講師として派遣し、モデルプログラムを踏まえた研修の企画・立案、実施について助言を行う取組を進めるべきである。

3.進学・就職へのきめ細かい支援の促進について

(現状と課題)

- 外国人の子供が社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要であり⁴⁰、これまでも、高等学校等への進学を促進する観点から、就学促進等の指針⁴¹において、教育委員会に対して以下の取組を求めている。
 - ・ 中学校等において、在籍する外国人の子供やその保護者に対し、早い時期から進路ガイダンスや進路相談等の取組を実施する
 - ・ 公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）等の取組を推進する
- また、国として、外国人生徒等を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組の推進を地方公共団体に依頼⁴²しており、令和7年度公立高等学校入学者選抜においては、20都道府県において外国人生徒の特別定員枠が設定されている。
- 受入状況等調査により、日本語指導が必要な生徒については、全体と比較した場合の中途退学率の高さや就職者における非正規就職率の高さ、大学等への進学率の低さなどの課題が明らかとなっている。中途退学率や進学率については、令和4年度から令和6年度にかけて改善が見られるものの、依然として課題がある。また、就職者における非正規就職率や、進学も就職もしていない者の割合については、全高校生との差が大きく、外国人生徒等の進路上の大きな課題となっている。
- また、文部科学省が実施した「外国人生徒のキャリア支援等に関する調査研究事業」（令和7年度）⁴³によると、外国人生徒等の進学については、「進学に必要な日本語の習得が十分でない」を課題に挙げた高等学校が21.0%と最も多く、次いで「費用負担が理由で進学をあきらめてしまう」（15.2%）、「日本の受験の仕組みを理解していない」（12.2%）が課題として見られた。
- 就職については、「日本の就職活動の仕組みを理解していない」を課題として挙げた高等学校が11.6%と最も多く、次いで「雇用形態の違いをよく理解していない」（9.6%）、「企業において求める日本語能力の要件が高い」（6.5%）が課題として見られた。
- これらから、日本語支援の課題、受験や雇用形態に関する本人・保護者の理解不足、進学についての費用負担などが、進路上の大きな課題の要因として考えられる。

⁴⁰ 文部科学省「高等学校における外国人生徒等の受入の手引」（令和4年度）参照。

⁴¹ 文部科学省「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（令和2（2020）年7月1日）を指す。

⁴² 「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について（通知）」（令和7（2025）年6月27日付け文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長通知）。

⁴³ 本調査研究事業において、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を対象に「外国人生徒のキャリア支援等に関するアンケート調査」を実施。

- 加えて、学校として外国人生徒等へのキャリア教育・支援を行う際の課題として、「十分な体制を構築するための教職員数が不足している」を課題に挙げた高等学校が最も多いほか、「情報の多言語化が十分でない」などの回答も多く見られた。
- 一部の地方公共団体では、外国人生徒等への支援を重点的に行うために拠点となる学校を設置したり、外国人生徒等の社会的自立を目指し、日本語指導やキャリア教育を体系的に行い、進学率・就職率に関する成果につなげたりしている例⁴⁴も見られる。一方、全国的には、高等学校では日本語指導が必要と判断されていても支援ができていない生徒の割合が約3割と小中学校段階に比べて高い、特別の教育課程による指導を受けている生徒の割合が少ないなど、取組は道半ば⁴⁵と言える。

（取組の方向性と具体的な施策）

- 外国人児童生徒等を含む全ての子供に対して、自身の強みを生かし、主体的に進路選択ができるよう、アイデンティティの確立や自尊感情の育成と一体的にキャリア教育⁴⁶を行うことが、いずれの学校段階においても重要であり、地域の支援団体や企業等とも連携し、学校内外で協働してキャリア教育を進めることが望まれる。
- その際、特に高等学校等における外国人生徒等の進学・就職に共通する課題として、日本語による学習や進路情報へのアクセスに困難を抱える生徒が多いことを踏まえ、日本語指導とそれを支える指導体制の充実が求められる。特に、高等学校においては、学習内容の高度化・専門化が進む中で、来日前の学習経験や知識を活用した学びがより一層期待される一方、教科学習に課題を抱える生徒も多くなるため、教科学習支援も併せて行うことが重要である。
また、進学・就職等の進路選択の支援や生徒の学習意欲の向上の観点からも、入学後すぐにアセスメントを行うこと及び継続的な日本語の能力の把握が重要である。こうした日本語の能力の把握や評価等に際しては、「ことばの力のものさし」や「日本語教育の参照枠」等を活用することが重要である。
- 生徒一人一人の背景や学習状況を踏まえ、特別の教育課程による取り出し指導や学校設定教科・科目の設置、教科学習における習熟度別指導などを、教育課程上に適切に位置づけ、実施することを一層促進すべきである。併せて、一部都道府県で取組が進みつつある、日本語指導やキャリア支援に関するセンター的機能を担う「拠点校」で、周辺の高等学校も含めて支援する仕組みの普及等が求められる。国においては、「高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン」（令和4年度）等で示した日本語指導の具体的な方法等を、研修や各種会議において普及に努める必要がある。

⁴⁴ 本有識者会議第7回【資料2】茨城県教育委員会発表資料、第10回発表資料【資料2】高階委員発表資料。

⁴⁵ 高等学校段階において、「学校設定教科・科目」を教育課程に位置付け、日本語指導を実施している事例もある。

⁴⁶ 「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23（2011）年1月31日））。

- こうした取組を促進することと併せて、体制について課題であると感じている高等学校も多いことから、国においては、「2-2指導体制の確保・充実について」で記載したとおり、補助事業等を通じた指導体制の充実にも努めるべきである。
- さらに、「高等学校における外国人生徒等へのキャリア支援等に関する実践ガイド」（令和7年度）（以下「実践ガイド」という）等において、外国人生徒等のキャリア教育を進めるうえで、日本人生徒と異なる配慮・支援が必要であること（例：日本語での情報が多いため関連する情報を入手することが困難、進路に関して在留資格等の法制度との関係で検討する必要があるなど）が示されている。
- 教育委員会や高等学校等においては、生徒・保護者に対して、多言語化や「やさしい日本語」⁴⁷の活用、視覚的支援等を含めた分かりやすい情報提供を行うことや受入れ時に基本的な情報を聞き取ったうえで、ガイダンスや面談等を通して丁寧に進路に関する理解を促進することなどが求められる。
- 各学校等の取組を後押しするため、国として、地方公共団体等が作成した多言語化された生徒・保護者向けの資料や法務省が作成した在留資格に関する動画等の情報を、ポータルサイト「かすたねっと」に掲載したり、各種会議で「実践ガイド」等を活用し、キャリア教育に関する実践事例を示したりするなど、分かりやすく周知すべきである。
- また、進学については、公立高等学校入学者選抜において、全ての都道府県で外国人生徒等を対象とした特別定員枠の設定がなされるとともに、受検に際しての配慮等の取組が促進されることを目指し、国は、先進的な取組事例を収集するとともに、外国人特別定員枠の設定などの取組を促すべきである。
- さらに、高等学校卒業後の進路に関連し、各大学において、国籍等に関して多様な背景等を持った者の大学入学者選抜を工夫することも期待される。

⁴⁷ 難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことであり、日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするもの。（「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」2020年8月出入国在留管理庁・文化庁 p.3）

參考資料

外国人児童生徒等の教育の充実に係る有識者会議 委員一覧

大 西 俊 猛（令和7年4月まで）	元大阪府立大阪わかば高等学校校長
オチャンテ 村井 ロサ メルセデス	桃山学院大学人間教育学部人間教育学科准教授
工 藤 和 志	東京都葛飾区立青葉中学校校長
小 島 祥 美	東京外国語大学グローバル・イノベーション・ デザイン・インスティテュート教授 多言語多文化共生センター長
齋 藤 ひろみ	東京学芸大学教育学部教授
佐 古 秀 一	鳴門教育大学学長
◎佐 藤 郡 衛	東京学芸大学名誉教授 国際交流基金日本語国際センター所長
高 階 章 一（令和7年5月より）	大阪府立大阪わかば高等学校校長
徳 永 智 子	筑波大学人間系准教授
野 口 晃 菜	一般社団法人 UNIVA 理事
○浜 田 麻 里	京都教育大学国文学科教授
バトラー 後藤 裕子	ペンシルバニア大学教育大学院言語教育学部教授
平 田 郁 美	群馬県教育委員会教育長
横 溝 亮	横浜市教育委員会事務局学校教育部 学校経営支援課指導主事
吉 田 美 穂	弘前大学大学院教育学研究科教授

（五十音順、敬称略）

（令和8年4月時点）

※ 座長：◎ 副座長：○

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 検討経過

令和7年4月4日 第1回会議

- 運営規則の決定について（非公開）
- 外国人児童生徒等の教育に関する現状と課題について
- 検討事項等について

令和7年4月25日 第2回会議

- 資質・能力の育成のための新たな日本語指導について
- 外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）を踏まえた進捗状況について
- 外国人児童生徒を包摂する教育、指導内容の深化・充実について（ヒアリング）
 - ① 徳永委員
 - ② 小島委員
 - ③ 齋藤委員

令和7年5月26日 第3回会議

- 外国人児童生徒等を包摂する教育、指導内容の深化・充実について（ヒアリング）
 - ① オチャンテ委員
 - ② バトラー委員
- ヒアリングを踏まえた意見交換

令和7年7月7日 第4回会議

- 指導内容の深化・充実に関するこれまでの議論の整理
- 外国人児童生徒等を包摂する教育、指導内容の深化・充実について（ヒアリング）
 - ① 平田委員

令和7年7月25日 第5回会議

- 指導内容の深化・充実に関するこれまでの議論の整理
- 指導体制の確保・充実について

令和7年8月28日 第6回会議

- 指導体制の確保・充実について（ヒアリング）
 - ① 横溝委員、公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ
- ヒアリングを踏まえた意見交換

令和7年9月24日 第7回会議

○指導体制の確保・充実について（ヒアリング）

① 吉田委員

② 茨城県教育委員会

○ヒアリングを踏まえた意見交換

令和7年11月10日 第8回会議

○日本語指導担当教師等の指導力の向上について（ヒアリング）

① 浜田委員

② 千葉大学

○ヒアリングを踏まえた意見交換

令和7年12月18日 第9回会議

○外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議におけるこれまでの議論の整理について

○外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保について

令和8年1月16日 第10回会議

○外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保について（ヒアリング）

① 高階委員

○ヒアリングを踏まえた意見交換

令和8年2月20日 第11回会議

○報告書骨子（案）について

令和8年5月25日 第12回会議

○調査結果について

○報告書（案）について

令和8年6月22日 第13回会議

○報告書（案）について

外国人児童生徒等の教育に関する現状と課題について

令和8年6月
総合教育政策局国際教育課

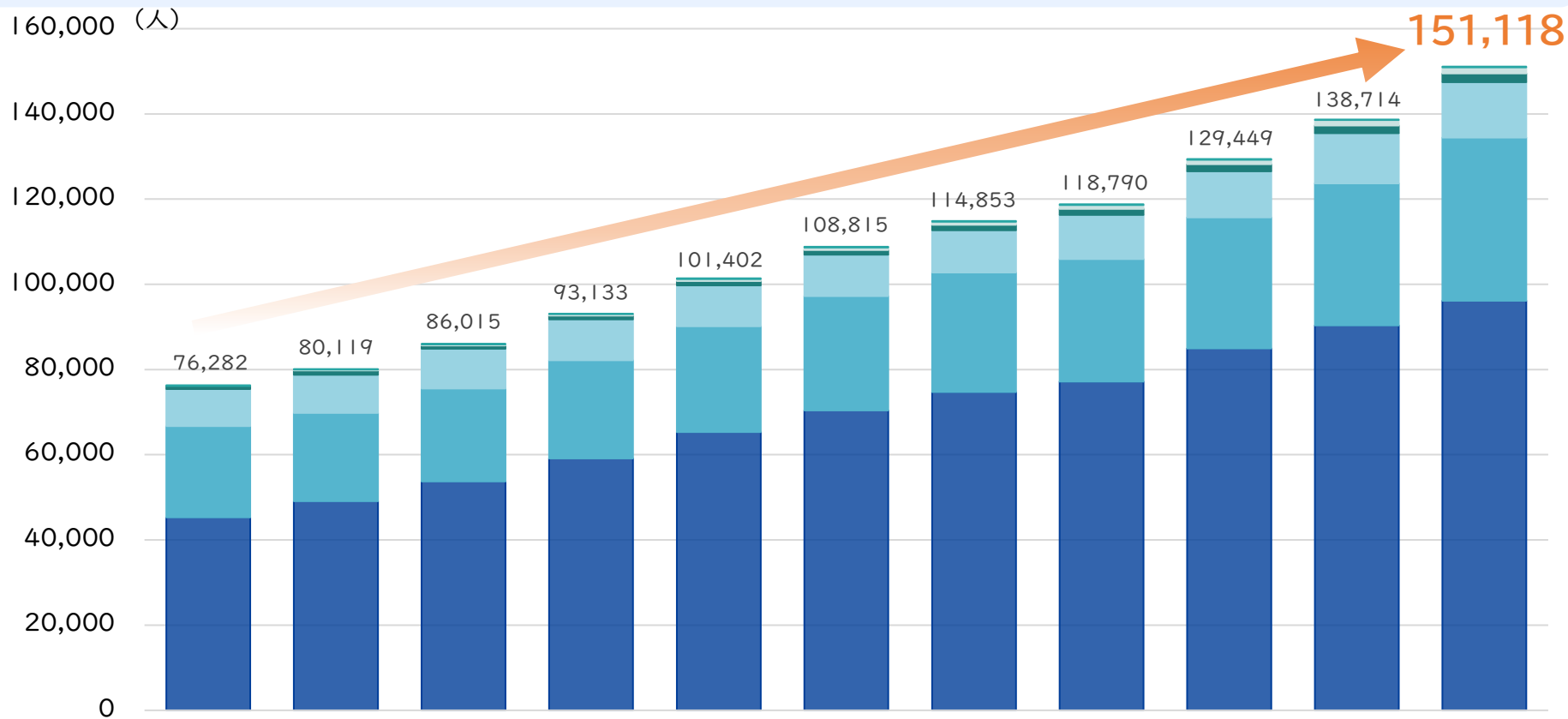


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

公立学校に在籍する外国人児童生徒数の推移

- 公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、10年間で約7.5万人増加し、約15.1万人となっている。

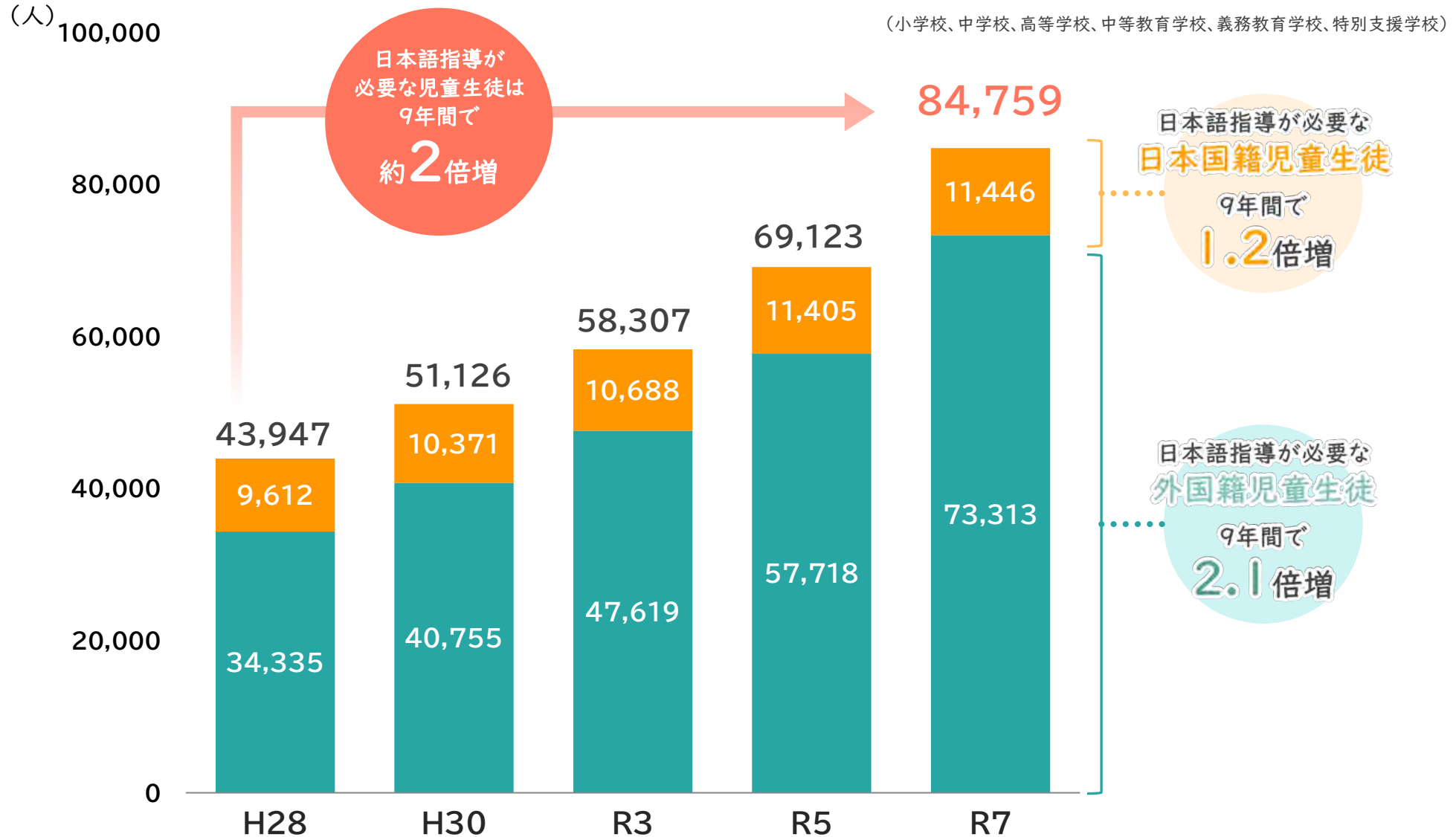


	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
■ 小学校	45,267	49,093	53,714	59,094	65,337	70,401	74,683	77,179	84,930	90,367	96,167
■ 中学校	21,437	20,686	21,828	23,051	24,800	26,847	28,101	28,736	30,792	33,353	38,254
■ 高等学校	8,725	8,968	9,318	9,614	9,636	9,687	9,926	10,387	10,821	11,759	13,009
■ 義務教育学校	0	185	207	326	502	613	683	860	1,068	1,236	1,414
■ 中等教育学校	131	148	141	151	155	174	182	200	200	183	187
■ 特別支援学校	722	1,039	807	897	972	1,093	1,278	1,428	1,638	1,816	2,087

(出典) 文部科学省「学校基本調査」を基に作成

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移（令和7年度）

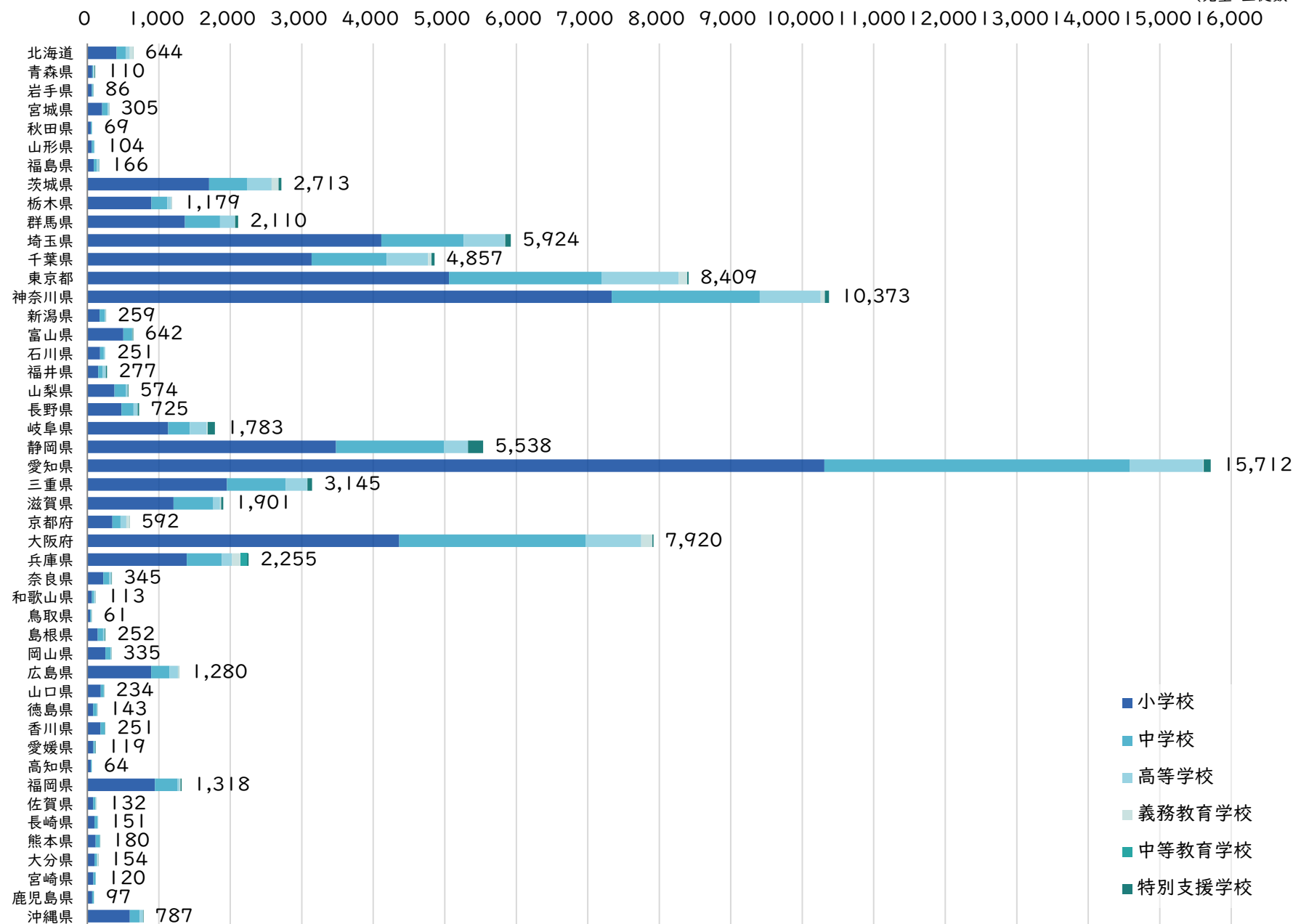
- 公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数は、9年間で約2倍の約8.5万人となっている。



日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）※日本国籍・外国籍合計（令和7年度）



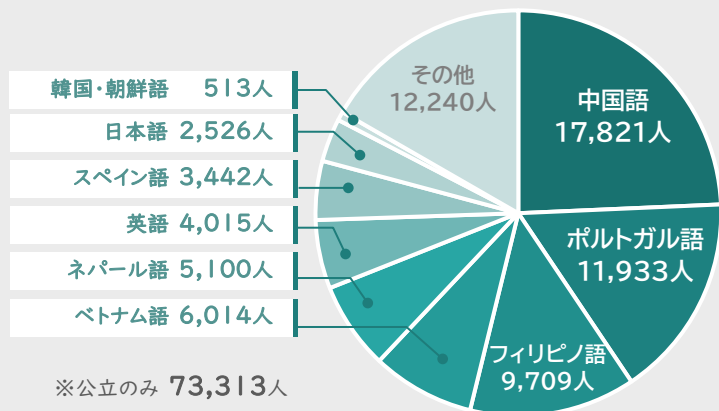
（児童・生徒数：人） 文部科学省



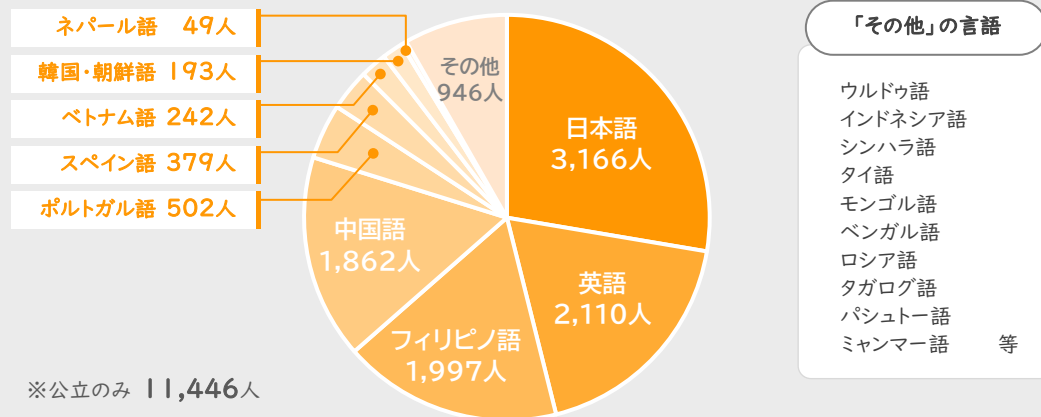
外国人児童生徒等に対する日本語指導の現状

1 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

外国籍児童生徒

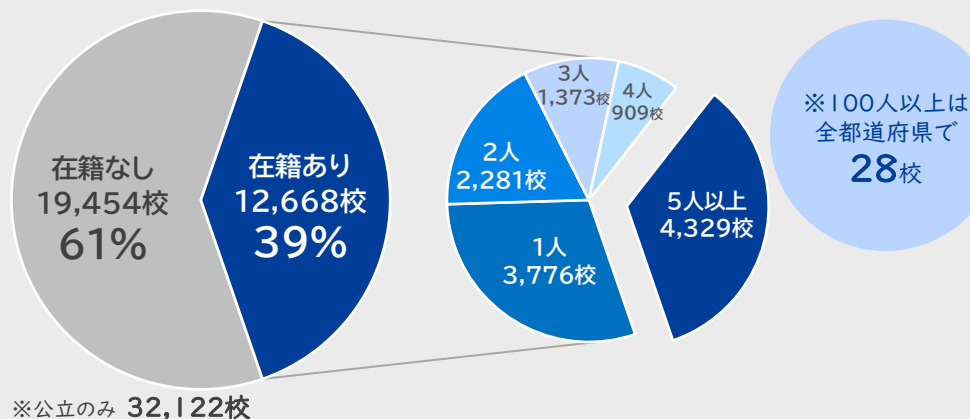


日本国籍児童生徒

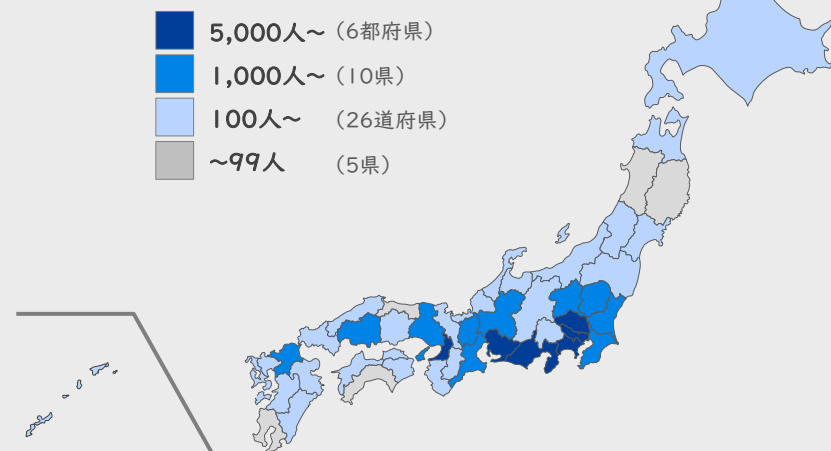


2 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数



都道府県別 日本語指導が必要な児童生徒数

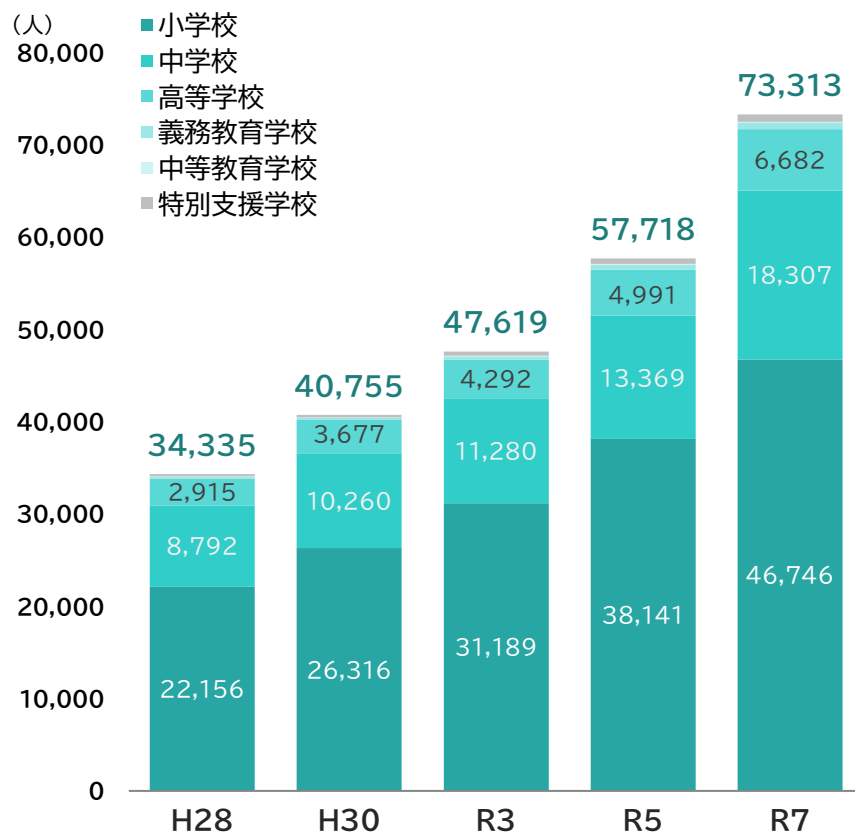


公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移（学校種別）

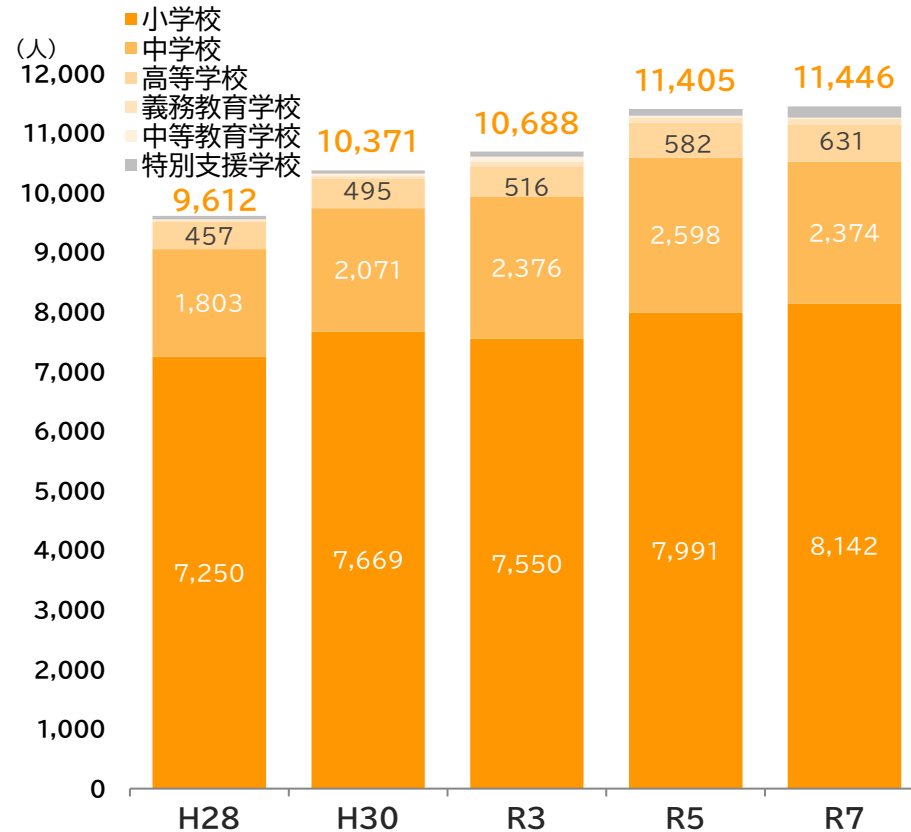
- 日本語指導が必要な児童生徒については、令和7年5月1日現在で、外国籍の者※で**73,313人(27.0%増)**であり、前回調査より15,595人増加し、日本国籍の者は**11,446人(0.4%増)**であり、前回調査より41人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は151,118人であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は**48.5%**となっている。

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数



日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」令和7年度調査結果

調査の目的

調査対象

主な調査結果

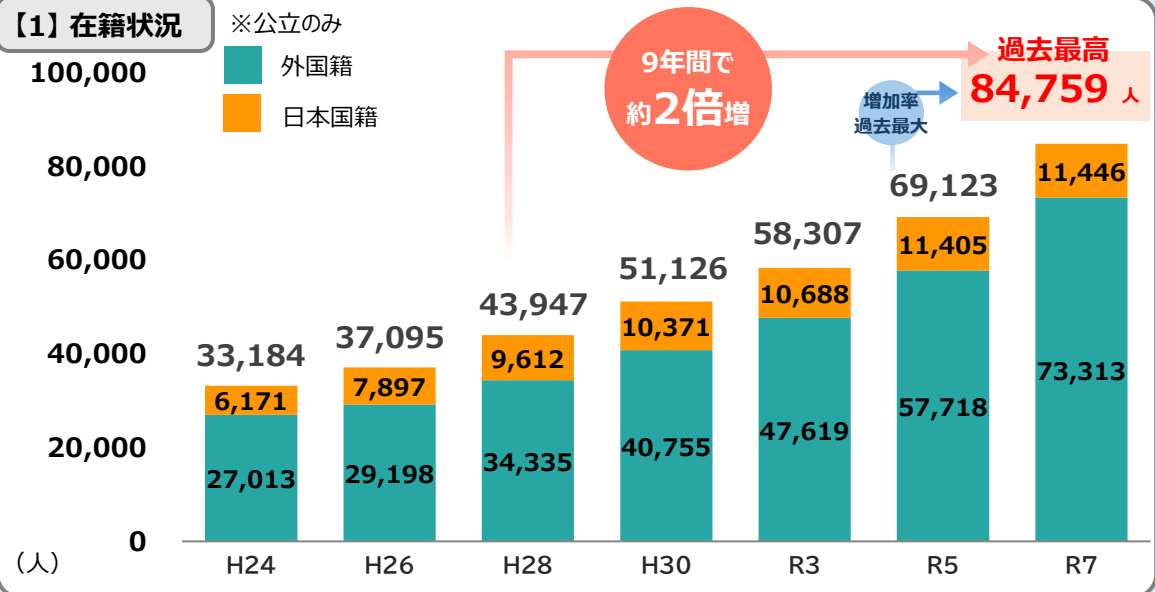
小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒の学校での在籍状況、指導・進路状況など、日本語指導が必要な児童生徒を取り巻く実態を把握し、今後の施策に活用する。 ※本調査は平成3年度から開始し、現在は隔年度に実施。

全都道府県、市町村教育委員会（特別区を含む。）【1,788】、国立大学附属学校、私立学校

調査時点

令和7年5月1日

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の在籍人数は **過去最高の84,759人**。 ※国立：62人 私立：3,224人
前回調査に比べ、日本語指導が必要な中学生の進学率は上昇し、高校生の中退率は減少。



【2】日本語指導状況 ※公立のみ

●特別な配慮に基づく指導状況

	特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒		特別な配慮に基づく指導を受けていない児童生徒	
	数【人】	割合【%】	数【人】	割合【%】
外国籍・日本国籍の計	75,060 (62,054)	88.6 (89.8)	9,699 (7,069)	11.4 (10.2)

※（ ）は令和5年度。
※特別な配慮に基づく指導とは、在籍学級や放課後を含む学校で何らかの日本語指導が行われていることを指す。

●「特別的教育課程」による指導を受けている児童生徒の状況

	「特別的教育課程」による指導を受けている児童生徒数		「特別的教育課程」による指導を行っている学校数	
	外国籍・日本国籍の計【人】	割合【%】	外国籍・日本国籍の計【校】	割合【%】
義務教育段階	52,725 (44,309)	76.4 (76.9)	9,439 (8,243)	68.7 (67.9)
高等学校段階	947 (245)	15.6 (5.6)	103 (46)	13.1 (6.6)

※（ ）は令和5年度。高等学校段階における「特別的教育課程」は令和5年度から制度導入。
※割合は、特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数または特別な配慮に基づく指導を行っている学校数によるもの。

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数 ※公立のみ

	1人以上在籍する学校数	うち5人以上在籍する学校数	うち100人以上在籍する学校数
令和7年度	12,668校【39%】	4,329校	28校
令和5年度	11,123校【34%】	3,438校	17校

※【 】は全数における割合。[令和7年度:32,122校/令和5年度:32,573校(学校基本調査・公立学校数)]

【4】支援員の配置状況 ※公立のみ

●日本語指導補助者：8,706人 ※令和5年度：7,837人

●母語支援員：7,301人 ※令和5年度：6,266人

【3】進路状況等 ※公立のみ ※調査時点:令和6年度末

	中学生の高校等進学率	高校生の大学等進学率	高校生の中退率
日本語指導が必要な児童生徒の状況	91.5% (90.3%)	41.2% (46.6%)	6.4% (7.7%)
全中学生等・全高校生等	98.9% (99.0%)	75.0% (75.0%)	—

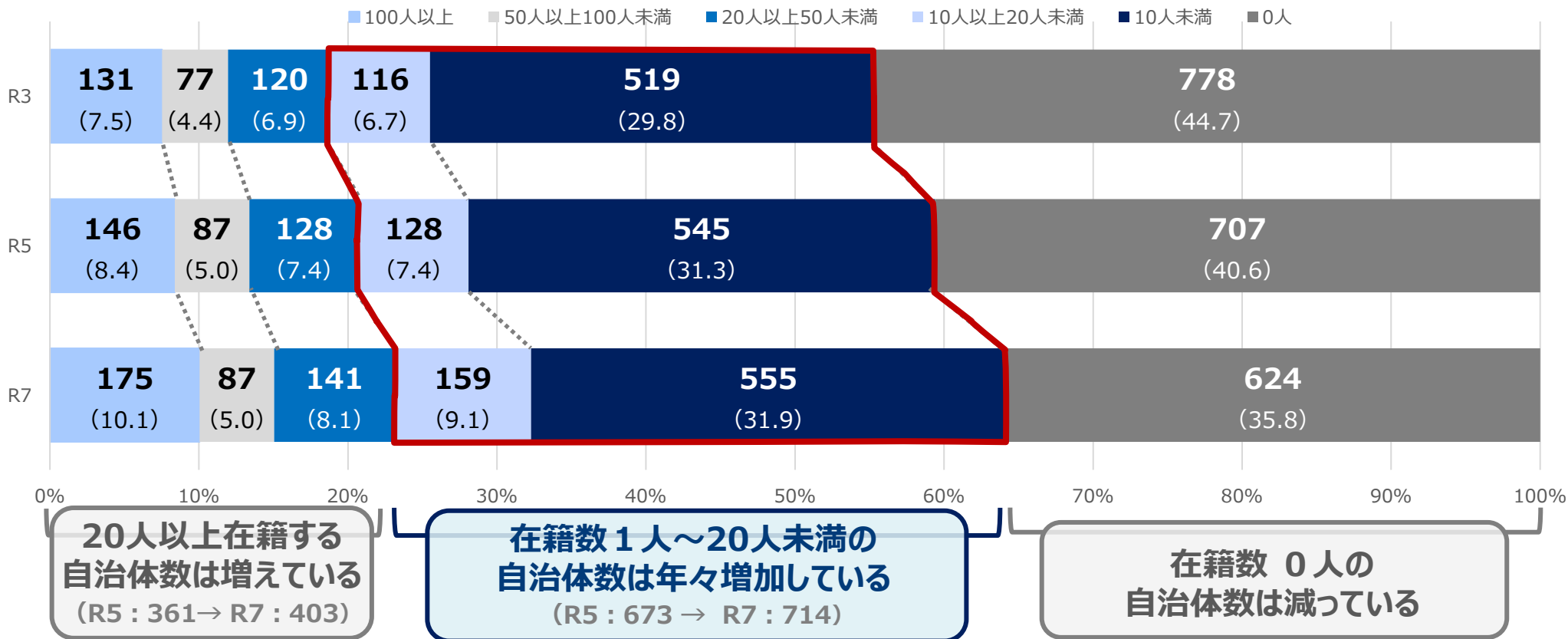
【5】ICTの活用状況

	総数	地方公共団体数（左の内訳）		
		活用している	検討中	活用していない
令和7年度	1,148	758 66.0%	88 7.7%	302 26.3%
令和5年度	1,080	657 60.8%	56 5.2%	367 34.0%

※公立学校での日本語指導におけるICT端末等の活用状況

※日本語指導が必要な児童生徒が在籍する地方公共団体数が総数

日本語指導が必要な児童生徒が在籍している市区町村数の推移 ※【総数】全市区町村数：1,741



- 日本語指導が必要な児童生徒が1人以上在籍する自治体数は増加している。
 - **散在** 在籍数1～20人未満である自治体数は年々増加している。
 - **集住** 20人以上在籍する自治体数も増加している。
- **集住・散在化が同時に進行しており、集住地域・散在地域ともに対応策を総合的に実施し、適切な指導体制が構築されるよう支援する。**

Ⅰ. 指導内容の深化・充実

1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ① 指導内容： 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ② 指導対象： 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③ 指導者： 日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④ 授業時数： 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤ 指導の形態及び場所： 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥ 指導計画の作成及び学習評価の実施： 計画及びその実績は、学校設置者に提出



2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備

学校教育における日本語指導の質の向上

地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上

組織的・継続的な支援の実現



3. 支援体制



設置者 ・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等

学 校 ・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等

支援者 ・専門的な日本語指導 ・母語による支援 ・課外での指導・支援 等



- 公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している（H22:2,224人→R3:4,808人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、**中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い**、等の課題が明らかになっている。
- このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、**日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援**の取組を進めることが重要。

令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行い、令和5年4月に制度の運用を開始した。

改正の概要

学校教育法施行規則の改正

- 高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、**特別の教育課程によることができる**。
- 特別の教育課程による指導の実施形態は、
 - ① 生徒が在学する高等学校において指導を受ける
 - ② 他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- 日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、**教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める**。
- 単位の修得の認定に関する留意事項として、
 - ① 学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
 - ② 年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもある。

平成26年文部科学省告示第1号の改正

- 日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の**教育課程に加え、又はその一部に替える**ことができる。
- ただし、必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- 日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、**21単位を超えない範囲で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる**。

加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の 指導	特別 活動
----------------------	---------------	-------------	-------------------------	----------

一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科・ 科目	日本語の能力に 応じた特別の 指導	特別 活動
----------------------	---------------	-------------	-------------------------	----------

特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒等

● 特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数及び割合（令和7年度）

	特別な配慮に基づく指導を受けている 児童生徒数（人）	日本語指導が必要な児童生徒のうち、 特別な配慮に基づく指導を受けている 児童生徒の割合（％）
外国籍	65,173(52,176)	88.9%(90.4%)
日本国籍	9,887 (9,878)	86.4%(86.6%)

※（ ）は令和5年度。

● 「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数及び学校数（令和7年度）

	「特別の教育課程」による指導を 受けている児童生徒数（人）		「特別の教育課程」による指導を 行っている学校数（校）	
	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍
義務教育段階	45,957 (37,500)	6,768 (6,809)	6,915 (5,880)	2,524 (2,363)
高等学校段階	889 (215)	58 (30)	73 (33)	30 (13)

※（ ）は令和5年度。高等学校段階における「特別の教育課程」は令和5年度から制度導入。

文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし (略して「ことばの力のものさし」)

文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための
ことばの発達と習得のものさし
(略して「ことばの力のものさし」)

何のために評価する？

- ・ことばの力のものさしは、多文化多言語の子どもの年齢に伴う認知的な発達を支えることばの力を促すためのものです。
- ・一人ひとりの子どもに応じた学習・指導計画を立てるために行う「学習を支える評価」です。

誰の何を評価する？

- ・小学校段階から高等学校段階までの子どものことばの力を評価します。
- ・一人でできることだけでなく、支援を得て発揮できる最大限の力を評価します。
- ・年齢に伴うことばの発達と日本語習得の各段階に応じて、評価の目安となる重要な力に絞って記述しています。

思考・判断・表現を支える包括的なことばの力(複合言語での力)の発達ステージとは？

- ・日本語も母語もあわせて、子どもが持っているすべてのことばのレパートリーを使って、最大限にできることを、次の観点から、A～Fの6つのステージで評価します。
- ・ステージが一段階進むのには、数年かかるのが一般的です。

「包括的なことばの発達ステージ」の各段階の特徴

	年齢枠の範囲	各ステージの特徴
ステージF 【評価・発展】期	中3～高校段階	中学～高校の教科学習内容、抽象的概念、実社会の話題 多角的・批判的視点からの議論・意見・分析・評価、推敲
ステージE 【抽象】期	小5～中2段階	高学年～中学の教科学習内容、抽象的概念 主題・要点的解釈、一貫性のある説明、ジャンル別作文
ステージD 【因果】期	小3～小4段階	中学年の教科学習内容、基本的概念 因果関係の理解・説明、テーマ作文
ステージC 【順序】期	小1～小2段階	身近なこと・経験したこと、低学年の内容 順序に沿った理解・表現、出来事作文
ステージB 【イマココから順序】期		身近なこと・経験したこと、幼児・低学年前半の内容 対話による支援を得て、おおまかに理解・表現
ステージA 【イマココ】期		身近なこと・経験したこと、幼児・低学年前半の内容 対話による支援を得て、断片的に理解・表現

日本語固有の知識・技能の習得ステップとは？

- ・日本語の知識・技能の習得状況を次の観点から、8つのステップで評価します。
- ・ステップの進み具合は個人差が大きいです。数ヶ月でいくつものステップを進めるケースもあれば、数年同じステップにとどまるケースもあります。

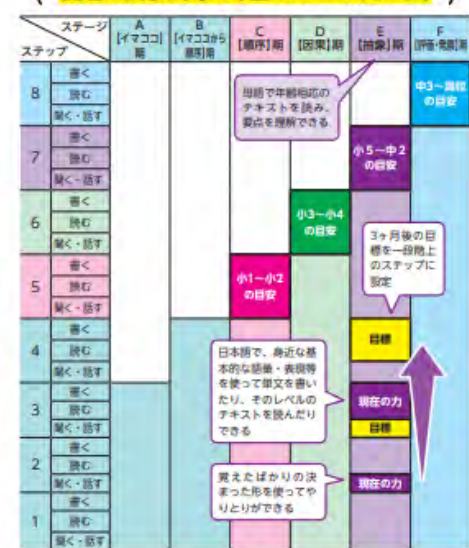
「日本語の習得ステップ」の各段階の特徴

	小1～小2段階	小3～小4段階	小5～中2段階	中3～高校段階
ステップ8				中学から高校レベルの教科学習に必要な語彙・表現、談話・文章
ステップ7			高学年から中学レベルの教科学習に必要な語彙・表現、談話・文章	
ステップ6		中学年レベルの教科学習に必要な語彙・表現、談話・文章		
ステップ5	日常的な語彙・表現(幅広い)、 低学年レベルの談話・文章(自由な単文・重文・複文の生成)			
ステップ4	日常的な語彙・表現(制限あり)、単文から基礎的な重文・複文			
ステップ3	身近な語彙・表現、単文			
ステップ1～2	ごく限られた語、文字の習得の開始			

評価から指導・支援へ

- ・学校や家庭、地域の学習教室などで、子どもの普段の生活や学習の様子を、多角的・包括的に観察しながら活用します。
- ・DLAやその他のアセスメント、テストとの併用、母語でのアセスメントも効果的です。
- ・「包括的なことばの発達ステージ」を横軸、「日本語の習得ステップ」を縦軸として示すマトリックス図を使って、対象の子どものことばの現在の力を確認します。
- ・「包括的なことばの発達ステージ」には、日本語と母語の4技能の中で一番高いステージを記します。
- ・年齢枠の目安との位置関係を確認し、学習・指導計画の中で、子どもの強みを活かしながら、目標の位置を決めます。
- ・子どもの「わかる!」「できる!」を大切に、学習・指導計画を考えます。

ステージとステップのマトリックス図 (滞日4か月の中学2年生：E2～3のケース)



文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA

Dialogic Language Assessment for Culturally Linguistically Diverse Students

※「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」を改訂

概要

目的：多文化多言語の子供が、自分自身が持っているすべてのことばを使って「何ができるか」ということ、また、「一人でできること」だけではなく、「支援を得てできること」を、対話を通して多角的かつ包括的に把握することを目的としたアセスメントツール。

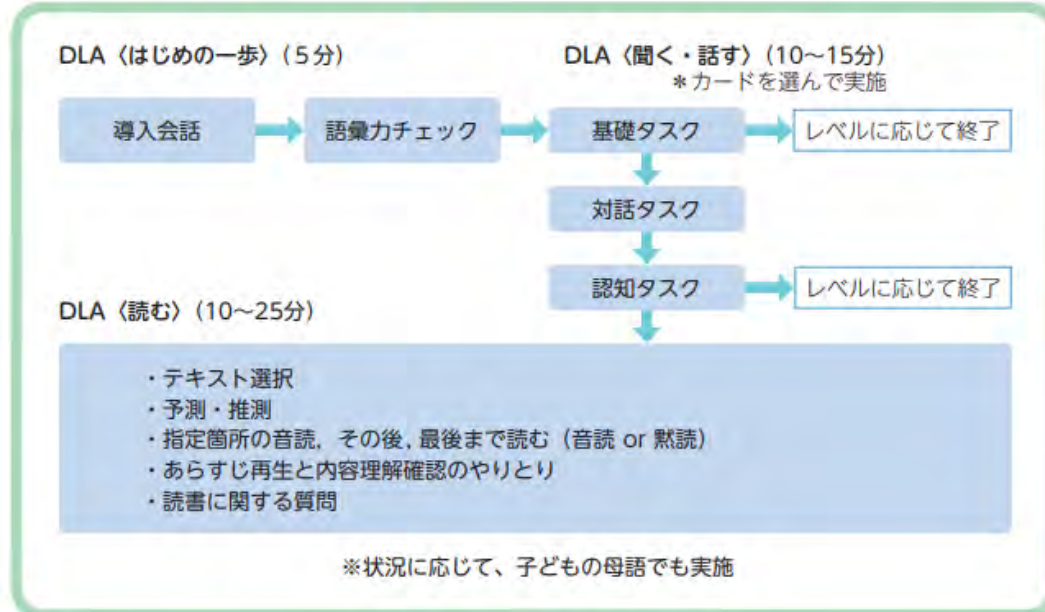
対象：原則として言語形成期にある小中学生を対象。高校生にも応用できる。

構成：〈はじめの一步〉、〈聞く・話す〉、〈読む〉から構成。〈はじめの一步〉は、挨拶や身の回りの質問に答える「導入会話」と、絵カードを使って子供の日常に関わる語彙を答える「語彙力チェック」から成る。

子供の状況に合わせてタスクを選んで実施し、1授業時間以内に終了。

DLA実施と評価のフローチャート

※多言語DLAとして、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、英語、ネパール語、ロシア語のDLA〈はじめの一步〉と〈聞く・話す〉も収録



評価

- ・DLA実施場面を録音・録画したデータを聴き（見）ながら、評価メモを使って、子供が「できること」、「支援を得てできること」を振り返る。
- ・その内容を「ことばの力のものさし」の記述文と照らし合わせ、日常の観察を含めて、子供の「ステージ×ステップ」における現在の力を評価。

⇒得られた情報をその後の学習の指導・支援に役立てる。

※〈書く〉については、制限時間内に一篇の作文を書かせるよりも、普段の授業などで支援を受けながら作文を書く過程や、そうして書いた作文を一定期間（例えば1学期間）蓄積して評価する。

多文化多言語の子供の「ことばの力」をはかるオンライン・アセスメント マニュアル

概要

オンライン・アセスメント マニュアルは、多文化多言語の子供の「ことばの力」をはかるアセスメント（日本語・ 母語）を、オンラインで実施する方法についてわかりやすく示したもの。

<オンライン・アセスメントの必要性等>

散在地域は、アセスメントを実施した経験のある人材が少なく、実施に向けた条件が整っていないと推測

⇒ 専門家等によるアセスメントが適切行われる環境を整備

子供の思考・判断・表現を支える包括的なことばの力をより正確に把握するためには母語アセスメントが有効だが、それができる人材は全国でも多くはない

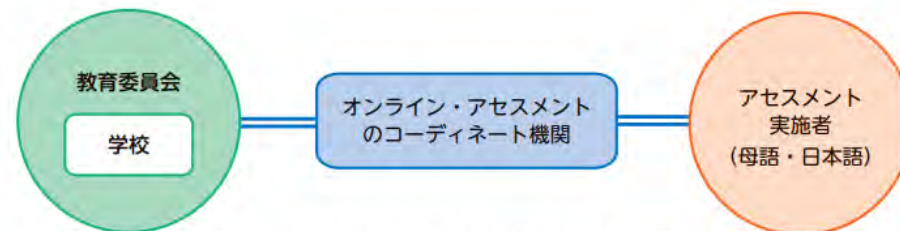
⇒ 集住地域・散在地域問わず、全国のどこでも母語アセスメントが実施できる

実施方法

- ・学校はチェックシートにその子供の言語環境や学校での様子を記入し、アセスメント実施者がアセスメントの必要性を判断。
- ・実施する場合、子供を日常的に指導する教師や支援員への短時間の事前ヒアリングをした上で、1授業時間内（日本語、母語はそれぞれ1授業時間）でオンライン・アセスメントを行う。
- ・実施後は、アセスメント・レポートを学校に送付し、アセスメント実施者と学校がオンラインでフォローアップ会議を開く。

※コーディネーター的な役割を果たす人材や機関が重要

⇒ アセスメントの結果を日常の指導に活かし、保護者との関係構築の基盤とする



オンライン・アセスメント実施システム(例)

本マニュアルの構成

本マニュアルは、次のようなアセスメント実施の流れに沿って構成されています。



- 外国人児童生徒等教育にかかわる様々な人々（日本語指導担当教師、日本語指導の支援者、外国人児童生徒等の在籍学級の担任、学校管理職、指導主事等）が、**それぞれの立場で具体的にどのような視点を持ち、どのような取組を行うことが必要かを示しています。**

都道府県教育委員会の役割

- ・施策の推進方針の策定
- ・推進体制の整備
- ・人材確保と育成について

市町村教育委員会の役割

- ・教育委員会が直接行う支援・指導
- ・連絡協議会等を通じて行う支援・指導

学校管理職の役割

- ・温かい面接を工夫する
- ・担任を支え、保護者との信頼関係を築く
- ・日本語指導の環境を整え、習得や適応の状況を把握する
- ・児童生徒の成長を担当と見守る
- ・全教職員で取り組む体制をつくる
- ・地域連携をコーディネートする

日本語指導担当教師の役割

- ・児童生徒への教育活動
- ・校内の連携・共通理解
- ・家庭との連携・共通理解
- ・外部機関・地域との連携・共通理解

在籍学級担任の役割

- ・在籍学級での外国人児童生徒等の受入れ
- ・外国人児童生徒等の受入れ体制づくりと必要な指導
- ・共生の教育と学級の国際化
- ・保護者への対応と進路指導

外国人児童生徒
受入れの手引

改訂版



2019年3月

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課



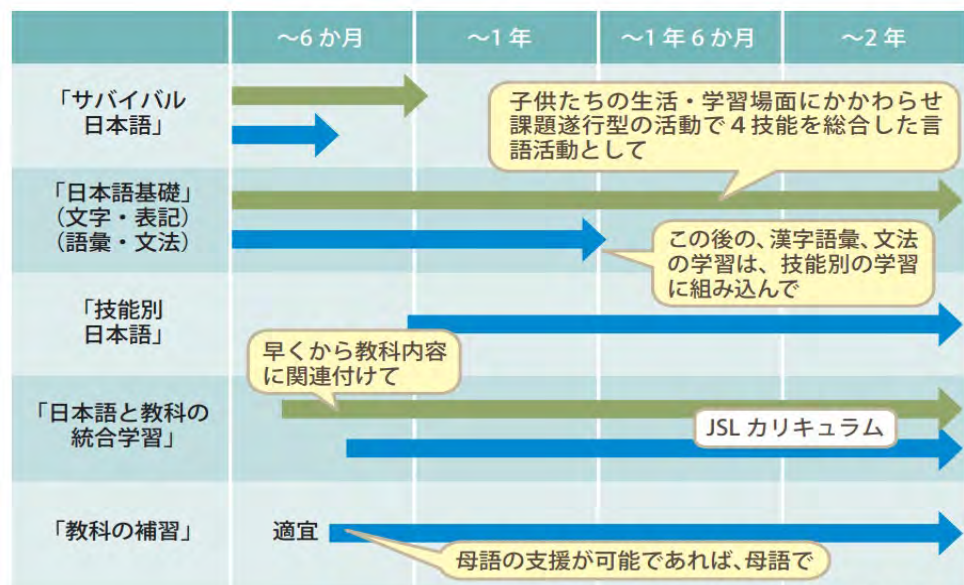
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

※ 明石書店から販売もされています。

▼日本語指導の主なプログラム

① サバイバル日本語	日本の学校生活や社会生活について必要な知識、日本語を使って行動する力を付けることが目的の学習（挨拶の言葉や具体的な場面で使う日本語表現）
② 日本語基礎	文字や文型など、日本語の基礎的な知識や技能の学習 （(A) 発音の指導、(B) 文字・表記の指導、(C) 語彙の指導、(D) 文型）
③ 技能別日本語	「聞く」「話す」「読む」「書く」の言葉の4つの技能のうち、どれか一つに焦点を絞った学習
④ 日本語と教科の統合学習	児童生徒にとって必要な教科等の内容と日本語の表現とを組み合わせた学習
⑤ 教科の補習	在籍学級で学習している教科内容を取り出し指導で復習的に学習したり、入り込み指導として、担当教師や日本語指導の支援者の補助を受けたりしながら取り組む学習

▼プログラムの配置



緑：小低・中学年 青：小高学年以上

例2) ロイさんの指導計画(来日3年目・小5・家庭内はネパール語)



日本語はもう大丈夫。でも、勉強は分からない。社会科見るとか好きだけど、教科書は知らないことばばかりだし、漢字がいっぱいある。言いたいことがあっても、なんて書けばよいか分からないから、書くのは苦手。

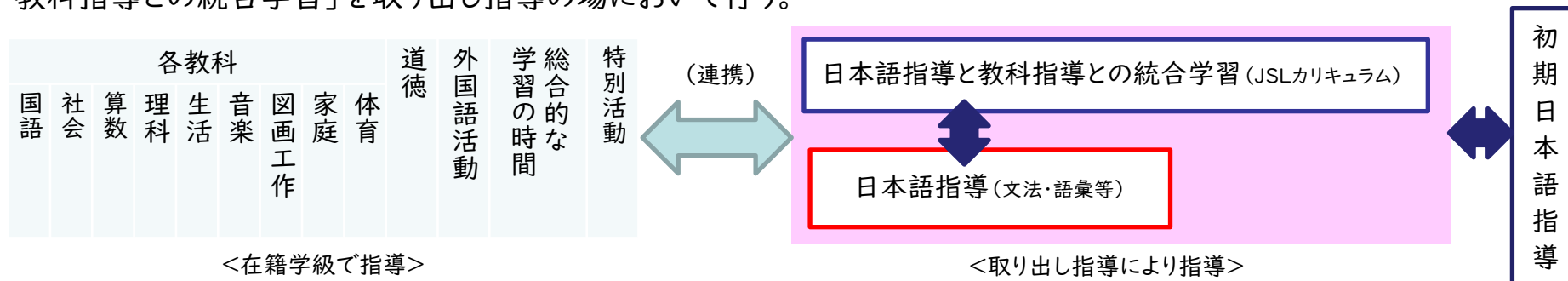
プログラム／期間	～6ヶ月	～1年	～1年6ヶ月	～2年
日本語の基礎	初級文型や基礎的な文法項目について習得状況を確認し、必要に応じて指導。継続的な漢字学習(在籍学級での国語科の授業に関連づけて)			
技能別日本語	ロイさんの関心にもとづき、ジャンルを決めて作文の指導をする。 文と文のつながり、紹介 文章構成、説明文 根拠を示した主張、語彙・表現 文「ネパールの遊び」等 「新幹線の種類」等 意見文「ユーチューバーの仕事」等			
内容と日本語の統合学習(JSLカリ)	ロイさんが好きだが日本語で読んでいる社会科で「JSLカリキュラム」を実施する。各単元に先行して1時間、単元の重要な内容・概念を、絵図・写真等の読み取りを通して理解を促す。			
キャリア／母語母文化教育	中学校生活をイメージさせる。	ネパール語と日本語の特徴	将来の仕事、社会との関わり	親に来日理由をインタビュー

＜ポイント＞・学習言語能力の発達を促すための、指導(技能別日本語、JSLカリキュラム)を中心に・自身の背景文化へのアイデンティティを安定化させ、将来像を描けるように。

日本語指導と教科指導との統合 (JSLカリキュラム)

○指導の場

日本語指導が必要な児童生徒が在籍学級で各教科の指導を受けながら、日本語の能力に応じた「日本語指導と教科指導との統合学習」を取り出し指導の場において行う。



○日本語指導と教科指導との統合学習の効果

- ・問題解決的な活動を基本にすることにより、具体的な活動と言葉の意味を結びつけることができる。
- ・具体物や直接体験を生かすことができる。
- ・日本語能力に応じた発問の仕方により、子供の理解を促進する。
- ・子供のつまづきに応じて学習活動を組み込める。

トピック型 JSLカリキュラム

子供たちの興味関心に
沿ってトピックを設定
体験→探求→発信

- 「気候」…子供の実態と結びつける支援を行う。
- 母国と日本の気候にはどんな違いがあるだろう。
- 目標:母国や日本の季節について、写真や具体物、経験を基に表現できる。
気温や降水量のグラフを書き、母国と日本の気候の違いに気づく。
気候について調べたことを、友達に分かりやすく伝えることができる。

教科志向型 JSLカリキュラム

各教科に日本語で参
加できる力を育む
各教科の学習課程を重視

- 面積の求め方(平行四辺形)…日本語の理解や表現を促す支援を行う。
- 日本語の目標:平行四辺形の求積方法を表す表現に慣れる。
- 活動の流れ ①課題を理解する。
②求積方法について、ヒントを参考にしながら考える。
③ワークをもとに、考えたことを整理しまとめる。
④自分が考えた方法以外について知る。

「特別の教育課程」による日本語指導を実施する場合は、年間10～280単位時間を標準とする。

文部科学省委託
「高等学校における日本語指導体制整備事業」2022

高等学校における 外国人生徒等の受入の手引



東京学芸大学
先端教育人材育成推進機構
外国人児童生徒教育推進ユニット

高等学校における外国人生徒等の受入れの手続き、日本語指導の仕組み、支援体制作りに関する考え方や事例、そして関連する情報で構成しています。



https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf

文部科学省委託
「高等学校における日本語指導体制整備事業」2022

高等学校の日本語指導・学習支援のための ガイドライン



東京学芸大学
先端教育人材育成推進機構
外国人児童生徒教育推進ユニット

日本語指導、教科指導・教科学習支援、キャリア教育、多文化共生教育に関し、具体的な内容構成や実施方法を提案します。本事業で実施した調査を通して収集した具体例や実践・取り組み事例、また、関係者の声なども採録しています。



https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf

外国につながるのある子供の特別支援教育に関する研究 障害のある外国人児童生徒等の学びの充実に向けた事例研究 —小・中学校の特別支援学級に焦点を当てて—

第5期中期目標期間（令和3年度～令和7年度）

障害のある外国人児童生徒等の学びの充実に向け、個々の事例をととして「特別支援学級に在籍する外国につながるのある子供への指導・支援に関するQ&A（仮）」やこれを基にした研修コンテンツの作成を目指す。

調査研究

- 就学先決定の手続き
- 神奈川県内市町村
体制調査

事例調査

- 横須賀市
- 横浜市
- 豊田市
- 四日市市
- 可児市 等

研究成果

特別支援学級に在籍する外国につながるのある
子供への指導・支援に関するQ&A（仮）



外国人等班

研修コンテンツ

研修モデル
プログラム活用例



成果の活用

- 特別支援学級担任
- 国際教室担当者
- 通常の学級担任
- 国際Co
- 通訳者
- 支援者
- 教育委員会担当者
- 外国にルーツのある
児童生徒等の教育委
にかかわる関係者 等



目 的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導・教科指導等を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒等教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。また、多言語の学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもできます。

トップページの
このアイコンから
検索してください



教材検索

文書検索

用語検索

予定表作成

検索サイトについて

トップページのアドレス

<https://casta-net.mext.go.jp/>



管理運営について

「かすたねっと」は2026年度「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」により、システム運用および公開情報の管理を(株)BTreeに委託しています。

公開情報の管理のため、(株)BTreeの担当者が情報を公開されている教育委員会等に対してご連絡させていただく場合があります。

問い合わせ先

サイト運営に関すること

文部科学省総合教育政策局国際教育課日本語指導係 TEL 03-5253-4111 (内線 2035)

公開情報、サイトの動作、資料・教材の掲載に関すること

「かすたねっと」に関するご意見・お問い合わせ窓口

(<https://casta-net.mext.go.jp/contact>)に掲載のフォームよりお寄せください。

リンク先の内容に関すること

「かすたねっと」に登録されている著作物の内容、著作権などに関することは、それぞれの公開主体(教育委員会等)にお問い合わせください。

5つの基本的な方針



① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

(グローバル人材育成)

- 日本や外国の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、コロナ禍で激減した日本人学生・生徒の海外留学や、より若年段階からの国際的な交流活動の推進、外国人留学生の受入れ環境、大学等のグローバル化の基盤・ルールの整備、外国語教育の充実、外国人への教育の充実、国際理解教育の推進などを図っていく必要がある。
- また、産学官をあげてグローバル人材を育成する取組の推進や、優れた外国人材の受入れを図る視点、外国につながる子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点、海外で学ぶ日本人の子供への教育を保障する在外教育施設の魅力を高める取組も重要である。あわせて、距離や場所、時間の制約を克服するデジタルの活用により様々な国際交流・教育プログラムの展開の可能性が生まれており、遠隔・オンラインとリアルを組み合わせた取組の推進が求められる。

② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

(共生社会の実現に向けた教育の考え方)

- ……地域社会の国際化が進む中、我が国で学ぶ外国人の子供や海外で学ぶ日本人の子供の学びも保障されるとともに、多文化共生の考え方を取り入れていく必要がある。
- 誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を個々の状況に合わせて整備することで、つらい様子の子供が笑顔になり、その結果として自分の目標を持って学習等に取り組むことができる場面を一つでも多く作り出すことが求められる。
- その際、支援を必要とする子供やマイノリティの子供の他の子供との差異を「弱み」として捉え、そこに着目して支えるという視点だけではなく、そうした子供たちが持っている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点(エンパワメント)を取り入れることも大切である。このことにより、マイノリティの子供の尊厳を守るとともに、周りの子供や大人が多様性を尊重することを学び、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつながっていくことが重要である。

目標 7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂



障害や不登校、日本語能力、特異な才能、複合的な困難等の多様なニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保するとともに、全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保することなどを通して、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ウェルビーイングの向上を図る。その際、一人一人が持つ長所や強みに着目し、可能性を引き出して発揮させていくという視点や、多様性の尊重によるマジョリティの変容を重視するとともに、各施策間のつながりを念頭に置いた対応が図られるよう取組を推進する。

▶基本施策

○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

- 外国につながる子供が自らの「長所・強み」を活用し可能性を発揮できるよう、多様性を尊重し、母語・母文化の重要性に配慮しつつ、国内の学校への円滑な適応を図る。このため、日本語指導を行うための教員配置や日本語指導補助者・母語支援員の派遣、オンラインによる指導や多言語翻訳システム等 ICT を活用した日本語指導・支援の実施、実践的な教員研修の実施、新たに制度化される高等学校を含む日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進、学校全体での組織的な国際理解教育の推進などとともに、不就学の可能性がある外国人の子供の就学促進に向けた取組を推進する。その際、各地方公共団体における NPO 等を含む多様な主体との連携等、地域や社会での共生に向けた取組を促進する。

▶指標

- ・公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加

2. 指導体制の確保・充実

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の概要

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた 学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

学校の指導・運営体制の充実

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- ・日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）
- ・初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- ・少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- ・教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校の運営の改善

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）
- ・学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

施 行 期 日

平成29年4月1日

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和8年度予算額
(前年度予算額)

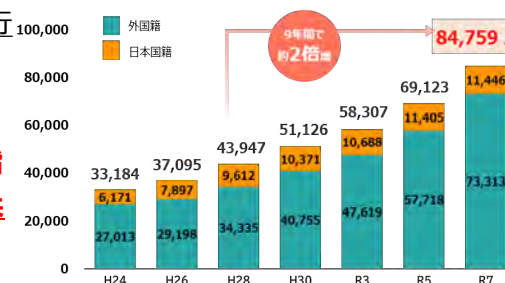
1,491百万円
1,249百万円)



背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人(9年間で約2倍)と増加し、多様化に加え集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約9千2百人

⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対する きめ細かな支援事業 (事業期間: H25~)

予算額 : 1,396百万円 (1,154百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
※指定都市・中核市以外の市区町村は
都道府県を通じた間接補助
補助率 : 1 / 3

【実施項目】
○運営協議会・連絡協議会の実施
○日本語指導補助者、母語支援員の派遣
○幼児や保護者を対象としたプレスクール
○オンライン指導や多言語翻訳システムなどICT
を活用した教育・支援
○高校生等に対する包括的な教育・支援 等

(参考) 令和7年度補助実績

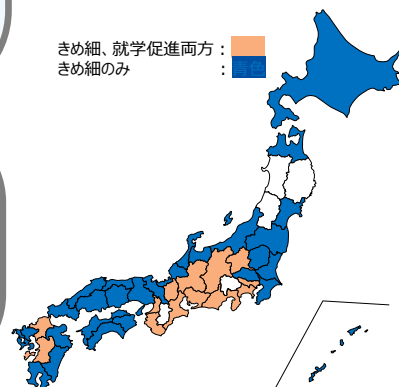
【きめ細事業実施】
3 3 都道府県
1 9 指定都市
3 1 中核市
1 3 8 市区町村

【就学事業実施】
2 都道府県
6 指定都市
4 中核市
2 3 市区町村

<関連する政府方針(抄)>

・(質の高い公教育の再生)
多様な児童生徒の教育機会を保障するため、(略)外国人児童生徒への支援体制の強化(略)を推進する。『経済財政運営と改革の基本方針2025』(R7.6.13閣議決定)
・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。『外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策』(R7.6.6関係閣僚会議決定)
・地域における外国人との共生に向けた担い手の支援・育成のため、(略)グローバル人材の育成・外国人生徒・学生の受入れとキャリア支援(就職・進学)の取組を進めることで、地域における多文化共生の推進を図る。『地方創生2.0基本構想』(R7.6.13閣議決定)

きめ細、就学促進両方 :
きめ細のみ :



II. 外国人の子供の就学促進事業 (事業期間: H27~)

予算額 : 95百万円 (95百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
補助率 : 1 / 3

【実施項目】
○不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科等の指導のための教室
○上記教室にて指導を行う指導員の研修
○就学状況や進学状況に関する調査
○日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

アウトプット(活動目標)

○学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加(Ⅰ. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
○外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加(Ⅱ. 外国人の子供の就学促進事業)

短期アウトカム(成果目標)

初期(令和6年頃)
○日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される
○全国の自治体で就学管理の改善が図られる

中期アウトカム(成果目標)

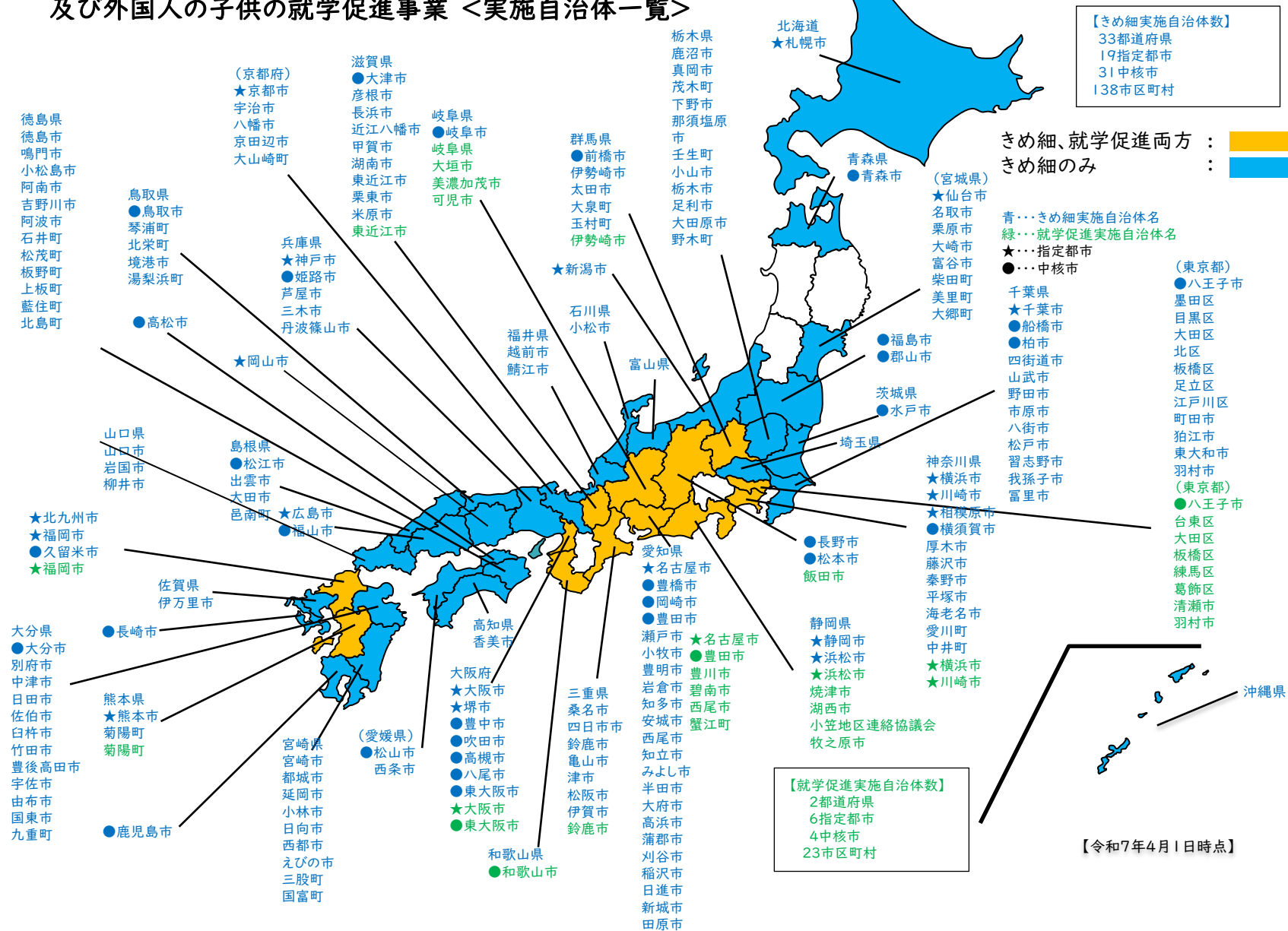
中期(令和8年頃)
○きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
○全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される

長期アウトカム(成果目標)

長期(令和10年頃)
○全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる
○公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する
○全国の高校で「特別の教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
○全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

(担当: 総合教育政策局国際教育課)

【参考】令和7年度 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業
及び外国人の子供の就学促進事業 <実施自治体一覧>



3. 日本語指導担当教師等の指導力の向上



外国人児童生徒等の教育に関する 教職員・支援者向け研修動画



全国の学校教育関係職員を始め、外国人児童生徒等の教育に携わる支援者等を対象に、学校での円滑な受け入れや指導・支援について、必要な知識を学んでいただくための研修動画です。各動画とも 20 分～30 分で学べる内容になっています。

研修動画の対象

- ・学校の教職員 ・教育委員会職員
- ・日本語指導補助者 ・母語支援員

その他、外国人児童生徒等の教育や支援等に携わる方の研修に活用いただけます。



5つの研修内容

- ① 外国人児童生徒等の受け入れ
- ② 外国人児童生徒等教育の考え方
- ③ 日本語指導の方法 1
- ④ 日本語指導の方法 2
- ⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育

研修動画の活用例

- ・校内研修において動画視聴
→動画の内容についてグループ演習
→全体で発表・共有
- ・教育委員会が実施する研修の事前学習教材として活用
- ・自己研修として個人で動画を視聴

学校内外での研修、
個人での研修など

外国人児童生徒等の受け入れやその支援のための体制づくりをはじめ、日本語指導の具体的な指導方法など、幅広い内容を取り扱っています。

動画は「 YouTube」文科省公式チャンネルに掲載しています。
QRコードまたは以下URLから動画・講義資料掲載サイトにアクセスできます。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm



各動画の内容紹介



各動画
20分程度

① 外国人児童生徒等の受け入れ

外国人児童生徒等教育に関する制度や受入れ状況に係る基本情報を知り、学校において、生活面や学習面（日本語・教科）の指導・支援を組織的に行うための体制作りについて理解します。

② 外国人児童生徒等教育の考え方

外国人児童生徒等の教育に必要な基本的な考え方を理解し、文化間移動と発達の観点から外国人児童生徒等の状況を把握して、ことばの教育のあり方を考えます。

③ 日本語指導の方法 1

子供一人一人の多様な実態に応じて日本語のコース設計をすることの重要性を理解し、日本語の初期段階の指導として、サバイバル日本語、日本語基礎のプログラムの内容と指導方法を学びます。

④ 日本語指導の方法 2

日本語の中・後期段階の指導として、技能別日本語、教科等と日本語の統合学習（JSLカリキュラム）のプログラムの内容と指導方法を学びます。

⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育

ライフコースの視点から、外国人児童生徒等の社会的経済的な自立に向けて基盤となる力や考え方を育てるためのキャリア教育の重要性を知り、かれらの社会参加を支えるために教育コミュニティを形成することが必要であることを理解します。

研修講師

※所属・役職は令和3年時点の情報

▶ 東京学芸大学 齋藤ひろみ 教授

▶ 京都教育大学 浜田麻里 教授

▶ 横浜市教育委員会 土屋隆史 主任指導主事

▶ 京都市教育委員会 大菅佐妃子 副主任指導主事

▶ 豊橋市教育委員会 築樋博子 外国人児童生徒教育相談員

▶ 甲府市立大國小学校 今澤 悌 教諭

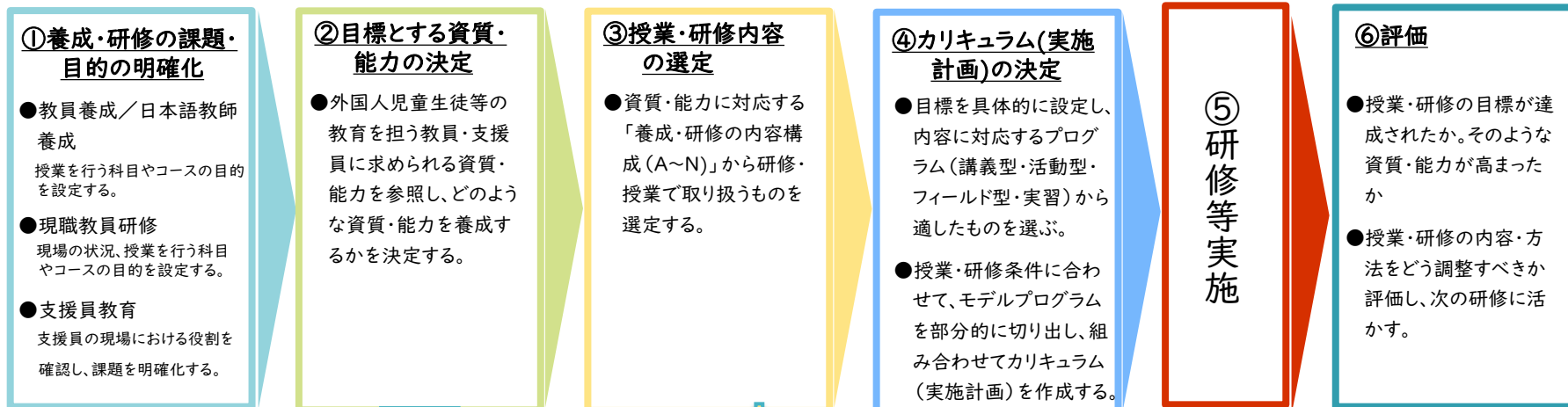
外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの内容

概要

- 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に周知し、活用を依頼。
(文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)



モデルプログラムの活用方法



資質・能力の4要素と課題領域		求められる具体的な力	養成・研修の内容構成	
捉える力	子どもの実態の把握	文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。	A 外国人児童生徒等教育の課題	H 子どもの日本語教育の理論と方法
	社会的背景の理解	外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的な文脈に位置付けることができる。	B 外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策	I 日本語指導の計画と実施
育む力	日本語・教科の力の育成	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。	C 学校の受入れ体制	J 在籍学級での学習支援
	異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等と周囲の子どもの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。	D 文化適応	K 社会参加とキャリア教育
つなぐ力	学校づくり	保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。	E 母語・母文化・アイデンティティ	L 保護者・地域とのネットワーク
	地域づくり	異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。	F 言語と認知の発達	M 現場における実践(実地教育・研修)
変える／変わる力	多文化共生社会の実現	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。	G 日本語の特徴	N 成長する教師(教員・支援員)
	教師としての成長	外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。		

全国教員研修プラットフォーム(Plant:プラント)

文部科学省が構築した、「新たな教師の学び」の効率的・効果的な実施に資するためのプラットフォームです。教育委員会や大学、公益法人等の研修主催者が登録した研修動画等を、**システムを通じて受講**することができます。

外国人児童生徒等の教育に関する研修動画も登録されているので、ぜひご活用ください。

Plantの教員アカウントが教育委員会から付与されている教職員は、そちらを使用して受講できます。それ以外の教職員や支援者等はゲストユーザーとして各自でアカウントを登録することで、受講できます。

A screenshot of the Plant login page. The page has a blue header with the Plant logo and the text '全国教員研修プラットフォーム'. Below the header, there are two input fields for 'ログインID' and 'パスワード'. To the right of these fields is a blue 'ログイン' button. Below the input fields, there are two links: '※ゲストユーザ登録はこちら' and '※パスワード再発行はこちら'. The background of the page shows a blurred image of people in a classroom setting.

~|+=
独立行政法人教職員支援機構

Plant
全国教員研修プラットフォーム

ログインID

パスワード

[※ゲストユーザ登録はこちら](#)

[※パスワード再発行はこちら](#)

ログイン

詳細は、(独)教職員支援機構HPを御確認ください。<https://www.nits.go.jp/service/plant/>



日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣 旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概 要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

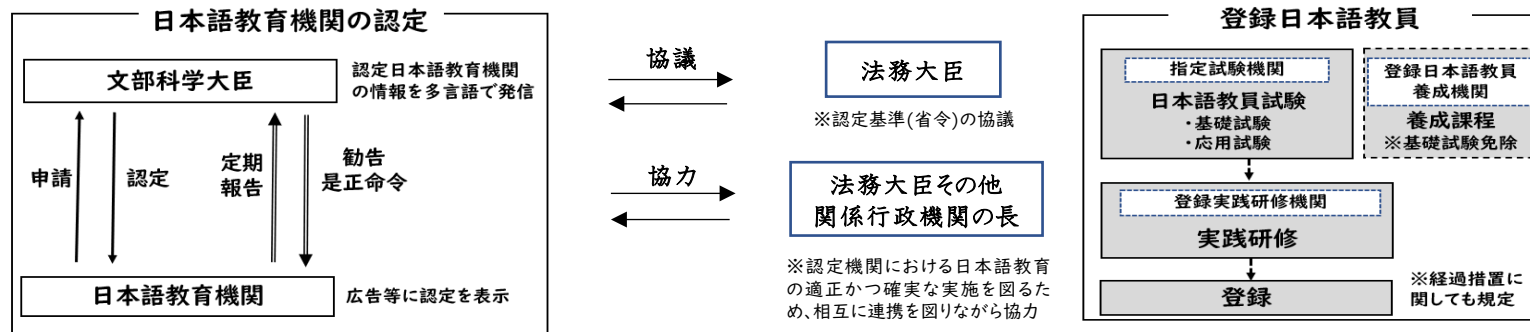
(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築**し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。

※  は制度・施策の主務官庁

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

 法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

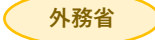
- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

 文科省

 法務省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

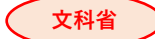
 外務省

 文科省

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

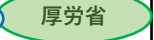
 文科省

 外務省

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

 法務省

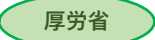
 厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

 文科省

 法務省

 厚労省

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携

 法務省

- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供

 厚労省

- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供

 総務省

- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供

 経産省

4. 外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保

- 外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

参考

日本国憲法

(昭和21年11月3日憲法)

第二十六条 **すべて国民は**、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 **すべて国民は**、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法

(平成18年12月22日法律第百二十号)

(義務教育)

第五条 **国民は**、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。(2~4項省略)

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)

(昭和54年8月4日条約第6号)(抄)

第十三条

一 この規約の締約国は、**教育についてのすべての者の権利を認める**。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) **初等教育は**、義務的なものとし、**すべての者に対して無償のものとする**こと。

(b) 種々の形態の**中等教育**(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、**無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする**こと。

児童の権利に関する条約

(平成6年5月16日条約第2号)(抄)

第二十八条

一 締約国は、**教育についての児童の権利を認める**ものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) **初等教育**を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の**中等教育**(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、**すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる**。

「外国人の子供の就学状況等調査」令和7年度調査結果



文部科学省

調査の目的

- 学齢相当の外国人の子供の就学状況や地方公共団体（教育委員会を含む）における就学促進の取組状況を継続して把握する。
※ 本調査は、令和元年度から全国調査として実施しており、今回が6回目の調査となる。
- 就学状況の把握に係る進捗状況や課題を整理し、各地方自治体の取組の改善を促す。

調査対象

全市町村教育委員会（特別区を含む。）（1,741）

調査時点

令和7年5月1日

主な調査結果

学齢相当の外国人の子供の数、義務教育諸学校への在籍数は、ともに調査開始以来最多。
不就学の可能性のある子供の数は、前回調査から723人増加している。

単位：人

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数							⑦ (参考) 住民基本台帳上の人数との差	不就学の可能性のある子供の数 (③⑤⑦の合計)
		就学者数		③ 不就学	④ 転居・出国 (予定含む)	⑤ 就学状況把握できず	⑥ その他	計		
		① 義務教育諸学校	② 外国人学校							
令和元年度	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	-	113,698	10,132	19,420
令和3年度	133,310	112,148	7,922	649	3,194	8,597	-	132,510	800	10,046
令和4年度	136,923	116,288	9,180	778	3,272	6,675	-	136,193	730	8,183
令和5年度	150,695	127,239	10,993	970	3,833	7,199	29	150,263	432	8,601
令和6年度	163,358	138,418	11,615	1,097	4,751	7,213	144	163,238	120	8,430

令和7年度

合計人数	177,726	150,786	11,949	911	5,660	8,013	178	177,497	229	9,153
【構成比】 (前年度)	-	85.0% (84.8%)	6.7% (7.1%)	0.5% (0.7%)	3.2% (2.9%)	4.5% (4.4%)	0.1% (0.1%)	100%	-	-
小学校相当 合計人数	121,964	104,075	8,016	591	3,978	5,088	108	121,856	108	5,787
中学校相当 合計人数	55,762	46,711	3,933	320	1,682	2,925	70	55,641	121	3,366

留意点 ※不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数の合計（③＋⑤＋⑦）は9,153人。

⑤は教育委員会が就学状況の把握を試みたが不在や連絡不通により把握ができなかった者。

※⑥は①～⑤のいずれにも該当しない者（母国等の学校のオンライン教育を受講している等）。

(担当：総合教育政策局国際教育課)

- 8言語（英語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ウクライナ語）の各言語別の就学案内。
- 就学ガイドブック、就学ガイドブックの概要があります。

To children's guardians

お子さんを持つ保護者の皆様へ

Guide for foreign students to start school
Procedures for Entering Japanese Schools
外国人のための就学ガイド
～日本の学校への入学手続きについて～

【Japanese Elementary and Secondary Education】
Japanese public elementary and secondary schools accept foreign children free of charge if they wish to enter them, and the opportunity of receiving the same education as Japanese students is guaranteed to foreign children.

【日本の小学校・中学校について】
外国人の子供も、公立の小学校・中学校への入学を希望する場合は、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れており、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しています。

● The term of elementary and secondary school
Children enter elementary school (shougakkou) in the April following their 6th birthday and study there for six years. After graduating from elementary school, students enter junior high school (chuugakkou) for a further three years.

● 小学校・中学校の就学期間について
日本では、小学校は満6歳を過ぎた最初の4月から入学することができ、6年間の教育を受けます。小学校を卒業すると中学校に入学することができ、3年間の教育を受けます。

● Tuition and Textbooks
Tuition of public elementary and secondary school is free. Textbooks used in elementary and junior high schools are free of charge. However, you have to pay as to the cost of school lunch and school supplies every month.

● 授業料、教科書について
公立の小学校・中学校の授業料は無償です。また、小学校・中学校の教科書は、無償で配布されます。なお、給食費・学費等は、毎月支払うこととなります。

● Financial Assistance
Financial assistance can be received from the board of education of cities, towns or villages for school supplies and school lunches, if it is determined that there is a need for this.

● 就学援助について
経済的理由により、小学校・中学校への就学が難しいと、市町村の教育委員会から認められた場合、学用品の購入費や給食費への援助を受けることができます。

● School Subjects
In elementary school, pupils study Japanese (kokuugo), social studies (shakai), arithmetic (sansuu), science (rika), living environment studies (seikatsu), music (ongaku), art and handicraft (zuga kousaku), home economics (katei) and physical education (taiku). Other subjects such as moral education (doutoku), special activities and integrated studies are also taught.
In junior high school, students study Japanese (kokuugo), social studies (shakai), mathematics (suugaku), science (rika), music (ongaku), art (bijutsu), physical education (taiku), technology and home economics (gijutsu katei) and foreign languages (gaikokugo-usually English), etc. Students also study moral education (doutoku), special activities, and integrated studies.

● 学校で学ぶ教科
小学校では、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間について学びます。
中学校では、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（原則として英語）などの各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間について学びます。

● PTA Activity

There is a group called the PTA that consists of parents/guardians and teachers. This group offers activities such as "Safety Guidance for Travelling to and from School", etc. The parents' active participation is desirable.

● PTA 活動

学校には「PTA」という保護者と先生の会があり、保護者と先生が協力して「登下校時の安全指導」などの活動を行っています。保護者の積極的な参加が望まれます。

【Admission Procedure of entering public elementary and secondary school】

【公立の小学校・中学校への入学手続きの流れ】

1

Parents/guardians need to go to the alien registration counter to submit a moving-in notification to the municipal office of the municipality where they will move into, and then inform the municipal office and the Board of Education that they want their child to enter the elementary school or junior high school (middle school). "I'd like to put our child in school, please do the procedure."

保護者は、初めに居住する市区町村役場で転入届を申請し、その窓口と教育委員会に、子供の小学校・中学校への入学の希望を伝えてください。
「子供を学校に入学させたいので、手続きをお願いします。」

2

Decide the school and do the procedure.
(Children's grades are usually determined by their age.)

入学する学校を決めて、手続きをします。
（原則として、子供の年齢相当の学年に編入されます。）

3

Parents/guardians should go to the school with their child/children to discuss the prospective course of their child's school life with the teachers.
"At a board of education we did the procedures and we are told to put our child in this school. Please do the admission procedure."

保護者は、子供と一緒に入学する学校へ行ってください。そこで、先生と今後の学校生活について話し合ってください。
「教育委員会ですべての手続きをして、こちらの学校に入学することになったので、入学手続きをお願いします。」

A child will have various possibilities in his/her future after he/she graduates from secondary school.

中学校を卒業するといろいろな未来が広がります！

● Various courses after graduation from secondary school

In Japan, many students who graduate from Lower Secondary Schools go on to Upper Secondary Schools. Some students go on to Colleges of Technology, Specialized Training College General Courses, Specialized Training College Upper Secondary Courses or get job.

● 中学校卒業後の進路

日本では、中学校を卒業した生徒の多くは高等学校に進学します。また、高等専門学校や専修学校一般・高等課程に進学する人や、就職する人もいます。

In web page of Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, you find the guide for starting school in 7 languages

文部科学省ホームページでは、7カ国語による詳しい就学案内を公開しています。

Korean, Vietnamese, Chinese, Spanish, Filipino, English, Portuguese

韓国語、ベトナム語、中国語、スペイン語、フィリピン語、英語、ポルトガル語

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm#a09



「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定。

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学状況の把握

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

(2) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 個別の就学勧奨の実施
- プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組
- 幼稚園等への就園機会の確保

(3) 出入国記録の確認

- 必要に応じ、在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し、居住実態を把握

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入れ学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

(5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

(6) 高等学校等への進学促進

- 早い時期から進路ガイダンス・進路相談等を実施
- 公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒特別定員枠の設定等の取組を推進

3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携

日本語指導が必要な中高生等の進路状況等について

- 日本語指導が必要な中高生は、進学率が低い一方で、非正規就職率が高い傾向にある。
- 高等学校等への進学を促進する観点から、公立高等学校入学者選抜における特別定員枠の設定等の取組を推進している。
- 早い時期からキャリア教育・進路指導等の取組を実施する必要がある。

	日本語指導が必要な生徒 (公立)		全生徒 (公立)
進学率(中学生)※1	91.5%	進学率が低い	98.9%
進学率(高校生)※2	41.2%	<	75.0%
高校生の中途退学率	6.4%		—
高校生の就職者における 非正規就職率※3	49.6%	非正規就職率が高い >	6.5%

※1 専修学校(高等課程、一般課程)、公共職業能力開発施設等を含む

※2 短期大学、専門学校、各種学校を含む

※3 全生徒は、全中学生、全高校生の割合を示す。

公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠設定状況

20都道府県 ※その他、受検に際しての配慮として試験教科の軽減、問題文のルビ振り等を実施

「高等学校における外国人生徒等へのキャリア支援等に関する実践ガイド」

高等学校段階の外国人生徒等のキャリア教育・支援の取組を推進するため、取組を行う際の考え方、視点、取組の方法や事例等を紹介。(実践ガイドを作成するにあたり実施した高校学校へのアンケート調査結果や実践事例等も掲載)

外国人児童生徒等のキャリア教育・支援の考え方

- キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」(「中学校・高等学校キャリア教育の手引き」より(2023))
- 外国人生徒が自身の進路を切り拓いていくためには、これらの実践の中に外国人生徒等向けのキャリア教育・支援の視点を取り入れたり、必要に応じて外国人生徒等向けのキャリア教育・支援を追加で行っていくことが必要。

外国人生徒等のキャリア教育・支援を行う際に留意すべき視点

- 外国人生徒等の持つ多様性を「長所・強み」として生かす
- 日本語教育や各教科学習を通じて、問題を解決して自分の考えを形成できる力を身に付ける(日本社会の仕組みや産業構造など、日本社会に対する理解も深める)
- 外国人生徒等の主体的な学びや進路選択を支援する(保護者や教員の先回り指導の影響を受ける場合がある)
- 外国人生徒等の置かれた背景・状況を理解する(保護者の意向、国や文化、宗教によりキャリアの考え方が異なる場合がある)
- 保護者・家庭との密なコミュニケーションをとる(早い段階から家庭の状況を把握し、保護者への情報提供等を行う)
- 在留資格・国籍を把握し、進路への影響を意識する
- 多様なキャリアを考える(就職して経済的な余裕を確保してから大学へ入学など)

外国人生徒等のキャリア教育・支援の取組み内容別のポイント・事例

高等学校で行われるキャリア教育・キャリア支援の取組ごとに、実施のポイントと具体的な事例を紹介(以下抜粋)

1 自己分析、自己理解・他者理解

- POINT
- 生徒の「長所・強み」について考え、発展させる
 - 各教科学習等を通じて、問題を解決して自分の考えを形成させる
 - 適正検査、性格検査等の質問項目のやさしい日本語化・翻訳

2 キャリアプランの検討

- POINT
- 進路について主体的に学ぶ機会をつくる、多様なキャリアを考える
 - 進学において必要となる費用等を理解する
 - 専門性が高い内容は学校外の関係機関・団体等との連携を検討する



https://www.mext.go.jp/a_menu/shoto_u/clarinet/003/1345413_00008.html



外国人児童生徒等の教育に関する参考資料

目次

- 外国人児童生徒等教育に関する法律・予算・政府方針等
 - ・日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）（抄）・・・43
 - ・日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和7年9月5日改訂）・・・44
 - ・外国人児童生徒等への教育の充実・・・45
 - ・日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業・・・46
 - ・外国人児童生徒等教育アドバイザーボード設置・・・47
 - ・外国人児童生徒等に対する支援体制の充実に関する調査研究事業・・・48
- 検討事項関係
 - ・日本語指導が必要な児童の受入状況等に関する調査「令和7年度調査結果（再掲）」・・・50
 - ・集住・散在の現状・・・51
 - ・学習指導要領における外国人児童生徒等教育に関する記載・・・52
 - ・障害のある子供の教育支援の手引（抄）・・・54
 - ・日本語に通じない児童生徒への音声教材の提供・・・55
 - ・幼稚園の就園ガイド・外国人幼児等の受入れにおける配慮について・・・57
 - ・日本語教育推進法等における外国人児童生徒等の就学機会の確保について・・・58
 - ・外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例・・・59
 - ・令和6年度中の日本語指導が必要な中学生等の進路状況・・・60
 - ・令和6年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況・・・61
 - ・公立高等学校における受入れ・・・62
 - ・学校での受入れ・指導の流れ・・・63
 - ・「外国人児童生徒受入れの手引」における指導体制に係る主な記載・・・64
 - ・生成AIの活用を通じた教育課題の解決・教育DXの加速・・・66
- 外国人児童生徒等教育に関する最近の動向について
 - ・外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書（概要）・・・68
 - ・高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）概要・・・69
 - ・第4期教育振興基本計画【概要】・・・70
 - ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）【概要】・・・73
 - ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）（概要）— 主な施策 —【抜粋】・・・75
 - ・外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和7年度一部変更）（概要）・・・76
 - ・外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）（令和8年1月23日）＜日本語教育関連＞・・・77
- こども若者★いけんぷらすについて
 - ・こども若者★いけんぷらす 外国につながる子供たちの「伝えたい、理解したい!」を大切にする教育って？・・・79

外国人児童生徒等教育に関する法律・予算・政府方針等

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。

2 この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。

6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 国内における日本語教育の機会の拡充

（外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育）

第十二条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

※下線は国際教育課において付記

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、令和2年6月23日に日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定（閣議決定）。令和7年9月5日に改定。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与
- 2 国及び地方公共団体の責務
 - 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
 - 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。
- 3 事業主の責務
国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。
- 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充
 - (1) 国内における日本語教育の機会の拡充
幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育（日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の活用、日本語指導に必要な教員定数の安定的な確保、日本語指導補助者・母語支援員の活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、特定技能・育成就労制度における日本語能力向上方策、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民への日本語教育支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）
 - (2) 海外における日本語教育の充実
外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）
- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
 - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関認定制度の実施、認定日本語教育機関の活用促進・質向上等
 - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
登録日本語教員の登録・活用促進、日本語教師の養成・研修の充実等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等
「日本語教育の参照枠」の諸制度における活用・普及等
- 5 日本語能力の評価
試験等の対応付け手続きを含めた「日本語教育の参照枠」の普及、「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施等
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 基本方針の見直し
おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

外国人児童生徒等への教育の充実

令和8年度予算額 1,504百万円
(前年度予算額 1,268百万円)
令和7年度補正予算額 22百万円



文部科学省

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現
状
・
課
題

入国・就学前

- ・約9千2百人が不就学の可能性

- 就学状況の把握、就学の促進

義務教育段階

- ・日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人
- ・うち、特別な指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

- 指導内容の深化・充実
- 指導体制の確保・充実
- 日本語指導担当教師等の指導力の向上

高等学校段階

- ・年間で6.4%が中退
- ・大学等進学率は41.2%

- 進学・就職機会の確保

進学・
就職へ

体
制
整
備

外国人の子供の就学促進事業 (H27年度～)

95百万円(95百万円)

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・就学状況等の把握、就学ガイダンス
・日本語指導、学習指導 等
⇒(本事業により達成される成果)
不就学を防止し、全ての外国人の子供
の教育機会が確保される

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(H25年度～) 1,396百万円(1,154百万円) (拡充)

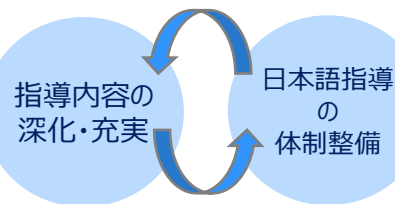
＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・拠点校方式による指導体制構築・日本語指導補助者、母語支援員派遣
・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
・高校生に対する包括的な支援 等
⇒(本事業により達成される成果)
学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な
指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業(H30年度～) 12百万円(18百万円)

・「かすたねつ」による多言語文書や日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーによる指導・助言 ・外国人の子供の就学状況等調査(R元年度～) 等
⇒(本事業により達成される成果) 日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等(H25年度～) 0.7百万円(0.7百万円)

指
導
内
容
構
築



外国人児童生徒等に対する指導および支援体制の充実に関する調査研究事業(新規) 22百万円(令和7年度補正予算額)

・外国人児童生徒等への日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムを検討し、デジタル技術や教材等の効果的な活用も含む
指導のガイドラインを作成する。
⇒(本事業により達成される成果)
指導のガイドラインや支援体制に関する手引きを示すことにより、全国の学校において、外国人児童生徒等に対する指導や支援が
実
施される。

(担当：総合教育政策局国際教育課)

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業

令和8年度予算額
(前年度予算額)

12百万円
18百万円)



文部科学省

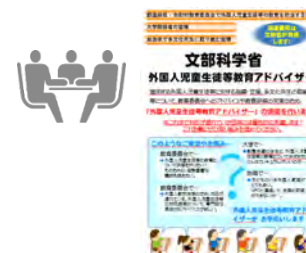
外国人児童生徒等が全国どの地域でも充実した教育を受けられるよう、自治体等への専門的な指導・助言等を行うアドバイザリーボードの設置・運営、学習教材・多言語での文書作成などを掲載したポータルサイト「かすたねっと」の運用、外国人児童生徒等に関する状況把握に向けた調査を実施する。

1. 外国人児童生徒等教育アドバイザリーボードの設置・運営 3百万円（3百万円）

(事業期間：令和3年度～)

外国人児童生徒等に関する教育の専門家からなるアドバイザリーボードを省内に設置し、政策立案に向けた情報や助言を得るとともに、教育委員会等からの要請に基づくアドバイザー派遣を実施する。教育委員会へは地域の課題解決に向けた助言を行うほか、日本語指導の実践に関する教員研修の講師を務める等の活動を行い、学校での受入体制の整備・充実や日本語指導担当教員や日本語指導補助者等の指導ノウハウの向上等を図る。

⇒政策立案、全国的な外国人児童生徒等に対する教育の機会均等・水準確保に寄与



2. ポータルサイト「かすたねっと」の運用 3百万円（3百万円）

(事業期間：平成30年度～)

全国の先進地域で作成された日本語指導や教科学習の教材のほか、保護者等への連絡文書等に活用できる多言語での翻訳文書など、外国人児童生徒等教育に関する情報や資料等を集約したポータルサイト「かすたねっと」の運用を行う。教材等の検索やアクセスランキングなどに加え、多言語での予定表作成機能なども有し、学校現場等における利用者の利便性向上を図る。

⇒学校等での日本語指導や教科指導、保護者への連絡調整などが円滑に行われることに寄与



3. 外国人児童生徒等に関する状況調査 6百万円（12百万円）

(事業期間：令和3年度～)

外国人の子供の就学状況等について実態把握のための調査を継続して実施（毎年度）するとともに、学校での受入体制や教育環境の整備・充実等の検討に資するためのデータ収集に向けた調査を実施（隔年度）し、分析を行う。

⇒データによる実態把握と分析を踏まえ、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進に寄与



(担当：総合教育政策局国際教育課)

1. 趣旨

地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築を図るとともに、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上のため、文部科学省に外国人児童生徒等教育アドバイザーリーボードを設置し、外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣等を実施する。

2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーの業務

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の充実に資する研修の企画立案に対する助言
- (3) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の指導者養成研修における指導
- (4) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (5) その他

3. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

4. 外国人児童生徒等教育アドバイザー（五十音順・敬称略）

*所属・役職：令和8年4月1日時点



和泉元 千春	奈良教育大学教授	築樋 博子	元 豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員
市川 昭彦	群馬大学教職大学院非常勤講師	土屋 隆史	横浜市立奈良中学校校長
市瀬 智紀	宮城教育大学教授	角田 仁	東京都立町田高等学校定時制課程時間講師・中央大学特任教授
今澤 悌	元 小学校教員	中川 祐治	大正大学教授
内海 由美子	山形大学教授	滑川 恵理子	京都女子大学准教授
榎井 縁	大阪大学招聘教授・藍野大学教授	西村 綾子	福岡県福岡市立千早小学校校長
海老原 周子	通訳	花島 健司	東京都港区立麻布小学校主任教諭
大菅 佐妃子	豊田市教育委員会室長	浜田 麻里	京都教育大学教授
川口 直巳	愛知教育大学准教授	林 宣之	十文字学園女子大学教授
小島 祥美	東京外国語大学教授・多言語多文化共生センター長	原 瑞穂	東京学芸大学准教授
齋藤 ひろみ	東京学芸大学教授	松尾 知明	法政大学教授
櫻井 千穂	大阪大学大学院教授	南浦 涼介	広島大学大学院准教授
佐藤 郡衛	東京学芸大学名誉教授・国際交流基金日本語国際センター所長	村松 好子	梅花女子大学教授
渋谷 恵	明治学院大学教授	山崎 一人	大阪市教育委員会プレクラスコーディネイター
高橋 清樹	認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長	横溝 亮	横浜市教育委員会指導主事
竹山 哲司	東京都立六郷工科高等学校主任	吉谷 武志	中村学園大学特任教授
		吉田 美穂	弘前大学大学院教授

外国人児童生徒等に対する指導および支援体制の充実に関する調査研究事業

令和7年度補正予算額

22百万円

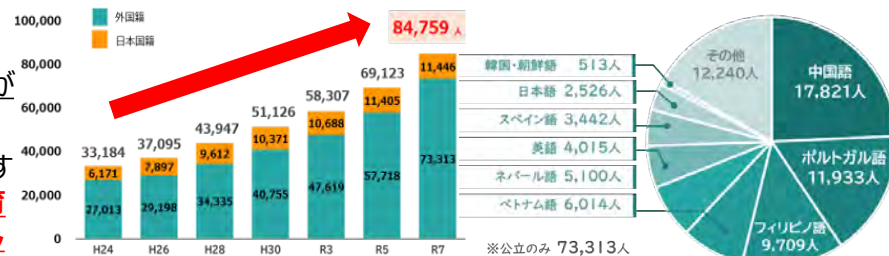


現状・課題

○公立学校における日本語指導が必要な児童生徒は、約8.5万人（9年間で約2倍）と増加し、母語の多様化も進行。今後更なる増加及び多様化が見込まれる。

○学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在。

○中央教育審議会教育課程企画特別部会や「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」（令和7年3月設置）においても、**外国人児童生徒等の資質・能力を育成するための指導の在り方や、日本語指導補助者、母語支援員や関係機関等と連携した指導体制の在り方等の検討が求められている。**



＜公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数（人）＞
（青：外国籍、オレンジ：日本国籍）

＜外国籍児童生徒の母語＞

事業内容

日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムを検討し、デジタル技術や教材等の効果的な活用も含むガイドラインを示すことにより、子供たちの「長所・強み」を活かし、伸ばす教育を目指す。

	令和5年度	令和7年度
日本語指導補助者	7,837人	8,706人
母語支援員	6,266人	7,301人

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

● 多文化・多言語の子供たちのための指導に関する調査研究事業 22百万円

全ての教師等が日本語指導が必要な子供たちに質の高い学びを提供できるようにするため、日本語の基礎的な知識や技能、「聞く」「話す」「読む」「書く」の言葉の4つの技能、日本語と教科の統合学習などについて、日本語指導の総合的・体系的なカリキュラムを検討し、デジタル技術や教材等の効果的な活用も含む指導のガイドラインを作成する。また、学習語彙等の全ての子供の教科学習にとっても有益と考えられる要素も見出し、全ての子供への指導へ繋げる。

件数・単価

1箇所×約2,200万円

交付先

大学等

アウトプット（活動目標）

日本語指導の知識を有した教員等の増加

学校における日本語指導補助者等や、関係機関等との連携の増加

短期アウトカム（成果目標）

日本語指導を受ける児童生徒の増加

日本語指導の支援体制が整備された学校の増加

長期アウトカム（成果目標）

日本語指導の必要な児童生徒がいる全ての学校において日本語指導の指導体制が整備される

検討事項関係

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」令和7年度調査結果

調査の目的

調査対象

主な調査結果

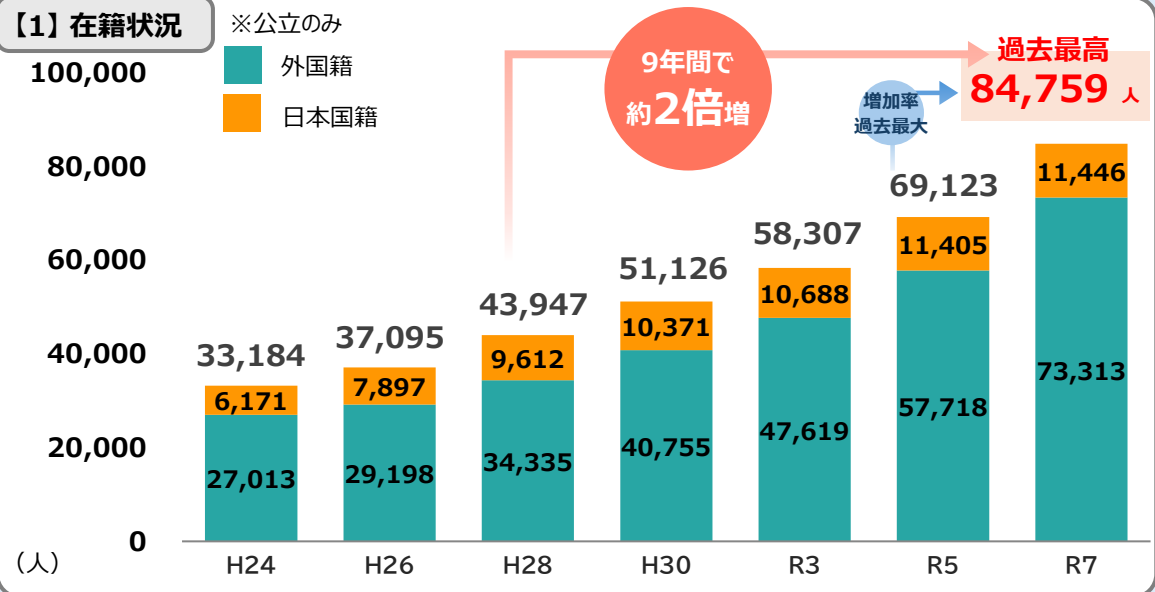
小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒の学校での在籍状況、指導・進路状況など、日本語指導が必要な児童生徒を取り巻く実態を把握し、今後の施策に活用する。 ※本調査は平成3年度から開始し、現在は隔年度に実施。

全都道府県、市町村教育委員会（特別区を含む。）【1,788】、国立大学附属学校、私立学校

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の在籍人数は **過去最高の84,759人**。 ※国立：62人 私立：3,224人
前回調査に比べ、日本語指導が必要な中学生の進学率は上昇し、高校生の中退率は減少。

調査時点

令和7年5月1日



日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数 ※公立のみ

	1人以上在籍する学校数	うち5人以上在籍する学校数	うち100人以上在籍する学校数
令和7年度	12,668校【39%】	4,329校	28校
令和5年度	11,123校【34%】	3,438校	17校

※【 】は全数における割合。[令和7年度:32,122校/令和5年度:32,573校(学校基本調査・公立学校数)]

【3】進路状況等 ※公立のみ ※調査時点:令和6年度末

	中学生の高校等進学率	高校生の大学等進学率	高校生の中退率
日本語指導が必要な児童生徒の状況	91.5% (90.3%)	41.2% (46.6%)	6.4% (7.7%)
全中学生等・全高校生等	98.9% (99.0%)	75.0% (75.0%)	—

【2】日本語指導状況 ※公立のみ

●特別な配慮に基づく指導状況

	特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒		特別な配慮に基づく指導を受けていない児童生徒	
	数【人】	割合【%】	数【人】	割合【%】
外国籍・日本国籍の計	75,060 (62,054)	88.6 (89.8)	9,699 (7,069)	11.4 (10.2)

※（ ）は令和5年度。
※特別な配慮に基づく指導とは、在籍学級や放課後を含む学校で何らかの日本語指導が行われていることを指す。

●「特別的教育課程」による指導を受けている児童生徒の状況

	「特別的教育課程」による指導を受けている児童生徒数		「特別的教育課程」による指導を行っている学校数	
	外国籍・日本国籍の計【人】	割合【%】	外国籍・日本国籍の計【校】	割合【%】
義務教育段階	52,725 (44,309)	76.4 (76.9)	9,439 (8,243)	68.7 (67.9)
高等学校段階	947 (245)	15.6 (5.6)	103 (46)	13.1 (6.6)

※（ ）は令和5年度。高等学校段階における「特別的教育課程」は令和5年度から制度導入。
※割合は、特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数または特別な配慮に基づく指導を行っている学校数によるもの。

【4】支援員の配置状況 ※公立のみ

●日本語指導補助者：8,706人 ※令和5年度：7,837人

●母語支援員：7,301人 ※令和5年度：6,266人

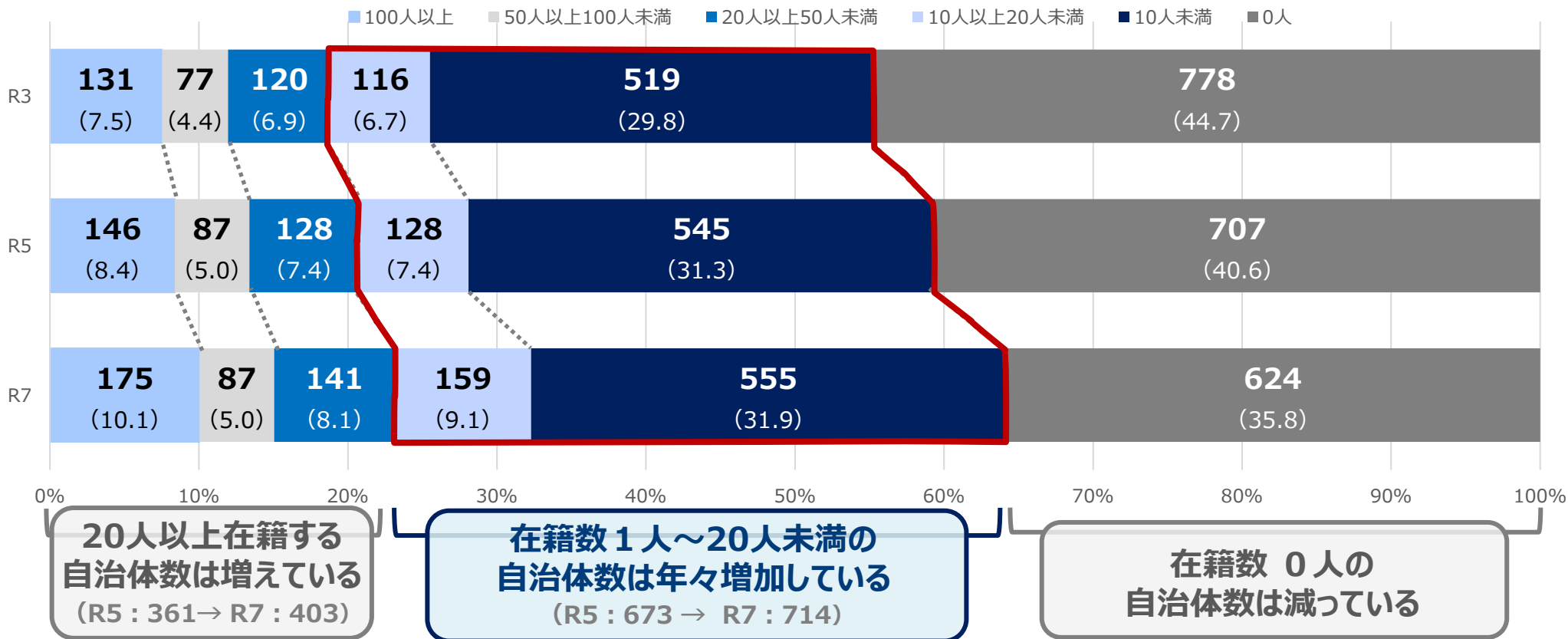
【5】ICTの活用状況

	総数	地方公共団体数（左の内訳）		
		活用している	検討中	活用していない
令和7年度	1,148	758 66.0%	88 7.7%	302 26.3%
令和5年度	1,080	657 60.8%	56 5.2%	367 34.0%

※公立学校での日本語指導におけるICT端末等の活用状況

※日本語指導が必要な児童生徒が在籍する地方公共団体数が総数

日本語指導が必要な児童生徒が在籍している市区町村数の推移 ※【総数】全市区町村数：1,741



- 日本語指導が必要な児童生徒が1人以上在籍する自治体数は増加している。
 - **散在** 在籍数1～20人未満である自治体数は年々増加している。
 - **集住** 20人以上在籍する自治体数も増加している。
- **集住・散在化が同時に進行しており、集住地域・散在地域ともに対応策を総合的に実施し、適切な指導体制が構築されるよう支援する。**

学習指導要領における外国人児童生徒等教育に関する記載①

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

中学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第1章 総則

第4 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

高等学校学習指導要領(平成30年3月)

第1章 総則

第5款 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

ウ 日本語の修得に困難のある生徒に対して、学校教育法施行規則第86条の2の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、日本語の能力に応じた特別の指導(以下「通級による日本語指導」という。)を行う場合には、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

なお、通級による日本語指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。

(ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による日本語指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

(イ) 学校においては、生徒が通級による日本語指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による日本語指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による日本語指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

第2編 就学に関する事前の相談・支援, 就学先決定, 就学先変更のモデルプロセス

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス

5 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

(6) 障害のある外国人の子供について

障害のある外国人の子供については、「外国人の子供の就学の促進及び就学状況等の把握等について（通知）」（平成31年3月15日付け30文科教第582号文部科学省総合教育政策局長, 文部科学省初等中等教育局長）を踏まえることが必要である。具体的には, 障害のある外国人の子供の就学先の決定に当たっては, 教育委員会において, 日本国籍を有する子供と同様に, 本手引及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長）等を参考としながら, 障害のある外国人の子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ, 本人及び保護者の意見, 教育学, 医学, 心理学等専門的見地からの意見, 学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要である。

その際, 言語, 教育制度や文化的背景が異なることに留意し, 本人及び保護者に丁寧に説明し, 十分な理解を得ることが必要である。

また, 外国籍か日本国籍であるかを問わず, 就学時に決定した学校や学びの場は, 固定したものではなく, それぞれの子供の発達程度, 適応の状況等を勘案しながら, 柔軟に変更できるようにすることが適当である。

なお, 障害のない外国人の子供については, 必要に応じ, 日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施等により, 受入れ体制を整える必要がある。この「特別の教育課程」とは, 外国人の子供等が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を, 通常の学級の教育課程の一部の時間に替えて, 通常の学級以外の教室で行う教育の形態であり, 学校教育法施行規則第56条の2, 第79条, 第108条及び第132条の3に基づき行われるものである。外国人の子供に障害がないにも関わらず, 日本語指導が必要であることをもって, 特別支援学級や通級による指導の対象とすることは不適切である。

日本語に通じない児童生徒への音声教材の提供

従来まで音声教材の提供対象だった障害により検定教科書の使用に困難がある児童生徒に加え、**日本語に通じない児童生徒についても音声教材の提供が可能となりました。**(「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の改正 令和6年7月施行)

音声教材は、文部科学省の委託事業により、令和7年度は**6つの団体が製作し、無償で児童生徒への提供**をしています。

音声教材の申請は各団体に行っていただきます。申請方法や各団体の連絡先は文科省HPに記載しています。

外国人児童生徒等への日本語指導における支援方法

【4】教科書の「読み」に困難がある場合、どのような支援をしていますか。(複数回答可)

	具体的な支援の状況	割合	
		小学校	中学校
2	教科書を拡大コピーしたものを用意する。 ・ デイジー：文字の大きさを変更することができる。	17.5%	0%
3	単語や文節の切れ目に印（スラッシュ・斜線）を付ける。 ・ デイジー：読んでいるフレーズをハイライトする。	55%	35%
4	読む箇所を指で指し示す。 ・ デイジー：読んでいるフレーズをハイライトする。	82.5%	65%
5	漢字にひらがなでルビを付ける。 ・ デイジー：漢字にルビを付けることができる。	87.5%	75%
7	ルビの追加教科書本文を用意する。 ・ デイジー：漢字にルビを付けることができる。	30%	65%
15	教科書を音読したものを用意する（音声教材） ・ デイジー：文を音声で読んでくれる。	2.5%	0%

(出典:令和元年度 外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議 第1回(令和元年8月14日) 資料6(豊橋市教育委員会築樋委員提出資料))

文部科学省

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続き | 文部科学省の紹介

トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 教科書 > 教科用特定図書等(拡大教科書、赤字教科書、音声教材) > 音声教材

音声教材

音声教材とは？

読書障害等により、通常の検定教科書では一読に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材です。パソコンやタブレット等の端末を活用し、教科書の内容を音声で読み上げる等の機能があります。

■ 音声教材の概要 (PDF:708KB)

「音声教材の効率的な製作方法等に関する調査研究」委託団体のホームページ

文部科学省では音声教材の製作についての委託調査研究を実施しており、令和5年度には六つの団体が音声教材を製作し、必要な児童生徒に対して原則として無償で提供しています。

- 日本障害者リハビリテーション協会「マルチメディアデイジー教科書」(日本障害者リハビリテーション協会ホームページ)にリンク
- 東京大学先端科学技術研究センター「Access Headline」(東京大学先端科学技術研究センターホームページ)にリンク
- NEO法人エッジ「音声教材PROM」(NEO法人エッジホームページ)にリンク
- 茨城大学「EiJi」で検索すると読める音声付教科書」(茨城大学ホームページ)にリンク
- 広島大学「文字・画像付き音声教材」(広島大学ホームページ)にリンク
- 愛媛大学教育学部「愛媛大学eLOCK」(愛媛大学ホームページ)にリンク

音声教材普及推進会議

- ・音声教材の概要
- ・各団体のURLリンク
- ・音声教材普及推進会議の配布資料等
- ・音声教材に関するQ&Aなどを掲載

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm



音声教材の概要

※令和7年度「音声教材の効率的な製作方法及び普及促進に関する調査研究」
受託団体によるもの

マルチメディアデジ教科書（公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会）

<https://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytext.html>

○主な特徴：専用のアプリケーションまたは端末のブラウザ機能（オンライン）で使用する。

音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能、ルビ表示機能等あり。

音声は肉声及び合成音声。**視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。**

小学校・中学校の教科書を中心に作成。

○Windows, iOS, Android, Chromeで使用可能。

○利用者実績：28,698人（令和6年度）



ペンでタッチすると読める音声付教科書

（茨城大学）

<http://apricot.cis.ibaraki.ac.jp/textbook/>

○主な特徴：

パソコンやタブレット等のICT端末は使わず、**紙冊子と音声ペンで使用する。**

紙冊子は通常の教科書と見た目がほぼ同じで、鉛筆等で書き込み可能。

持ち運びやすく、小学校低学年でも簡単に一人で操作できる。

音声ペンで文字をタッチして読むことで意識が紙面に向き、能動的な読書になる。

音声は肉声。小学校・中学校の国語・社会の教科書を中心に作成。

○利用者実績：1,101人（令和6年度）



AccessReading

（東京大学先端科学技術研究センター）

<https://accessreading.org/>

○主な特徴：**Microsoft Wordや電子書籍リーダーのアクセシビリティ機能を使用する。**

本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。読み上げは合成音声。

文字の大きさ、色の変更、ハイライト機能など、アプリの機能で様々な調整が可能。

小学校高学年・中学校・高校の教科書を対象。

○Microsoft Wordまたは電子書籍リーダーが使用できるOSで使用可能。

○利用者実績：145人（令和6年度）



UD-Book

（広島大学）

<https://home.hiroshima-u.ac.jp/ujima/onsei/index.html>

○主な特徴：専用のアプリケーションまたは端末のブラウザ機能（オンライン）で使用する。

固定表示（原本教科書に似せた表示）・行移表示（文字だけの表示）の両方で、テキストを合成音声で読み上げる。固定表示・行移表示を同時に表示することや、固定表示では見開き表示をすることが可能。ハイライト機能、ルビ表示機能等あり。

小学校・中学校・高等学校の教科書を対象。

○Windows, iOS, macOS, Chromeで使用可能。

○利用者実績：203人（令和6年度）



音声教材BEAM

（NPO法人エッジ）

<https://npo-edge.jp/use-edge/beam/>

○主な特徴：**音声のみの教材**（テキストや挿絵等の図版はなし）。

MP3を再生できる全ての機器（パソコンやタブレット、スマートフォン、ICレコーダー等）で使用可能。音声は、肉声に近い合成音声。

データ容量が軽く、操作が簡便で、耳からの情報に集中できる。

小学校・中学校の国語・社会、中学校の理科、高等学校の国語・社会を中心に作成。

○利用者実績：112人（令和6年度）



UNLOCK

（愛媛大学）

<http://treasure.ed.ehime-u.ac.jp/unlock/index.html>

○主な特徴：**パソコン・タブレット端末か音声ペンでの利用を選択可能。**

音声ペンの場合、紙の教科書に再生用シールを貼って使用する。

パソコン・タブレット端末の場合、音声データ（MP3）とテキストのPDF・EPUBを提供。

音声は合成音声。児童生徒の障害特性や状態によっては、音声の種類（男女の声質・話し

方）・再生速度の選択を相談可能。

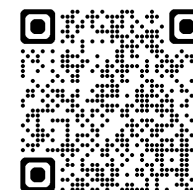
小学校・中学校・高等学校の教科書を対象。

○利用者実績：49人（令和6年度）



令和7年度 音声教材普及推進会議の資料掲載ページに
各音声教材の特徴や活用方法に関する資料・動画が掲載されていますので、
音声教材の御活用にあたっては御確認をお願いいたします。
※右記QRコードよりアクセス可能です。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1422882_00014.htm



幼稚園の就園ガイド 外国人幼児等の受入れにおける配慮について

幼稚園の就園ガイド(例: 英語版の一部)

To parents/guardians of preschool-age children
—In considering enrollment in a Japanese kindergarten—
幼児期のお子さんを持つ保護者の皆様へ
～日本の幼稚園への入園に当たって～

There are three types of educational/day care facilities for preschool-age children in Japan: kindergartens ("yochien"), day care centers ("hoikujo"), and centers for early childhood education and care ("nintei kodomoen"). Here, we explain the outline of kindergartens. The enrollment requirements and fees differ for each kindergarten. If you wish to enroll your child in a kindergarten, please consult with the municipal office in your area of residence or a nearby kindergarten.

For the outlines of the three types of facilities, please also see the "Guidebook on Living and Working—For foreign nationals who start living in Japan" published on "A Daily Life Support Portal For Foreign Nationals" (http://www.moj.go.jp/nyuukokukannri/kouhou/nyuukokukannri10_00055.html) and other materials.

小学校就学前の子供を対象とした施設には、幼稚園、保育所、認定こども園があります。ここでは幼稚園の概要を説明します。幼稚園の入園条件や利用料などは、幼稚園によって異なります。幼稚園への入園を希望する保護者は、居住する市区町村や近くの幼稚園で入園相談を行ってください。

なお、各施設の概要は、外国人生活支援ポータルサイトに掲載されている「外国人のための生活・就労ガイドブック」等もご参照ください。

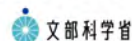
(http://www.moj.go.jp/nyuukokukannri/kouhou/nyuukokukannri10_00055.html)



外国人幼児等の受入れにおける配慮について

外国人幼児等の受入れにおける 配慮について

文部科学省初等中等教育局幼児教育課



- ・外国人幼児等の受入れにおける基本的な考え方
- ・外国人幼児等の受入れにおける配慮に関するQ&A
- ・家庭との連携における配慮
- ・関係機関との連携における配慮などを記載しています。



Q3 幼稚園生活について伝えるときに留意することはありますか。

外国人幼児等の保護者は、母国の幼児期の教育を行う施設のイメージがあるため、戸惑うことがあるかもしれません。そのため、家に持ち帰ってじっくり読んだり、知り合いに尋ねたりできるように、写真などの視覚資料と保護者の使用言語や簡単な日本語で分かりやすくまとめた資料を渡したりすることが考えられます。説明する内容も精選する必要があります。

きるようにしましょう。当面必要な持ち物は実物や写真などを提示するとともに、園指定の持ち物などについては購入可能な店を紹介するとよいでしょう。

幼稚園での生活に慣れていくために必要な配慮など、幼稚園生活で不明なことはいつでも幼稚園の園長・担任教師等に相談できることを伝え、安心して幼稚園での生活を始めるようにすることが大切です。



【保護者に伝えることの例】

- ・当面必要な持ち物
- ・幼稚園の一日の流れ
- ・施設の使い方
- ・園長・担任教師の名前
- ・園の電話番号
- ・遅刻欠席の連絡方法
- ・主な行事（遠足、保護者会、休日に開催される運動会など）や祝日
- ・スケジュール（1日、1週間、当面、年間）
- ・園で必要となる費用（保育料、給食費、PTA会費など）と納入方法、保険

動画や写真を用いた幼稚園での1日の生活の紹介では、保護者との意図や送迎バスに乗っての登園の様子から始まり、靴を履き替えて保育室に入る様子、幼稚園での活動の様子、給食や弁当のときに「いただきます」の挨拶をして食べる様子など、幼稚園での外国人幼児等の生活が具体的にイメージで



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_00505.html

日本語教育の推進に関する法律

(令和元年法律第48号)

第10条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項
- 二 日本語教育の推進の内容に関する事項
- 三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

第12条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等(教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。)の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

(令和2年6月23日閣議決定)

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1)国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

【具体的施策例】

・ 全ての外国人の子供の就学機会が確保されることを目指し、住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等の行政機関内及びNPOや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ、地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進する。また、就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定する。

外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針

(令和2年7月1日文部科学省)

外国人の子供の就学状況把握・就学促進について、文部科学省がこれまでに教育委員会に対して通知した内容を整理し、自治体が講ずべき事項の指針としてとりまとめたもの。

外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

本資料は、令和元年に実施した外国人の子供の就学状況等調査の回答を元に、一部の地方公共団体及び教育委員会の協力を得て更に聴き取り等を実施し、他の教育委員会等の取組の参考となる事例をとりまとめたものです。

Point1

外国籍の方の転入があったら・・・

住民登録窓口での働きかけ・教育委員会との情報共有

住民登録手続きは、行政窓口に足を運んでもらえる貴重な機会！

～工夫例～

- ✓ 就学手続きの案内（多言語対応）を配布
- ✓ 住民登録システムと学齢簿システムの連携による情報共有
→ 学齢簿に準ずるものの整備
- ✓ 教育委員会への案内（確実に案内するため、通訳が引率する例も）

Point2

新1年生に対して・・・

外国語での就学案内の送付

内容を読んで認識してもらうことがスタート！

～工夫例～

- ✓ 多文化共生担当部局と連携した翻訳文書の作成
- ✓ 郵送に限らず、幼稚園・保育所を通じた就学のお知らせも
- ✓ 送付して終わりではなく、入学希望の返信がない場合には電話や訪問による確認を実施

Point3

不就学または就学状況が不明な子供に対して・・・

電話や家庭訪問による就学状況の確認・就学促進

就学の重要性を丁寧に説明、通訳や国際交流協会とも上手く連携！

～工夫例～

- ✓ 通訳の同行、国際交流協会への委託
- ✓ 子供の将来のための就学の重要性を丁寧に説明（外国人学校の選択肢を紹介する例も）
- ✓ 入学後のサポートについても説明し、不安を解消

上記の他にも事例を多数ご紹介しています。また、様々なお役立ちツールもご紹介しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897_00001.htm

令和6年度中の日本語指導が必要な中学生等の進路状況

※中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校（中学部）が対象

1 進学率

	中学校等を卒業した生徒数(人)	中学校等を卒業した後高等学校や専修学校などの教育機関等(※1)に進学等した生徒数(人)	進学率
日本語指導が必要な中学生等	5,383	4,927	91.5%
全中学生等	989,428 (※2)	978,821 (※2)	98.9%

(※1) 専修学校（高等課程、一般課程）、公共職業能力開発施設等を含む

(※2) 「令和7年度学校基本調査」を基に算出

2 就職率

	中学校等を卒業した生徒数(人)	中学校等を卒業した後就職した生徒数	就職率
日本語指導が必要な中学生等	5,383	102	1.9%
全中学生等	989,428 (※2)	1,986 (※2)	0.2%

(※2) 「令和7年度学校基本調査」を基に算出

3 進学も就職もしていない者の率

	中学校等を卒業した生徒数(人)	中学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な中学生等	5,383	224	4.2%
全中学生等	989,428 (※2)	8,543 (※2)	0.9%

(※2) 「令和7年度学校基本調査」を基に算出

令和6年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校（高等部）が対象。

1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等	5,660	389	6.4%

2. 進路状況

1 進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等（※1）に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	1,320	544	41.2%
全高校生等	635,042（※2）	476,569（※2）	75.0%

（※1）短期大学、専門学校、各種学校を含む （※2）「令和5年度学校基本調査」を基に算出

2 就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等	538	267	49.6%
全高校生等	115,316（※4）	7,454（※4）	6.5%

（※4）「令和5年度学校基本調査」を基に算出

3 進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職（・帰国）していない生徒数（不詳、死亡は除く）	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	1,320	172	13.0%
全高校生等	635,042（※4）	43,126（※4）	6.6%

（※4）「令和7年度学校基本調査」を基に算出

1 帰国・外国人生徒に対する入学者選抜の状況について

	学力検査の検査教科を軽減している	学力検査を実施しない	その他(★)
帰国生徒	18 (15)	4 (4)	32 (35)
外国人生徒	17 (15)	5 (4)	34 (36)

※入学者選抜の実施に際して、帰国・外国人生徒に対する配慮を実施している都道府県の数に記載。
(出典)「令和7年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

★「その他」に該当する内容

- ・ 出題文の漢字にルビを振る
- ・ 辞書の持ち込みを許可する
- ・ 学力検査時間の延長
- ・ 学力検査を面接に代える
- ・ 別室での受検 等

2 各学校における特別定員枠の設定状況

	特別定員枠を設定している
帰国生徒	22 (22)
外国人生徒	20 (20)

※帰国・外国人生徒について、特別定員枠を設定している都道府県の数に記載。
(出典)「令和7年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」



3 編入学試験の実施方法について

	学科試験を実施している	学科試験を実施しているが、試験教科を軽減している	学科試験を実施していない(面接・作文等のみ)	その他
帰国生徒	17 (18)	3 (3)	5 (4)	32 (31)
外国人生徒	18 (18)	3 (3)	4 (3)	32 (31)

※編入学試験の実施方法について、それぞれに該当する都道府県の数に記載。

※同一の県において、「学科試験を実施している」高校と「試験教科を軽減している」高校の両方が存在する、などのケースがあるため、合計が47都道府県にはならない。

(出典)「令和6年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

※全ての表において、()内は前年度の調査結果。

外国人児童生徒等の帰国・来日

市区町村役場（住民登録等）

学校

学校ガイダンス

入学手続きに関する各種説明

在籍校 での

入学手続きに関する各種説明

プレスクール・プレクラス

（初期支援教室等）

日本語指導

教科学習支援

生活適応指導



学校



取り出し指導

（国際教室等）

日本語指導

教科指導
（教科学習支援）

生活適応指導

- 日本語指導担当教員
- 日本語指導補助員
- 母語支援員



在籍級

入り込み指導

- 学級担任
- 教科担任

教科学習支援

- 日本語指導担当教員
- 日本語指導補助員
- 母語支援員



「外国人児童生徒受入れの手引」における指導体制に係る主な記載

【自治体での受け入れ体制関係】

<各市町村の状況に応じた受入体制づくり>



A: 市町村の一定域内で、初期日本語・適応指導教室や日本語と教科の統合学習などの取り出し指導を行うための「拠点校」を設置し、域内の日本語指導が必要な児童生徒が通級等を行うケース。

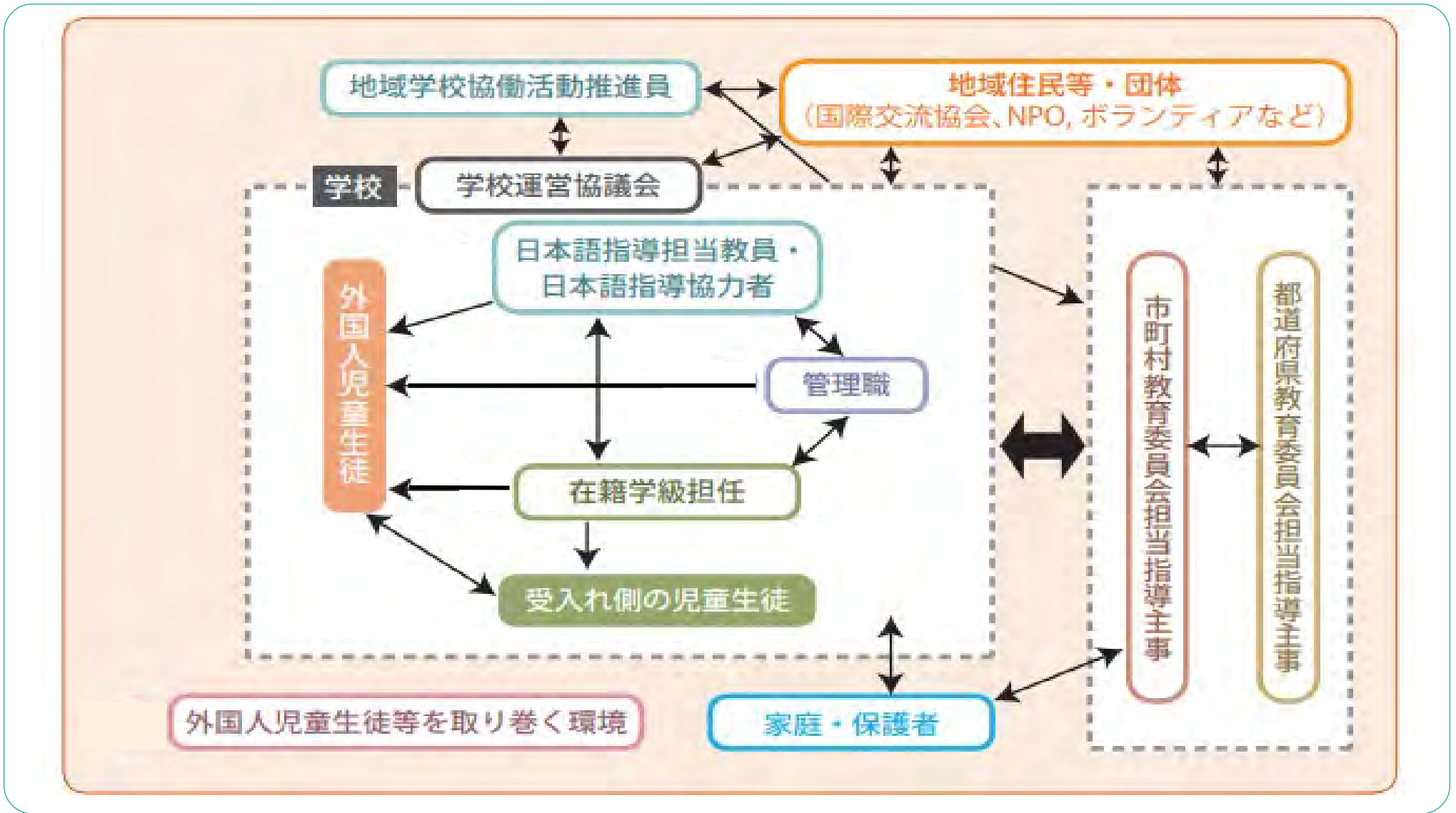
B: 市町村の一定域内で、外国人児童生徒等担当教員を配置する「拠点校」を設置し、担当教員が拠点校以外の学校への巡回指導を行うケース。

C: 外国人児童生徒等担当教員を学校に配置し、担当教員が配置校で日本語指導・教科指導等を行うケース。

これらの仕組みは、日本語指導が必要な児童生徒の成長によって柔軟に活用するという視点も必要です。例えば来日直後で日本語指導のみならず日本の学校生活への適応が必要な児童生徒には、拠点校の初期指導教室で指導を受けた後、在籍校において巡回による指導を受けるよう移行することなどが考えられます。また、就学前の子供や保護者のためのプレスクールを設置して学校生活への適応や学習支援を充実させたり、教師のためのリソースルームを設置して教材研究や研修を支えたりすることなども、市町村の受入れ体制づくりとして進められるとよいでしょう。

「外国人児童生徒受入れの手引」における指導体制に係る主な記載 【自治体での受け入れ体制関係】

＜様々な機関等との連携＞



※ 「外国人児童生徒受入れの手引」改訂版(文部科学省) 2019年3月改訂 p2を基に作成

生成AIの活用を通じた教育課題の解決・教育DXの加速

令和7年度予算額

2億円
(新規)



文部科学省

令和6年度補正予算額

6億円

現状・課題

- 令和5年度から生成AIパイロット校を指定。生成AIを教育・校務で活用する実践例は、学校現場から生まれつつある。
- 子供の学びの充実や教職員の負担軽減に向けて、①パイロット校以外の国内事例の収集、②生成AIの活用に伴うリスクへの対応（例：ガイドラインの遵守、セキュアな環境下での活用）を考慮した先進的な取組、③教育分野に特化した生成AIモデル・サービスに関する実証等を多面的に進め、その成果・課題を検証しながら成果の普及を図ることが必要。

骨太方針2024（R6.6.21 閣議決定）
第2章3.（1）DX（教育DX）
こどもたちの学びの更なる充実と教職員の負担軽減に向け、国策として推進するGIGAスクール構想を中心に、クラウド環境や生成AIの活用等による教育DXを加速する。

1. 教育分野での利活用の検討

a. 生成AI利活用に向けた事例収集等

教育分野における生成AIの利活用に関するハッカソンやアイデアソンを実施し、学校等における利活用について好事例収集を行う。

b. 学校現場における利活用等の実態調査、事例集の作成

学校現場における生成AIの利活用等の実態調査を実施。イベントやパイロット校での実践例も踏まえ、好事例や留意点を普及させるための事例集の作成を行う。

c. 生成AIの利活用に関する検討会議の運営

生成AIの利活用の在り方について、有識者検討会議を運営し、実践事例を基にした成果・課題の検証、リスクや懸念の対処を含む利活用の在り方について検討を行う。

事業スキーム



ハッカソンやアイデアソンの実施：40百万円
実態調査・事例集作成：44百万円
検討会議の運営：9百万円

2. 生成AIの利活用に関する実証研究

a.) 生成AIパイロット校の指定を通じた利活用事例の創出

事業概要

生成AIの利活用の実証を学校単位で進める指定校を支援。
①教育利用：教科等横断的かつ学年横断的に活用する申請校を優先採択
②校務利用：活用する業務や活用方法を「見える化」し、他校と組織的に情報共有する申請校を優先支援

想定成果

- 年間指導計画やカリキュラムに体系的に位置付けて行われる取組事例の創出
- 汎用基盤モデルを活用した、校務での利活用事例の創出、学校間の事例共有

事業スキーム



b.) セキュアな環境における生成AIの校務利用の実証研究事業【R6年度補正予算額2億円】

事業概要

教職員の働き方改革の観点では、繁忙期を含む1年間を通しての生成AIの活用や教育委員会が主導する校務での生成AIの活用を促進する必要がある。適切なセキュリティ対策の下で個人情報等重要性の高い情報を取り扱える生成AIの利用環境において、ダッシュボード等のツールとの連携の検討も含め、校務で生成AIを活用する実証研究を行う。

想定成果

- セキュアな環境における実践例を創出し、全国レベルで校務における生成AIの活用を推進
- 生成AIを含む教育現場でのICT活用の実態に応じた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の見直しを実施

事業スキーム



c.) 学びの充実など教育課題の解決に向けた教育分野特化の生成AIの実証研究事業【R6年度補正予算額4億円】

事業概要

多言語対応が必要な外国にルーツを持つ子供・保護者への対応、一人一人に合った個別最適な学習の提供など、教育分野の特定の課題に対し生成AIを活用した課題解決の可能性を検証する実証研究を行う。

想定成果

- 既存の対応方法よりも効率的かつ効果的な生成AIモデル・サービスの創出
- 特定の教育課題に対応した生成AIの活用方法をバックキャストし、生成AIの活用方法や課題解決の可能性を整理

事業スキーム



外国人児童生徒等教育に関する最近の動向について

検討の背景

- 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。
- 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

基本的な考え方

- 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に）
- 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。
- 学齢期から様々なルーツを有する子供達とともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。

分野ごとの主な施策

	速やかに実施すべき施策 （可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行）	実現に向けて取り組む課題 （順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討）
1.指導体制の確保・充実	- 国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用 等）の一層の活用促進 <u>散在地域の指導体制構築</u>に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及	「<u>日本語教師</u>」を、<u>学校での日本語指導に積極的に活用</u>（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討） 「GIGAスクール構想」の検討と共に、<u>ICT教材の活用、遠隔授業の実施</u>等を推進
2.日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	- 教員研修のための「<u>モデルプログラム</u>」を全国展開 - 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる<u>研修用動画を作成</u> 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等	<u>大学等における履修証明</u>等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討 - 教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討 - JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討
3.就学状況の把握、就学の促進	- 外国人の子供の就学促進に関する<u>先進事例を自治体に提供</u> - 教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進 - 地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査 - 日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け	<u>地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成</u> <u>住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを作成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討</u>（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討）
4.中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	<u>公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供</u>し、各地域の実情に応じた取組を促進 - 国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実 等）の継続実施と一層の活用促進	<u>高等学校における「特別の教育課程」の適用</u>を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討 - 外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討
5.異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<u>異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方</u>について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施 - 外国人幼児のための就園ガイド等を作成	- 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、<u>母語・母文化を尊重した取組の推進</u> <u>プレスクール</u>等の取組の更なる推進方策を検討

高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）概要

令和3年9月

現状と検討の背景

- ・高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加しており、平成30年度で4千人を超える状況（10年前の2.7倍）
- ・義務教育段階においては、「特別の教育課程」を編成して日本語の特別の指導を実施しているが、高等学校段階では同様の制度が導入されていない
- ・令和3年1月の中教審答申において、高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語指導の制度的な在り方等の検討を進めることが提言

制度化の必要性等

- ・日本語指導が必要な生徒の在籍が多い高等学校では、日本語に関する学校設定教科・科目を設置して指導が行われている
 - ・しかし、日本語指導が必要な生徒の日本語の能力は様々であり、個々の生徒の状況に応じたきめ細かな日本語の指導が必要
- ⇒ 高等学校においても「特別の教育課程」編成・実施の制度を導入し、**生徒の日本語の能力等に応じた個別の指導を行うことを可能とする必要がある**

制度化の在り方

- ・義務教育段階における「特別の教育課程」編成・実施と同様の制度とすることを基本とするが、高等学校における教育の特徴（多様な課程・学科の設置、必履修教科・科目等の設定、単位による履修・修得と卒業の認定等）を尊重した内容とすべき

教育課程上の位置付け	「特別の教育課程」による日本語の指導を高等学校の教育課程に加える、又はその一部に替えることができることとする ※学校設定教科・科目の設置との併用は可能	指導計画の作成	日本語の能力等に応じた指導の目標・指導内容等を明記した「個別の指導計画」を作成 ※中学校で「特別の教育課程」による指導を受けていた生徒が、高等学校でも特別の指導を受ける場合は、指導計画が中学校から引き継がれる仕組みが必要
日本語指導の対象とする生徒	日本語の能力に応じた特別の指導を行う必要がある生徒 ※日本語指導の知見のある者が参加し、多面的な観点から判断	単位認定、学習評価	日本語の能力等を多面的な観点について把握して学習の評価を実施し、その結果に基づいて単位を修得したことを認定
指導の内容	学校生活や各教科等の学習に、日本語で取り組むことができることを目的とする指導	全日制・定時制・通信制の課程ごとの制度設計の違い	全ての課程において、「特別の教育課程」を編成し日本語指導を行うことを可能とする
指導の実施形態	・在籍学校における指導 ・他校における指導	指導に当たる教員等	高等学校教諭免許状を有する教師が担当し、日本語指導の専門知識を有する外部人材も積極的に活用すべき
指導時間・単位数	小・中学校等における日本語の指導の授業時数の標準(10単位時間～280単位時間)を目安として検討		
充実方策			

- ・高等学校は、教育委員会・NPO等と連携し、組織的な指導体制づくりに取り組むことが重要。日本語指導に加えて、キャリア教育や多文化共生等の取組も推進すべき
- ・教育委員会は、関係機関と連携した専門人材派遣や中学校と高等学校の連携体制構築、教師の専門性の向上に取り組むことが必要
- ・国は、指導体制構築の手引と日本語指導等のカリキュラムづくりのガイドラインを作成し、教育委員会・学校に提供するとともに、補助事業やアドバイザー派遣事業を活用し、高等学校等の指導体制構築を支援する

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。**未来への投資としての教育投資**を社会全体で確保。**公教育の再生**は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大 等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策 等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実	・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進	・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進	・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）	・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携	・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

第Ⅰ部 総論

令和3年1月26日
中央教育審議会

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成 果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
- ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

課 題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
（自立・協働・創造）の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

(2) 指導体制の確保・充実

- ① **日本語指導のための教師等の確保**
 - 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
 - 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
 - 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築
- ② **学校における日本語指導の体制構築**
 - 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
 - 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
 - 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知
- ③ **地域との関係機関との連携**
 - 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
 - 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

(3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- ① **教師等に対する研修機会の充実**
 - 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
 - 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築
- ② **教員養成段階における学びの場の提供**
 - 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討
- ③ **日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発**
 - 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
 - 情報検索サイト「かすたねっと」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信
- ④ **外国人児童生徒等に対する特別な配慮等**
 - 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
 - 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

(4) 就学状況の把握、就学促進

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど地方公共団体の取組促進、制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進、学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

● ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- ・ 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施《53》
- ・ 外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国の自治体や学校等への横展開の実施《59》

「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- ・ **日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例の編集及び周知・普及《62》**

「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

① 留学生の就職等の支援

- ・ 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進《89》

② 就労場面における支援

- ・ 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《90》
- ・ ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施《92》
- ・ 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施等《95》

③ 適正な労働環境等の確保

- ・ 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用労務責任者に係る講習の試行的実施《98》
- ・ 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動《108》

「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- ・ 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《109》

ライフステージに共通する取組

- ・ 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等《22》
- ・ 外国人が犯罪被害者になることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止に向けた取組《116》
- ・ 金融機関における外国人の口座開設等（送金・口座振替・デビットカードの利用を含む）の金融サービスの利便性向上に係る取組等《119》

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和7年度一部変更）（概要）

重点事項に係る主な取組

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務省】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科省】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
- 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用【文科省】《11》
- 企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルの確立【文科省】《12》

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【こども家庭庁】《34》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科省】《37》
- 外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国の自治体や学校等への横展開の実施【文科省】《47》
- 公立高等学校入学選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科省】《49》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度の活用【文科省】《51》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による適切な職業相談の実施、外国人の雇用管理に関する周知・啓発【厚労省】《59》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労省】《63》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労省】《65》

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務省】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務省】《21》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組【総務省】《24》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務省】《28》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等に係る検討【法務省】《31》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務省】【文科省】《32・33》

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 外国人との共生に係る啓発月間の創設、各種啓発イベント等の実施【法務省】《69・70》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科省】《73》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施【厚労省】《77》
- 在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組【法務省】《84》
- 在留資格手続のオンライン申請等における完全オンライン化の実現及び利便性向上【法務省】《85》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務省】《87》
- 育成就労制度の創設等に伴う外国人材の受入れ環境の整備【法務省、厚労省】《93》
- 先導的な地方公共団体の取組に対する新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援の実施【内閣官房】《99》
- 事案に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進【法務省】《104》

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日）概要 <日本語教育関連>

外国人との秩序ある共生社会の実現について（内閣総理大臣指示）（令和7年11月4日）

二 第一に、既存のルールへの遵守・各種制度の適正化について

・在留外国人（成人・子供）への日本語教育の充実

五 各閣僚におかれては、実施可能な施策は順次実施いただき、有識者会議における御議論も踏まえ、来年一月を目途に当会議で改訂予定の「総合的対応策」において、基本的な考え方や取組の方向性を示しできるよう、スピード感を持って検討を進めていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

I 基本的な考え方

- ・一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- ・入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- ・その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールへの遵守・各種制度の適正化に向けた取組

2 外国人制度の適正化等について

(3) 日本語教育の充実

ア 来日前の日本語教育

- 育成就労制度の開始に向け、現地における日本語教育カリキュラム・教材開発支援、日本語教師の育成等、海外の日本語教育活動を支援

イ 大人（労働者）に対する日本語教育

- 育成就労制度における日本語講習モデルカリキュラムの開発・普及促進
- 監理支援機関や育成就労実施者において認定日本語教育機関や登録日本語教員による日本語講習が円滑に行われるよう運用

ウ 大人（生活者）に対する日本語教育

- オンライン日本語学習教材の充実、地方公共団体による地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援の拡充
- 地域日本語教育に関するガイドラインの作成等を検討

エ こどもに対する日本語教育

- 「プレスクール（仮称）」（初期支援）の方策の検討、ICTや生成AIの活用も含めた指導内容・方法等のガイドラインの提示、日本語指導補助者等への支援の拡充、地方公共団体への財政支援等の拡充

オ 日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上

- 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む）が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するためのプログラムなど、留学生の受入れに限らない場での認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用方策の検討と登録日本語教員の処遇改善の推進

III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

1 日本語教育の充実（前掲）

4 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

(1) 「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人児童生徒の指導に必要な知識・技能を効率的に習得できる研修動画を『かすたねっと』等で配信・周知し、教員の資質向上を図る

(2) 「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 日本語指導の「特別的教育課程」を編成・実施している事例の周知・普及

こども若者★いけんぷらすについて

こども若者★いけんぷらす

^{がいこく}外国^{こども}につながる^{つた}子供たちの「^{りかい}伝えたい、理解したい！」 ^{たいせつ}を大切にする^{きょういく}教育って？

文部科学省 総合教育政策局 国際教育課

令和7年11月 実施

2025年度「こども若者★いけんぷらす」事業



もんぶかがくしょう

文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

- 開催概要
- 参加者の意見
- 1. 学校生活について
- 2. 支援のありかたについて
- 3. 進路支援について
- 4. 自分の強みについて

テーマ	外国につながる子供たちの「伝えたい、理解したい！」を大切にする教育って？
担当省庁	文部科学省
テーマ説明	令和5年度の公立学校に通う日本語指導が必要な児童生徒の数は約6.9万人と約10年間で2倍に増加しており、今後も増加が見込まれます。さらにこのうち約1割の児童生徒が特別な配慮に基づく指導を受けられていない状況も課題です。 外国にルーツをもつ児童生徒の意見を聴くことで、こどもたちの思いや強みを尊重し、ありたい姿の実現を支えるよりこどもたち目線の施策としたいという思いから、本テーマを設定しています。
参加対象者	【出向く型】全日制・定時制を設置する高等学校に通う外国につながる高校生
開催日時	令和7年度11月12日（水）
参加者数	9名

質問 1. 日本に来てすぐ、学校生活でこまったこと心配だったことはありますか？
どうやってその大変さをのりこえましたか？

友人・先生との関わり

- 日本語が話せなくて友達を作るのが大変だった。小学校の国際教室で頑張って勉強した。**自分から積極的に挨拶して初めて友達が作れるようになった。**
- 中学までは「何言ってるの」と言われて「ごめん」としか言えなかった。今までは「分かんねーよ」と突き放すような言い方ばかりだったが、高校になると周りのみんなも大人になっているから、「こういうことを言いたい」と理解してくれようとする、寄り添ってくれるような人が多くなった。
- タブレットでその場で訳しながら会話を聞いていた。**
- 言語だけでなく文化も母国とは違い、どうやって他人と関わり合うか分からなかった。**全く別の言語、文化の中でかなり大変で、最初の1年はずっと帰りたいと思っていた。**
- 学校に国際教室があることで、学校の悩みを話せる場所・相手がいてよかった。**
- 日本語ができず、（周りの会話が）理解できなくて流していたが、**日本語サポートの先生がついてからは大きく変わって、理解できるようになった。**

日本の学校文化等

- 学校にいる時間が日本は長いことに驚いた。母国では授業は4時間程度。**
- 最初柔道部に入ったが、当初、「部活動」がどういうものかわからず、大変だった。遊びみたいなものなのかなと思い、入部届を軽い気持ちで書いて、こんなにまじめな感じとは知らず大変だった。2年生の途中で辞めた。日本語教室で勉強した結果、2、3年生くらいになると日本語が分かるようになって、また柔道部に入り直した。
- 中学生の時は、野球をやりたいかったけれど文字が読めなくて、**野球部があることが分からなかった。バスケ部しか読めなかった。教えてもらっていたら、野球部に入りたかった。**
- 自分で掃除をすることは良いことだと思う。
- 「けんかはだめだ」ということをしっかり伝えた方が良い。日本では「けんかはだめ」ということを教えられて当たり前みたいになっているが、外国ではそうでない（けんかがそこまで悪くない）こともある。
- 学校から帰る間にどこかに行ってはダメということを知らなかった。**

その他

- 日本に来る前から行きたくないと思っていた。**父親がもともと日本で長く働いていて、自分がコロナになったときに父親に日本に来るように言われた。父親なので嫌だとは言えなかった。ほかの家族がまだ母国にいたので「日本に行きたい」とは思えなかった。
- （自分の意思関係なく）自分も強制的に「日本行け」という感じだった。**
- 母親が「息子に強くなってほしい」という想いから特別扱いせず、いきなり日本人いっぱいの中に入るようになった。最初「転校生が来た」とみんな近づいてきて来てくれたけど、全く（言っていることが）分からなかった。**もっと先生が最初生徒たちに説明してほしいかった。**

質問 2. クラスで、どんなサポートがあると、もっと勉強しやすくなると思いますか？

教科の授業

- ある教科の授業は一方通行で考える時間が少ない。**日本語の授業中でも、外国人同士で科目の内容を話すことができる時間があると、お互い理解できるし意見交換もできるし、やったら良いと思った。**
- 国語や数学で、まるで何を言っているかわからなかった。とりあえず頷いて、わかっているふりをしていた。数学は得意なので、話している内容がわからなくても勉強にはついていけた。
- **数学で習う内容が日本と自分の国で違う。母国で13歳で勉強する数学の内容と、日本で13歳で勉強する数学の内容が違う。**数学の内容について、英語か母国語で教えてもらうようなサポートがあると良いと思う。
- 国語はとても難しい。小説や古文、文法も単語もわからない。現代文とか古文の前に、まずは**日本語そのものを学びたい。**
- **最初の頃は、テストにローマ字が付いていたのは本当に助かった。**
- ある授業で日本語が早くて難しかった時に、**サポートの先生がいつも隣に来て翻訳してくれた。**
- **スライドに写真や動画を入れて、それを見ながら先生が教えてくれるとわかりやすい。**

取り出しの日本語教室等

- 中学に日本語の先生がいて、毎週木曜・金曜で日本語の勉強があった。行きたい学校のために必要な科目だけ教えてくれて、ありがたかった。
- **日本語の勉強のための授業があると嬉しい。**
- **高校のガイダンスルームの先生で、日本語能力試験のサポートをしてくれたのがよかった。**
- その中学は自分だけが外国人だったから、先生2人と生徒は自分1人みたいな感じ。結構分かりやすくて良かった。最初はひらがなもわからなかったから、カードがあってそれでゲームしながら教えてもらっていた。
- **「サポート」と「自分で乗り越えるバランスをとること」が大事だと思う。国際教室でずっと学んでいて、日本語の上達には、一般の日本人の生徒の中に混ざっていた方が良かったのかなと感じる。**

ICT関係

- 通訳のアプリとか、イヤホンを繋いで同時通訳とかしてくれると、嬉しい。同時通訳は難しいと思うけれど、あると嬉しい。
- **授業中のスマートフォンの使用がダメで、翻訳もできなかったのはつらかった。**
- 翻訳機を使っていたけど、音声とは全然違う言葉ばかり表示されて、困った。

質問3. 進路を考えるとときに、不安に思うこと、こまっていることはありますか？ どんなサポートがあればうれしいですか？

情報の取得

- 入試のシステムが分からなかった。先生に聞いたり、インターネットで調べないといけなかった。大学の説明会に行ったときに案内してくれる人が日本語で、コミュニケーションをとるのが難しく、必要なハンコをもらいに行くのも苦労した。
- 高校に行くのは当たり前と思っていたが、最後の1か月で成績が必要であることが理解でき始めて、勉強を追い込んでやって高校に入ることができた。
- 大学のホームページ、翻訳されているページとされていないページがある。どこから読めばいいかわからない。翻訳してもよくわからない。
- 日本の社会的なルールや大学がどのような場所かわからない。受験ルールは分かるけれど、どのような大学があるのか、どのような生活なのか分からない。だからまだちゃんと考えられていない。
- 進路に関して、正しい情報を教えてほしい。授業以外でも、もっと（サポートが）あったら良いと感じる。無料のものや教えてほしいときに行けるようなフレキシブルなものがあると良い。

進路選択

- 自治体のオンラインでの日本語クラスを受けていた。そのクラスで「日本の高校を卒業したい」と伝えたら、外国人支援を行うNPO団体を紹介してくれたので登録した。朝NPOに行って、夜は自治体のオンラインクラスを取っていた。NPOで「日本の大学に進学したい」と伝えたら、この高校を勧めてくれた。
- 自分のレベルにあった高校を選んだ。外国人等特別募集があるからこの学校を選んだ。中学校の先生からそのような募集があることを教えてもらった。
- 外国人支援を行うNPO団体に通っていて、受験のためのサポートをしてくれた。他の高校では、3週間に1回くらい進路について個別で相談する時間があるよう。
- ホームルームで毎週水曜日将来のことを考える機会を作ってくれている。英語の先生になりたいと言ったら、適切な大学を紹介してくれたりしている。

今後の夢

- 日本にいたいと思っている。大学に進みたい。学費の関係で母国に帰ることも考えたが、父に相談したら「気にしなくてよい」と言ってくれた。
- 目指している大学が獣医関係のため、日本での進学は難しいと学校の先生に言われている。どうしても獣医の勉強を、日本か母国でしたいと思っている。まずは、日本で夢を叶えるために頑張りたい。（日本で夢をかなえることが）不可能であれば、母国に帰国して大学に行くことも考えている。
- 一般受験はもう無理だと感じていて、英語とか他の方法で入学したいと考えているけど、（その入試方式をとっている）大学がレベルが高くて入れるかなという不安がある。
- 通訳じゃなくて、サポーターのような仕事をしたいけれど、自分の語学力はまだまだと思う。母国語を活かしたいけれど、自分の日本語がまだまだ。自分で日本語の勉強をして、サポーターのような仕事になりたい。

4. 自分の強みについて

質問 4. 自分の強みは何だと思いますか？その強みが生きるために、どんなことが社会だとよいと思いますか？

自分の強み

- **人の話を聞くのが好きなことが、自分の強みだと思う。**相手の考えていることを理解できる。しっかり聞いているから、答えることも正確にできると思う。
- 私は柔道が好きなので、柔道クラブとか自分の特技が生かせる場があるとよい。今の学校にはクラブがない。
- **自分の強みが何かわからない。**
- **（自分の母国語を生かす機会は学校内であるか？と問われ）ある。機会があったら活かしたいかはちょっと悩む。**
- **学校説明会有り、自分と同じ母国から来た生徒がいて、日本が全然わかっていなくて（自分が母国語で学校のことを）説明した。**
- 諦めないこと。努力家と言われることが多い。できるかできないかは関係なく、やり続けられるところが自分の強みだと思う。諦めたいと思っても、やるしかないと思ったら進む力はあると感じる。

どんな社会がよいか

- **大切なことは、先生が生徒それぞれの特徴に目を向けること。外国人・日本人関係なく、生徒のそれぞれの特徴に目を向けてくれると嬉しい。生徒個人に目を向けてくれないと、生徒のやる気をなくしてしまい、もう学校に来たくなくなってしまうと思う。**みんなのいいところを伸ばすという思いを、先生全員が持つことが大事。勉強はしたいが、学校が良い場所と感じてないと学校に行きたくない。学びたいから、良い場所だと思って学校に行きたい。私より周りの友達が困っている。周りの友達は、（学校に対して）場として良い場所だと思えるようになると学校に行きたくなくなると思う。先生がひとりひとりに目を向ければ、良い場所になると思う。
- 自分が関わる中ではないが、**「日本人はこうだ」「外国人はこうだ」というステレオタイプはよくない。**ネットに書いてあることで、「〇〇人」とくらわれることはよくある。
- **外国人への扱いではなく、一人間として接してほしい。**小中で外国人であることで「何言ってるの」と言われたりで嫌な気持ちになったことがあったから、小中学校から外国人への接し方を教えられると良いと感じる。
- **日本は外国人に厳しいと思う。**例えば「日本に来て勉強するにはN4レベルはないと難しいですよ」のようなアナウンスが（日本に来ようとしている外国人に向けて）できると良い。自分の今後の進路、大学はどこ行くかとか仕事はどうするかがよく分からない。
- **自分の両親は（母国で）大学まで勉強した強みを日本で生かせていない。**具体的に言うと、自分の親は弁護士だったが、日本でできていない。自国で学んだもの・強みを日本でも生かせるような社会にしてみたい。

質問★. 意見聴取に参加してみてどうだったか

- すごく良かった。それぞれの考え方を知ることができた。いろんな人の価値観を知れた。
- **自分の考えていることを言えてよかったし、クラスメイトの考えていることを知れてよかった。**
- 自分は日本に来た時困ったことがなかったけど、困っている人の気持ちも知ることができた。あまり普段からこういう話をするのではない。
- **自分がずっと言いたかったことをやっと言えた。**
- **自分が日本に最初来た時と同じ経験をした人と会えて、自分だけの悩みじゃないんだと思えてよかった。**
- 色々な人の意見を聴けてよかった。
- もっとたくさんの人と話したい。人数が少ない。もっといろんな意見が聴きたい。
- **今までのことを思い出して、よく頑張ったなと自分でも感じる。自分の過去の話話を話せて楽しかった。これが社会の貢献になるのがうれしい。**
- みんなの話を聞いて、いろいろなことを思い出していて、自分だけでなくみんなも苦労してきたんだなと感じた。だからこそお互いにサポートできると良いのかなとも思った。（同じ境遇の）他の人から学ぶことが大事。
- **みんな日本に来て同じ問題を抱えているんだなと感じた。サポートが必要だと感じる。**例えば今日しなきゃいけない宿題とかだと、今日やらなきゃいけないことは黒板に書いて、「〇〇さん（外国の生徒）はこれをノートに書いてください」など**外国の生徒向けに伝え方を工夫してほしいと感じた。先生だけでなく友達に相談しても言語が違うから難しかった。**